

アフリカレポート

AFRICA REPORT

No.53 (2015年) 目次 (ジャンル別)

論考

南アフリカにおけるコイサン復興運動と土地政策	佐藤 千鶴子	1-12
牧畜社会の食料安全保障における 地域セーフティネットの意義 ——ケニア北部レンディール社会の事例から——	孫 暁 剛	13-24
コートジボワールは安定したのか——ワタラ政権下の軍事的状況 の総括と展望——	佐藤 章	44-56

時事解説

2015年ナイジェリア選挙——政権交代の背景とブハリ次期大統領の課題——	玉井 隆	25-28
南アフリカのゼノフォビアに対する反発——モザンビークにおける南アフリカ人国外退去要求——	網中 昭世	39-43
ギニアにおけるエボラ出血熱の流行をめぐる「知」の流通と滞留	中川 千草	57-61
2015年エチオピア総選挙——現政権圧勝後の展望——	児玉 由佳	62-67

資料紹介

北川勝彦・高橋基樹編『現代アフリカ経済論』ミネルヴァ書房	牧野 久美子	29
Jonas Hjort “Ethnic Divisions and Production in Firms.” <i>The Quarterly Journal of Economics</i> .	福西 隆弘	30
園部裕子『フランスの西アフリカ出身移住女性日常の実践——「社会・文化的仲介」による「自立」と「連帯」の位相——』明石書店	佐藤 千鶴子	31
大山修一『西アフリカ・サヘルの砂漠化に挑む——ごみ活用による緑化と飢餓克服、紛争予防——』昭和堂	岸 真由美	32
山本佳奈『残された小さな森——タンザニア 季節湿地をめぐる住民の対立——』昭和堂	武内 進一	33
目黒紀夫『さまよえる「共存」とマサイ——ケニアの野生動物保全の現場から——』新泉社	津田 みわ	34
石原美奈子『せめぎあう宗教と国家——エチオピア 神々の相克と共生——』風響社	児玉 由佳	35
Gabeba Baderoon <i>Regarding Muslims: from Slavery to Post-Apartheid</i> . Wit University Press.	網中 昭世	36
網中昭世『植民地支配と開発——モザンビークと南アフリカ金鉱業——』山川出版社	網中 昭世	37
佐藤章『ココア共和国の近代——コートジボワールの結社史と統合的革命——』アジア経済研究所	佐藤 章	38
戸田美佳子『越境する障害者——アフリカ熱帯林に暮らす障害者の民族誌——』明石書店	牧野 久美子	68
Katherine S. Newman and Ariane De Lannoy <i>After Freedom: The Rise of the Post-Apartheid Generation in Democratic South Africa</i> . Beacon Press.	佐藤 千鶴子	69
内藤直樹・北山輝裕編『社会的包摂／排除の人類学——開発・難	津田 みわ	70

民・福祉——』昭和堂			
古川 光明『国際援助システムとアフリカ——ポスト冷戦期「貧困削減レジーム」を考える——』日本評論社	武 内 進 一		71
小川了『第一次世界大戦と西アフリカ——フランスに命を捧げた黒人部隊「セネガル歩兵」——』刀水書房	佐 藤 章		72
平野千果子『アフリカを活用する——フランス植民地からみた第一次世界大戦——』人文書院	網 中 昭 世		73
佐藤靖明・村尾るみこ編『衣食住からの発見 FENICS 100 万人のフィールドワーカーシリーズ 11』古今書院	岸 真由美		74
高野秀行『恋するソマリア』集英社	児 玉 由 佳		75
Arkebe Oqubay <i>Made in Africa: Industrial Policy in Ethiopia</i> . Oxford University Press.	福 西 隆 弘		76

No.53 (2015年) 目次 (配信順)

南アフリカにおけるコイサン復興運動と土地政策 (論考)	佐藤 千鶴子	1-12
牧畜社会の食料安全保障における 地域セーフティネットの意義 ——ケニア北部レンディール社会の事例から—— (論考)	孫 暁 剛	13-24
2015年ナイジェリア選挙——政権交代の背景とブハリ次期大統領の課題—— (時事解説)	玉 井 隆	25-28
北川勝彦・高橋基樹編『現代アフリカ経済論』ミネルヴァ書房 (資料紹介)	牧 野 久美子	29
Jonas Hjort “Ethnic Divisions and Production in Firms.” <i>The Quarterly Journal of Economics</i> . (資料紹介)	福 西 隆 弘	30
園部裕子『フランスの西アフリカ出身移住女性日常の実践——「社会・文化的仲介」による「自立」と「連帯」の位相——』明石書店 (資料紹介)	佐藤 千鶴子	31
大山修一『西アフリカ・サヘルの砂漠化に挑む——ごみ活用による緑化と飢餓克服、紛争予防——』昭和堂 (資料紹介)	岸 真由美	32
山本佳奈『残された小さな森——タンザニア 季節湿地をめぐる住民の対立——』昭和堂 (資料紹介)	武 内 進 一	33
目黒紀夫『さまよえる「共存」とマサイ——ケニアの野生動物保全の現場から——』新泉社 (資料紹介)	津 田 み わ	34
石原美奈子『せめぎあう宗教と国家——エチオピア 神々の相克と共生——』風響社 (資料紹介)	児 玉 由 佳	35
Gabeba Baderoon <i>Regarding Muslims: from Slavery to Post-Apartheid</i> . Wit University Press. (資料紹介)	網 中 昭 世	36
網中昭世『植民地支配と開発——モザンビークと南アフリカ金鉱業——』山川出版社 (資料紹介)	網 中 昭 世	37
佐藤章『ココア共和国の近代——コートジボワールの結社史と統合的革命——』アジア経済研究所	佐藤 章	38
南アフリカのゼノフォビアに対する反発——モザンビークにおける南アフリカ人国外退去要求—— (時事解説)	網 中 昭 世	39-43
コートジボワールは安定したのか——ワタラ政権下の軍事的状況の総括と展望—— (論考)	佐藤 章	44-56
ギニアにおけるエボラ出血熱の流行をめぐる「知」の流通と滞留 (時事解説)	中 川 千 草	57-61
2015年エチオピア総選挙——現政権圧勝後の展望—— (時事解説)	児 玉 由 佳	62-67
戸田美佳子『越境する障害者——アフリカ熱帯林に暮らす障害者の民族誌——』明石書店 (資料紹介)	牧 野 久美子	68
Katherine S. Newman and Ariane De Lannoy <i>After Freedom: The Rise of the Post-Apartheid Generation in Democratic South Africa</i> . Beacon Press. (資料紹介)	佐藤 千鶴子	69
内藤直樹・北山輝裕編『社会的包摂／排除の人類学——開発・難民・福祉——』昭和堂 (資料紹介)	津 田 み わ	70
古川 光明『国際援助システムとアフリカ——ポスト冷戦期「貧困削減レジーム」を考える——』日本評論社 (資料紹介)	武 内 進 一	71
小川了『第一次世界大戦と西アフリカ——フランスに命を捧げた黒人部隊「セネガル歩兵」——』刀水書房 (資料紹介)	佐藤 章	72
平野千果子『アフリカを活用する——フランス植民地からみた第一次世界大戦——』人文書院 (資料紹介)	網 中 昭 世	73
佐藤靖明・村尾るみこ編『衣食住からの発見 FENICS 100万人のフィールドワーカーシリーズ 11』古今書院 (資料紹介)	岸 真由美	74

高野秀行『恋するソマリア』集英社（資料紹介）	児玉由佳	75
Arkebe Oqubay <i>Made in Africa: Industrial Policy in Ethiopia</i> . Oxford University Press.（資料紹介）	福西隆弘	76

AFRICA REPORT No.53 (2015)

Table of Contents (by category)

Articles

Khoisan Revivalism and Land Policy in South Africa	Chizuko Sato	1-12
The Importance of Local Safety Nets for Food Security of Pastoralists: A Case Study of the Rendille Pastoralists of Northern Kenya	Xiaogang Sun	13-24
Has Côte d'Ivoire Recovered Its Stability?: Evaluation of Security Situation under Ouattara Regime	Akira Sato	44-56

Brief Reports

2015 Nigerian Election: Background to the Change of Government and Challenges to President-Elect Buhari	Takashi Tamai	25-28
Backlash against South African Xenophobia: Mozambican Demands for the Expulsion of South Africans	Akiyo Aminaka	39-43
“Knowledge” Circulation and Stagnation about Epidemic of Ebola Virus Disease in Guinea	Chigusa Nakagawa	57-61
2015 Ethiopia General Elections: Implications from the Landslide Victory of the Current Regime	Yuka Kodama	62-67

Book Review

29-38
68-76

AFRICA REPORT No.53 (2015)
Table of Contents (by publishing date)

Khoisan Revivalism and Land Policy in South Africa (Article)	Chizuko Sato	1-12
The Importance of Local Safety Nets for Food Security of Pastoralists: A Case Study of the Rendille Pastoralists of Northern Kenya (Article)	Xiaogang Sun	13-24
2015 Nigerian Election: Background to the Change of Government and Challenges to President-Elect Buhari (Brief Report)	Takashi Tamai	25-28
Book Review		29-38
Backlash against South African Xenophobia: Mozambican Demands for the Expulsion of South Africans (Brief Report)	Akiyo Aminaka	39-43
Has Côte d'Ivoire Recovered Its Stability?: Evaluation of Security Situation under Ouattara Regime (Article)	Akira Sato	44-56
“Knowledge” Circulation and Stagnation about Epidemic of Ebola Virus Disease in Guinea (Brief Report)	Chigusa Nakagawa	57-61
2015 Ethiopia General Elections: Implications from the Landslide Victory of the Current Regime (Brief Report)	Yuka Kodama	62-67
Book Review		68-76

『アフリカレポート』 第 53 号

企画・編集 『アフリカレポート』編集委員会
発行 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

2015 年発行

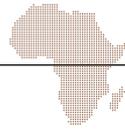
URL : <http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/Africa/>

ISSN : 2188-3238

『アフリカレポート』第 53 号の編集方針、企画の審議、原稿の審査は、以下の編集委員会が行いました。

編集委員長 武内進一・福西隆弘

編集委員 網中昭世 岸真由美 児玉由佳 佐藤章 佐藤千鶴子 津田みわ
牧野久美子



南アフリカにおけるコイサン復興運動と 土地政策

Khoisan Revivalism and Land Policy in South Africa

佐藤 千鶴子

SATO, Chizuko

要 約 :

本稿の目的は、コイサン向け土地政策の立案・協議過程に関する考察を通じて、1990年代後半に南アフリカのカラード・コミュニティの間で生じたコイサン復興運動が主張する土地要求の内容とそれに対する政府の政策的対応について明らかにすることである。つい最近まで、コイサンの土地要求が重要な政策課題として取り上げられることはなかったが、2013年2月のズマ大統領による施政方針演説をきっかけにこの状況は大きく変化した。農村開発・土地改革省（DRDLR）とコイサンの代表者との間で「1913年を期限とする土地返還の例外」について協議をするための場が新設され、2014年4月にはDRDLRが具体的な政策提案を行うことになった。本稿では、この提案が果たしてコイサン復興運動の要求を満たすものなのかどうか、この提案の実行にはどのような課題が存在するのかについて論じる。

キーワード : 南アフリカ コイサン復興運動 土地政策 改正土地権返還法 (2014年)

はじめに

2014年7月、ズマ（J. Zuma）大統領が改正土地権返還法（2014年）に署名した後の『ケープタイムズ』紙一面には、「ついにサン、コイの土地申請が可能に」という見出しが躍った[Cape Times, 2 July 2014]。だが、この見出しは誤った情報を伝えていた。改正法の目的は土地返還の申請を2019年6月末までの5年間にわたって再開することであり、1913年以後の土地剥奪を対象とする点に変更されなかったからである。つまり、コイとサンの子孫は、ほかの人々と同様、1913年原住民土地法以降に土地を奪われた場合には土地返還を申請できるが、それ以前の土地剥奪については申請できない。これは、複数のコイサン¹活動家が求めていた、1913年以前の土地剥奪を対象とするように土地返還事業の扱う期間を拡大するのとは異なる。とはいえ、ンクウィンティ（G. Nkwinti）農村開発・土地改革担当相は、同法に関する記者会見において、コイサンへの言及も忘れなかった。

申請期間を再開するにあたり、この過程から排除され続けているコミュニティが存在することに留意している。……コイとサンのコミュニティである。彼らの苦境を忘れたわけではない。彼らの懸念に対応するために、**1913年原住民土地法を期限とする返還事業の例外**に関する政策について現在、立案中であることを保証する [DRDLR 2014a]。

2013年2月の施政方針演説においてズマ大統領は、1998年末に締め切られた土地返還申請の再開と、現行では対象外であるコイサンの申請に対応するため1913年期限の例外について検討するつもりであることを表明した [Zuma 2013]。同年5月に改正土地権返還法案（2013年）が発表されると、申請再開の是非をめぐる議論が活性化する一方で²、同法案により1913年以前に土地を剥奪されたコイサンに対しても申請が認められるのではないかと、との誤解と期待がマスコミ、政治家、コイサン活動家を問わずさまざまな人々の間に広がった。だが、実際には2つの政策プロセスは別個のものである。誤解の原因は、部分的にはこの問題について、多くの注目が集まっているにもかかわらず、コイサンによる土地要求がどのようなものであり、それが現在の南アフリカにおいてどう実現可能なのかがいずれも不明瞭であることによる。さらには、農村開発・土地改革省（Department of Rural Development and Land Reform: DRDLR）が開始したコイサン団体やグループ³との政策協議過程に関する情報が不足していることも原因であろう。そこで本稿では、

¹ 歴史的にはコイ（コイコイ）とサンは別個の集団として現れるが、現在の南アフリカにおいては、コイサン（Khoisan, Khoi-San）という用語がこれら2つの集団を指す集合名詞として一般に使用されており、固有名詞を除き、本稿でも基本的にこの語を用いる。なお、最近では現代ナマ語の正字法に従いコエサン（Khoesan, Khoe-San）と表記される場合もある。

² 土地返還申請の再開については多くの学識者が慎重な意見を表明し、土地NGOの間では意見が割れた。改正法案をめぐるさまざまな意見については、著者による「海外研究員レポート 南アフリカ、土地返還申請の受付再開へ（2014年3月）」（http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1403_satochizuko.html）を参照されたい。

³ 後に述べるように、南アフリカにおけるコイサン復興運動の担い手は、ある程度組織的な構造を有する団体から、数名程度の個人ないし親族からなるグループまで、多岐にわたっている。



2013年初頭以降のコイサン向け土地政策の立案・協議過程とその政治的背景を考察することを通じて、1990年代後半に南アフリカで生じたコイサン復興運動が主張する土地要求の内容とそれに対する政府の対応について明らかにしたい。なお、本稿が依拠するコイサン復興運動に関する知見の多くは、2013年7月～2014年9月に西ケープ州を拠点とするコイサン活動家に対して行ったインタビューおよびいくつかの会合への出席を通じて得られたものである。

1. コイサン復興運動の現在——西ケープ州ケープタウンを中心に——

歴史家も人類学者も、20世紀後半の南アフリカにはもはやコイとサンは独立した集団として存在しなくなった、と論じてきた [Elphick 1985, xviii; Barnard 1992, 27-28]。だが、1994年の民主化後、アパルトヘイト期にカラードとして分類された人々の間で、南アフリカの先住民としてのコイ、サン、あるいはコイサンを名乗る人々⁴が出現した。民主化後のコイサン・アイデンティティの発動には2つの側面があり、その第一は、これが、アパルトヘイトの終焉により自らのアイデンティティを自由に模索することが可能となったことを背景に生じた、ルーツと帰属意識を求める個人的な自己探求の道である、ということである。その一方で第二に、これは個人レベルにとどまる現象ではなく、コイサンの法的な認定を含むさまざまな要求の実現を政府に対して働きかけるコイサン復興運動でもある。コイサン復興運動は、雇用均等法（1998年）や伝統的指導者枠組み法（2003年）といった人種やエスニシティをよりどころとする政策の実施を背景に21世紀に入って拡大した [佐藤 2014]。

南アフリカにおけるコイサン復興運動の拠点のひとつが、人口の約半分をカラードが占める西ケープ州であり、同州ではケープタウンを中心とする都市部の旧カラード居住区に住む人々が運動の中心を担っている。都市化した彼らの生活や服装は周囲となんら変わるところがなく、外見上ではある人がコイサンかどうかを判断することはできない。2000年代半ば以降、コイ、サン、あるいはコイサンを自称する人々やグループの数が飛躍的に増加し、南アフリカ社会のなかでの認知度が高まったものの、コイサンの数を特定することは不可能であり、コイサン復興運動の全体像を得ることも簡単ではない。カラードはすべてコイサンであるとコイサン活動家は主張するが、実際にはカラードのなかでコイサンを名乗る人々は一部にすぎない。グリクア全国会議 (Griqua National Conference: GNC)⁵のように、長期にわたるリーダーの記録と組織的な構造を有している団体がある一方で、数名程度の個人ないし親族からなるグループもある。ウェブサイトを有する団体もあるが、更新がほとんど行われていない場合が多く、情報の発信や共有、議論の手

⁴ コイサン・コミュニティと指導者の地位を認定するための協議が、政府とコイサンの代表者の間で過去15年にわたり続けられてきたが、現時点では、コイサンは南アフリカにおいて文化的属性を有する集団としては法的に認められておらず、コイサンの定義も存在しない。そのため、現時点では、コイサンとはあくまで自称、ということになる。ただし、政策協議の一環として1999年に政府が実施した調査により、南アフリカには5つの主たるコイサン集団——グリクア、コラナ、ナマ、ケープコイ、サン——が存在することが特定されている [DTA 2011]。

⁵ グリクアは、20世紀初頭からグリクアとして認定されることを要求してきた集団であり、主に西ケープ州、北ケープ州、クワズールー・ナタール州に居住する。グリクアの人々の間にはいくつかの代表団体が存在し、GNCはそのひとつである。



段としてはフェイスブックやワッツアップ (WhatsApp)⁶のグループチャットが主に活用されている。それでも、コイサンの代表を名乗る活動家や団体が存在し、中央政府と州政府はこれらの人々と政策的な協議を行っている。

西ケープ州、とりわけケープタウンで積極的に活動しているコイサンのグループおよび団体は、大きく3つのカテゴリーに分けることができる。第一が、あるコイ集団ないしコイの下位集団の首長(チーフ)ないし王を名乗る人々とその仲間からなるグループである。首長のなかには、歴史的に有力な家系の子孫であることを証明可能な人々もいるとされるものの、その多くは自称であり、歴史的な裏づけを持たない。自称コイ首長ないしコイサン首長急増の背景にはおそらく、伝統的指導者枠組み法(2003年)などを通じて、政府から伝統的指導者として認定されることにより得られうる利益が増加したことが関係している。コイサン復興運動の担い手のなかでは互いに王や首長と呼び合い、首長であることを示すためのヘッドバンドやハリネズミの針を頭に巻き、動物の毛皮を模した布を羽織って政府との会合に出席する人々もいる。西ケープ州の首長は男性が多いが、東ケープ州では女性のコイ首長も存在する。

第二のカテゴリーは、先住民としての権利の主張と文化の復興のために行動する活動家の団体である。たとえば南アフリカ先住民復活研究所(Institute for the Restoration of the Aborigines of South Africa: IRASA)⁷は、コイサンの先住民としての地位の認定と土地に対する先住民権の回復の提唱をメインに活動している。他方、コエ・サン・アクティブ啓発グループ(Khoe and San Active Awareness Group: KSAAG)⁸やコイサン王国(Khoisan Kingdom)⁹のような団体は、コイサン言語、遺産、儀式的回復・保護・促進といった文化的活動に力を入れている。

第三のカテゴリーは、ドレッドロックという特有の髪型で周囲との違いが容易に確認できるラスタファリアンで、少なくとも西ケープ州では、さまざまなコイサンの会合で存在感を発揮している。彼らのなかには、コイサンはそもそも、ラスタの母国であるエチオピア起源であると主張する人すらいる¹⁰。ラスタとコイサンの親和性は、虐げられたコイサンの歴史と南アフリカ社会のなかで異端者扱いされるラスタの状況を重ね合わせていることに加えて[Tolsi 2011]、薬草の使用や自然との調和といった標榜する生活スタイルの近接性が関係しているようである。だが、コイサン活動家のなかには、ラスタをコイサンとして認めない人々や、違法薬物であるマリファナを日常的に使用するラスタの習慣を批判する人々もいる。

上記の3つのカテゴリーは必ずしも相互に対立・競合関係にあるわけではなく、個々の団体やグループを超えた協力や連合体を結成しようとする試みも複数存在する。会合の場での発言力や政府との交渉において行動力を発揮する有力なリーダー間のコミュニケーションやネットワークも密接である。だが、コイサンのリーダーないし首長として相応しいのは誰か、政府との交渉をする権利を持つのは誰かをめぐって権力闘争が存在し、団体やグループの分裂も見られる。そのため、現状のコイサン復興運動は、一丸となって政府との交渉に臨めるような状況にはない。

⁶ スマートフォンで使用する無料アプリで、リアルタイムでメッセージや画像、音声のやり取りができるほか、グループを作り、グループ内でこれらの情報を共有することが可能である。

⁷ <http://aboriginalkhoisan.org/> 2014年7月28日アクセス。

⁸ <http://ksaag.wordpress.com/> 2014年7月28日アクセス。

⁹ <http://www.khoisan.net/> 2014年7月28日アクセス。

¹⁰ コイサン活動家インタビュー、2013年10月5日、於ホートベイ(Hout Bay)。



2. コイサン復興運動の土地要求

次に、コイサン復興運動の土地要求の内容を見てみよう。改正土地権返還法案（2013年）の公聴会など公の場で複数の活動家によりたびたび表明されてきたのは、コイサンは南アフリカ全体ないし国境を越えた南部アフリカ地域全体の土地に対する権利を有する、という主張である。特定の土地の返還ではなく、抽象的ともいえる南アフリカの土地全体に対する権利の主張は、ケープタウンのあるコイサン活動家の言葉によく表現されている。

ここに来たものは誰であれ、どこから来たにせよ、われわれ〔コイサン〕に出会った。われわれがこの地の本来の住人である。われわれは自分たちの土地と言語が認められることを望む。土地を持つことができれば、文化的奴隷状態を終わらせることができる。ヨーロッパ人がここに来る前は、われわれは主権を持つ人民であった（Basil Coetsee, quoted in Besten [2009, 147]）。

だが、コイサンは歴史的な土地の完全なる回復、コイサン・ホームランドないしコイサン国家の建設を要求しているのではない。彼はこう続ける。「すべての移民が国を離れるべきだと言っているのではない。土地は十分にある」[Besten 2009, 147]。実際、前回の土地返還申請期限（1998年末）までに、広大な土地の返還を求めて、返還申請を提出したコイサン活動家もいる。北ケープ州のあるコイサン活動家は、「北ケープ、西ケープ、東ケープ（〔旧〕ケープ〔植民地・州〕全体）」の土地返還を求めたが、彼の申請はすべて土地権返還法（1994年）の対象外であるとして却下された¹¹。

南アフリカはコイサンの土地であるという主張は、具体的には何を意味するのであろうか。この質問に対して、ケープタウンのあるコイサン活動家は、北西州のロイヤル・バフォケン（Royal Bafokeng）コミュニティの例を挙げた。バフォケンは、鉱物資源から得られる収入のおかげで、南アフリカでもっとも裕福なコミュニティとしてしばしば言及される。この活動家は、コイサンの土地、すなわち南アフリカ全土で営まれる商業農場を含むさまざまなビジネス活動から得られる使用料（ロイヤリティ）の見込みについて熱く語った¹²。このことは、コイサンの土地に対する要求が象徴的な意味のみならず、経済的資源へのアクセスという意味を持っていることを表している。

南アフリカ全体がコイサンのものであるとする見解は、コイとサンを南アフリカの最初の先住民（first indigenous）として憲法に明記せよとする要求と密接に結びついている。この主張は、バントゥ系アフリカ人が来る前にコイサンがこの地に住んでいたという史実に基づいており、かれらの要求には中央・州・地方のすべてのレベルの政府においてコイサンの代表権を認めることが含まれている [Le Fleur 2001]。コイとサンがバントゥ系アフリカ人の到来以前に現在の南アフリカ国土に居住していたという史実は、考古学者や歴史家の研究、南アフリカ全土に散らばるロッ

¹¹ 北ケープ州土地返還委員会からの電子メールでの回答（2013年10～12月）。

¹² コイサン活動家インタビュー、2013年7月30日、於ホートベイ（Hout Bay）。



ク・アートなどに裏づけられており、疑義をはさむ余地はない。だが、今日、コイサンを自称する人々が、歴史上のコイとサンの子孫であると主張し、その先住民としての地位に基づいて政治への参加と経済的パイの分け前を求める際には、何を根拠にそうするのが問われざるを得ない。とりわけ、都市に住むコイサンの生活スタイルはほかの人々と大差がなく、今日、南アフリカのほとんどのコイサンは言語を含む文化的制度を保持していない¹³。

ケープタウンのコイサン活動家の土地要求は、歴史的な結びつきを持つ特定の土地に対するものではなく、南アフリカ全土や旧ケープ植民地・州、あるいはケープタウンの大部分のような、広大な土地に対して主張されることが多い。だが、改正土地権返還法案（2013年）をめぐる議論が活性化すると、ケープタウン市内においても、ディストリクト・シックス（District Six）地区¹⁴やオード・モーレン・エコ・ビレッジ（Oude Molen eco-village）といった特定の土地に対して、「祖先の土地」ないし「祖先の住居（クラール）」であると主張し、占拠するコイのグループが出現した [Cape Times, 18 June 2013, 2 June 2014]。いずれも短期間に終了したこれらの土地占拠は、政府やディストリクト・シックス地区の土地返還申請人との衝突をもたらしたのみならず、コイサン活動家のなかからも批判の声が挙がった [Cape Times, 25 June 2013]。

3. コイサン向け土地政策の立案・協議過程

上記では、コイサン復興運動とその土地要求について叙述した。本稿の後半部では、コイサンの要求に対して政府がどう応じようとしているのかを考察する。

(1) 1997年土地政策白書と1913年期限の根拠

まず、遡って土地返還の申請ができる期限を1913年とした根拠について振り返ってみよう。コイサンによる土地返還申請を認める際の最大の障害として、現在挙げられるのが南アフリカ憲法の規定である。同憲法は、南アフリカにおける土地返還について、原住民土地法が成立した1913年6月19日以降に人種差別的な法律ないし慣行の結果として土地を剥奪された事例のみを扱う、と明確に述べている [DLA 1997, 8]。多くのコイサンは、1913年よりはるか以前に土地を剥奪されたため、コイサンによる土地返還申請は、1994年土地権返還法の対象外となった。これに関して、多くの形態の土地剥奪が1913年以前に起こったため、遡って土地返還の申請ができる期限を

¹³ 先住民の地位を主張するにあたり、コイサン活動家は「1989年の先住民及び種族民条約（第169号）」にしばしば言及する。南アフリカが未批准のこの条約は、先住民を、「独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確定の時に当該国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫であるため先住民とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの」と定義している。この定義によれば、南アフリカではコイサンのみならずアフリカ人も先住民ということになるだろう。条約の日本語訳は国際労働機関ホームページを参照したが、英文のindigenousには「原住民」ではなく「先住民」の訳語を用いた (http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238067/lang--ja/index.htm 2014年11月13日アクセス)。

¹⁴ 同地区は、アパルトヘイト期の集団地域法により白人地区とされたため、1960年代に白人以外の居住者が強制的に立ち退かされ、住人の多くがケープフラッツ（Cape Flats）地区へと移住させられた。民主化後、多くの家族が土地権返還法に基づき土地返還を申請したが、さまざまな理由で返還事業はあまり進んでいない [Beyers 2010]。



1913年とするのは恣意的である、と批判する論者もいる [Cavanagh 2013, 104-109]。だが、1913年が期限として選ばれたのには少なくとも以下の3つの理由があったことを思い出す必要がある。

第一に、国民党政府とアフリカ民族会議 (African National Congress: ANC) が将来の政治体制について交渉を重ねていた1990年代初頭の、アパルトヘイト撤廃後の土地改革の見通しと方法に関する議論について記憶をめぐらせるならば、当時は3つの選択肢があった。それらは、①ヤン・ファンリーベック (J. van Riebeeck) 率いるオランダ東インド会社がケープタウンへの入植を開始した1652年、②原住民土地法が制定された1913年、③国民党が政権を掌握しアパルトヘイト政策を開始した1948年、である。これら3つの選択肢のなかから1913年が選ばれた。その理由としては、1948年では過去の不正義を是正する規模があまりにも限定的なものとなり、逆に1652年では、過去の土地剥奪と植民地主義をもっとも徹底的に是正することができるものの、土地剥奪の詳細を証明し、土地返還の対象となる人々を精査する作業ははるかに困難なものとなる、ということが挙げられる。1913年は便利な中間点であり、交渉に基づく政治的解決のなかで達成された妥協のひとつの例であった。

第二に、現在の土地返還の対象範囲と方法は、政治的交渉のもとでの妥協によってのみ定められたわけではなかった。1990年代初頭、民主化後の土地改革についての議論が始まったとき、研究者、援助関係者、将来の政策担当者の間では、何らかの土地改革が必要であるという点では合意が存在した。しかしながら、どのような種類の土地改革か、という点については一致していなかった。ANCは、1955年に採択された自由憲章のなかの「土地は耕す人々の間で分かち合うべきである」という原則について語るばかりで、具体的な提案は持ち合わせていなかった。こうした状況において、1913年の原住民土地法制定以前に土地を購入・所有していながら、その後土地を奪われた、あるいは長い間、土地剥奪の脅威にさらされてきた人々の間で、土地の返還を求める運動が生まれた。「白い」南アフリカのなかで黒人が所有する土地として、アパルトヘイト政府により「ブラック・スポット」と名づけられたこのような土地に住む人々、ならびにかつてブラック・スポットに住んでいた人々は、強制移住の執行停止を求めたのみならず、奪われた土地の返還を要求した。彼らの多くは農村地帯に居住していたが、都市に事務所を持つ土地NGOの支援を受けて横の連帯を築き、全国土地委員会を通じて全国的な運動体としてまとまりを形成しつつあった。署名や請願活動、覚え書きの締結、デモ行進、デクラーク (F.W. de Klerk) 大統領との直接交渉などを通じて、土地NGOとその支援を受けた農村コミュニティは、将来的な土地改革政策の形成に直接的な影響を及ぼしていた。南アフリカの土地返還政策には、ブラック・スポット住民の経験と要求が色濃く反映されていたのである [Sato 2006]。

第三に、南アフリカの土地返還事業が、土地のもっとも正統な所有者は誰かを定めることを意図していたわけではないことを強調する必要がある。1997年土地政策白書は、それが事実上不可能であるばかりか、「破壊的な民族政治や人種政治を目覚めさせ、長引かせる」ことになる、と論じる。なぜならば、「南アフリカの土地の大部分が、サン、コイ、コーサ、ムフェング、トレッカー [ボーア]、英国人といった人々により次々と連続的に占有されてきたため、重層的で競合する返還申請にさらされるだろう」からである [DLA 1997, 77-78]。土地返還事業はまた、先住民権に基づく「祖先の土地の申請」に対応することを意図したものでもなかった。このような申請を考



慮するならば、どのような根拠に基づき、正統な子孫をいかに特定するかという問題に直面する。多くの人々にとってこの作業は、「パンドラの箱を開ける」[Leggasick 2013] ようなものである。

とはいえ、1997年白書においては、1913年以前の土地剥奪を是正する可能性が完全に排除されていたわけではない。白書によれば、「1913年以前の土地剥奪に起因する歴史的申請は、大臣の裁量権によって対応するべきである。そのような申請に対しては土地再分配や開発事業において優先権が与えられうる」[DLA 1997, 78]。つまり、1913年以前の土地剥奪は、個別事例ごとに対応が検討されることになっていた。だがこれまでのところ、この目的のために大臣の裁量権が発動されたことはないようである。

(2) 全国コイサン対話と土地政策提案

1997年白書から2013年初頭の施政方針演説まで、コイサンの土地要求に対してDRDLRが何らかの対応を検討した様子はない。だが、演説直後の2013年4月、DRDLRは、「コイとサンの子孫による土地申請に対応するために……1913年6月19日期限の例外」[DRDLR 2013a] について議論することを目的に、北ケープ州キンバリーに全国からコイサンの代表者を集めて政策協議会議を開催した。同会議の開催理由についてンクウィンティ大臣はこう述べている。

コイとサンのコミュニティが辺境部にあり続ける一方で、彼らの仲間である残りの南アフリカ人が国民形成と国民和解で中心的な位置を占めるならば、国民の結束は表面的なものに過ぎないということが、大統領と政府にとって明らかになった [DRDLR 2013b]。

大臣は、1994年以降もコイサンが周辺化された立場にあり続けることを認め、自ら率いるDRDLRがこの問題に取り組む決意にあることを表明したのである。

だが同時に政府は、コイサンの土地問題を先住民権の観点から捉えようとする意図は持っていなかった。キンバリーの政策協議会議において、コイサン・コミュニティおよび指導者の認定に関する伝統業務省 (Department of Traditional Affairs: DTA) の交渉過程についてプレゼンを行ったンチュワ (T. Ntsewa) 弁護士の発言に、この点がはっきりと表れている。

初めに述べておきたいのは、私に対応しているのが、いわゆる先住民コミュニティないしファースト・ネーションではないということである。なぜならば、これまでのところ、このことは確立されておらず、南アフリカのどのコミュニティも、ほかのアフリカ人コミュニティよりも自分たちがより先住民であると主張できるからである [Ntsewa 2013]。

キンバリー会議に出席したコイサンの代表者のなかには、この見解を拒否するものも多く、同会議の一部として開かれた複数の分科会の場では、コイサンを南アフリカの先住民として認定すべきであるとの主張が繰り返し表明された。とはいえ、このキンバリー会議がコイサンの土地問題をめぐる今日の政策協議の始まりとなり、翌5月には、州ごとにコイサン代表者が再び集められ、各州の代表として5人が選出された。彼らは、全国コイサン・レファレンス・グループ (National



Khoe and San Reference Group: NAREG) を結成し、DRDLR による政策提案の立案を補助する役割を担うことになった。NAREG 議長には西ケープ州在住のナマの指導者、ジョン・ヴィットボーイ (J. Witbooi) が選ばれた。

NAREG と DRDLR の間の政策協議過程については資料が公表されていないが、最終的に 2014 年 4 月、DRDLR は「全国コエ・サン対話 2」(キンバリーII と称される) と題する会議をキンバリーで開催し、全国から集められたおよそ 500 人のコイサンの代表者に対して、2 つの政策案を提示した。第一に、1913 年以前に土地を奪われたコイとサンの子孫のために DRDLR が土地を獲得することができるように、土地再分配に関する法律を改正する。このことは、コイサンの土地要求に関して、申請の有効性を証明するために厳密な歴史調査が必要な土地返還事業ではなく、再分配事業を通じて対応するということを DRDLR が提案したことを意味する。この方法では憲法改正は不要である。第二に、墓標や埋葬地などの文化遺産サイトや歴史的ランドマークの所有権を人々が得られるように、文化遺産法を改正する。第二の提案はコイサンに限らず、すべての南アフリカ人向けであり、対象地を文化遺産サイトやランドマークとして認定した上で人々に再分配することにより実行する、と DRDLR は説明した [DRDLR 2014b]。

(3) 提案の政治的背景と評価

南アフリカの土地政策をめぐるこれまでの議論においては、コイサンが特に言及されたり、コイサン向けに特別な対応が必要である、といった認識がほぼ皆無であったことを考えると、なぜ 2013 年になって突然、コイサンに焦点が向けられたのかという疑問が生じる。しかも厳密には、法改正や新たな政策を打ち出さずとも、大臣の裁量権により 1913 年以前の土地剥奪の事例に対応することが可能である。全般的な背景として、特に 2000 年代半ば以降、コイサン復興運動が拡大してきたことはすでに述べたが、ほかにもいくつかの要因が指摘できる。第一は、政府とコイサンの代表者の間で 1999 年から行われてきた、コイサン・コミュニティと指導者に対して法的な認定を与える法案 (伝統業務法案) に関する協議が最終局面にあることである。第二に、原住民土地法 100 周年にあたる 2013 年には土地政策の目玉が必要であることから、コイサン向け土地政策という新たな政策が、返還申請の再開とともにその役割を果たすことになった。これら 2 つの政策案は、前年の 2012 年末に開かれた ANC の第 53 回党大会において、原住民土地法 100 周年の一環として実施すべきことが決議されており [ANC 2012, 26]、コイサン復興運動の拠点のひとつである西ケープ州が ANC の支持基盤が最も弱い州であることを考えると、2014 年選挙を見据えた選挙対策の面もあったと思われる。第三に、副大統領時代の 2001 年、南アフリカで初めて開かれた全国的なコイサン会議の場でズマは開会演説を行っており [Zuma 2001]、コイサン復興運動の要求に直接触れる機会があったことも、今回、コイサンに焦点が当てられた理由のひとつであったと言えるだろう¹⁵。

¹⁵ シンクウィンティ大臣によれば、2009 年にズマ大統領から土地改革・農村開発担当の拝命を受けた際に大統領から 2 つの課題を与えられた。それらは、1998 年の返還申請提出期限を見逃してしまった人々と事業の対象外となっている人々の両方に対して対策を講じること、であった (2013 年 12 月 1 日、西ケープ州ウェリントンで行われたナマ・フェスティバルでのシンクウィンティ大臣の演説から)。つまり、大統領就任当初から、ズマはこれらの政策を考えていたようである。



以上のような背景をふまえた上で、キンバリーII で提示された 2 つの政策案について、コイサン復興運動の土地要求を満足させるものかどうかと問うならば、その答えはイエスでありノーである。すでに述べたように、コイサン集団のなかには、旧ケープ植民地全土あるいは南アフリカ全土がコイサンのもものとなるべきである、と主張するものもあれば、北ケープ州を中心に特定の土地に対する所有権を主張するグループもある。この政策提案は、前者のタイプの土地要求やコイサン活動家による土地に対する先住民権要求を満足させることはできないが、後者のタイプの土地要求には十分に対応することができる。これら 2 つの提案の関係性にはあいまいさが残ってはいるものの、DRDLR がコイサンの土地要求への対応を文化遺産サイトと歴史的ランドマークのみに限定しなかったことは注目に値する。この提案は、1913 年以前の土地剥奪に関する文書記録がもっとも多く残っている北ケープ州のグリクアによる土地要求に対処することができるだけではない [Cronje 2006]。歴史的に特定可能な土地剥奪の記録を持たないけれども、現在の政治体制から取り残されたと感じているコイサンの人々の土地需要にも、この提案は応えることができる。

この提案は土地返還事業にさらなる困難をもたらし、その実行を遅らせるものだろうか。答えはイエスである。土地改革の対象範囲を拡大するためのいかなる試みも、DRDLR が、現在取り組まなければならない数以上の競合する返還申請や土地再分配プロジェクトを増加する可能性を持っていることは否めない。だが、土地権返還法と憲法の両方を改正してコイサンの土地要求に対応することに比べれば、困難は少ないだろう。現行の提案では、特定の集団による特定の土地に対する歴史的な所有権の正統性を証明するための厳密な歴史調査や家系図調査は不要だからである。過去 350 年間にわたって先祖の家系図を調査し、歴史的な所有者の子孫であることを証明することなどほぼ不可能だろう。加えて、DRDLR がコイサン向け土地政策を「1913 年期限の例外」として位置づけてきたことにも注意が必要である。言うまでもなく、南アフリカにおいて 1913 年以前に土地を奪われたのはコイサンだけではない。1913 年以前に奪われた土地に対する返還申請をコイサンに認めるならば、ほかの人々にも同様の権利を認めざるを得ないだろう。

この提案が正式な政策となり実施されることになった場合、最大の課題となるのは、コイサンをいかに定義するかということである。この点について DRDLR は、伝統業務法案（2013 年）により設立される予定の「コイとサン問題に関する助言委員会」に言及する。この委員会は、「コイとサンのコミュニティの認定について助言し、確認する」のみならず、「コイとサンの子孫に対する土地配分と利用の促進、およびコイとサンの文化遺産サイトと歴史的ランドマークの配分と使用の促進において DRDLR に助言する」[DRDLR 2014b] 役割を担うことになっている。誰がコイかサンかを判断し、彼らがどの土地を得るのかを決定する際に、この助言委員会は莫大な権限を持つことになる。今後のコイサン向け土地政策の立案・実施にとってきわめて重要な役割を果たすことになる同法案はまもなく国会での審議にかけられるだろうと予想されているものの、その将来は不確定であり、稿を改めて論じることにしたい。



おわりに

本稿では、民主化後に誕生したコイサン復興運動の現在と土地要求を検討した上で、それに対する政府の対応を考察した。つい最近まで、コイサンの土地要求が重要な政策課題として取り上げられることはなかったが、2013年2月のズマ大統領による施政方針演説をきっかけにこの状況は大きく変化した。DRDLRは北ケープ州キンバリーに全国のコイサン団体やグループの代表者を集めて2度にわたり政策協議会議を開催し、コイサン向け土地政策の内容を具体化させてきた。2014年4月の「全国コエ・サン対話2」では、2つの政策提案が発表された。これらの提案は、既存の土地返還事業の枠組みを大きく変更させるものではなく、1913年期限は維持され、コイサンによる土地への先住民権は認められなかった。

政府は、1913年以前の土地返還申請を一般化することにはことさら慎重である。というのも、このことは全国的な土地所有権の地図を描きなおす契機となる可能性を秘めているからである。土地返還事業ではなく、土地再分配事業を通じてコイサンの土地要求に対応するという実践的な方法を採用することにより、過去の歴史的な土地の所有ないし占有に関する厳密な歴史調査は不要である。だがその一方で、民族的なアイデンティティに基づく特定の集団を選び出し、土地を配分するためには、その集団を定義する必要がある。コイ、サン、コイサンとは誰かを定義するこの過程もまた一筋縄ではいかない、困難なものとなるだろう。

参考文献

〈日本語文献〉

佐藤千鶴子 2014. 「南アフリカのカラード・コミュニティにおける先住民アイデンティティの表出」『立命館国際研究』26(4):99-117.

〈外国語文献〉

ANC (African National Congress) 2012. *53rd National Conference Resolutions*. (<http://www.anc.org.za/docs/res/2013/resolutions53r.pdf> 2014年12月6日アクセス)

Barnard, Alan 1992. *Hunters and Herders of Southern Africa: A Comparative Ethnography of the Khoisan Peoples*. Cambridge: Cambridge University Press.

Besten, Michael 2009. “We are the Original Inhabitants of This Land’: Khoe-San Identity in Post-Apartheid South Africa.” In *Burdened by Race: Coloured Identities in Southern Africa*. Mohamed Adhikari ed. Cape Town: UCT Press, 134-155.

Beyers, Christiaan 2010. “Acrimonious Stakeholder Politics: Reconciliation and Redevelopment in District Six.” In *Land, Memory, Reconstruction, and Justice: Perspectives on Land Claims in South Africa*. Cheryl Walker, Anna Bohlin, Ruth Hall and Thembela Kepe eds. Athens: Ohio University Press, 143-162.

Cavanagh, Edward 2013. *Settler Colonialism and Land Rights in South Africa: Possession and Dispossession on the Orange River*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Cronje, Johan 2006. *The Griqua of the Northern Cape: Land Ownership, Identity and Leadership*. 2nd Edition. Kimberley: The Sol Plaatje Educational Trust.

DLA (Department of Land Affairs) 1997. *White Paper on Land Policy*. Pretoria: DLA.

DRDLR (Department of Rural Development and Land Reform) 2013a. “Concept Note: Khoi and San National Consultative Workshop.”

(<http://www.ruraldevelopment.gov.za/services/270-documents-for-branches/400-national-khoi-san-dialogue-15-16-april-2013> 2014年1月8日アクセス)

———2013b. “Speech by the Minister of Rural Development and Land Reform, Mr G. Nkwinti.”

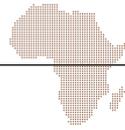
(<http://www.ruraldevelopment.gov.za/services/270-documents-for-branches/400-national-khoi-san-dialogue-15-16-april-2013> 2014年1月8日アクセス)



- 2014a. “Statement by the Minister of Rural Development and Land Reform, Gugile Nkwinti at a Media Briefing on the Re-opening of the Land Claims Process.” (<http://www.ruraldevelopment.gov.za/news-room/media-statements/file/2691> 2014年7月2日アクセス)
- 2014b. “The Codification of Exceptions to the 1913 Natives Land Act Cut-off Date.” Presented by Deputy Land Commissioner at the National Khoe-San Dialogue 2, Kimberley, 10 April.
- DTA (Department of Traditional Affairs) 2011. “Background Information on the National Khoisan Council.” (<http://www.dta.gov.za/index.php/speeches/deputy-general/67-background-information-on-the-national-khoi-san-council-.html> 2013年7月29日アクセス)
- Elphick, Richard 1985. *Khoikhoi and the Founding of White South Africa*. Second Edition. Johannesburg: Ravan Press.
- Le Fleur, Anthony 2001. “Khoisan Grondwetlike Akkommodasie.” In Proceedings of National Khoisan Consultative Conference, 29 March to 1 April 2001, Oudtshoorn. National Khoisan Consultative Conference, Cape Town: University of the Western Cape, Institute for Historical Research.
- Leggassick, Martin 2013. “Racially Motivated Land Dispossession in Gordonia.” Memorial Lecture on the 1913 Natives Land Act, Kimberley, 15 April. (<http://www.ruraldevelopment.gov.za/services/270-documents-for-branches/400-national-khoi-san-dialogue-15-16-april-2013> 2014年1月8日アクセス)
- Ntsewa, Tommy 2013. “Talk by Adv Tommy Ntsewa on Work Done by the DTA on Khoi-San during the Khoi-San Dialogue ‘Reversing the Legacy of the 1913 Natives’ Land Act’: Kimberley.” 15 April. (http://www.ruraldevelopment.gov.za/phocadownload/branch/presentations/2013/KhoiSan_15_160413/cogta_presentation_150413.pdf 2014年1月8日アクセス)
- Sato, Chizuko 2006. “Forced Removals, Land NGOs and Community Politics in KwaZulu-Natal, South Africa, 1953-2002.” DPhil thesis, University of Oxford.
- Tolsi, Niren 2011. “The Rise and Rise of the Rastafari.” Mail and Guardian Online, 14 October. (<http://mg.co.za/article/2011-10-14-the-rise-and-of-rastafari> 2014年10月15日アクセス)
- Zuma, Jacob 2001. “Address by Deputy President Zuma to the Opening Ceremony of the National Khoisan Consultative Conference.” Issued by Office of the Presidency, 29 March.
- 2013. “State of the Nation Address by His Excellency Jacob G Zuma.” (<http://www.thepresidency.gov.za/pebble.asp?reid=14960> 2014年1月6日アクセス)

(さとう・ちづこ／アジア経済研究所)





論
考

牧畜社会の食料安全保障における 地域セーフティネットの意義

——ケニア北部レンディーレ社会の事例から——

The Importance of Local Safety Nets for Food Security of Pastoralists:
A Case Study of the Rendille Pastoralists of Northern Kenya

孫 暁剛

SUN, Xiaogang

要 約 :

アフリカの乾燥・半乾燥地域では近年、干ばつや集中豪雨といった自然災害の発生頻度が高くなっている。そのため、30年以上にわたって食料援助に頼ってきた干ばつ対策の限界が指摘され、この地域に暮らす牧畜民の食料安全保障の確立が重要課題となった。本稿は、北ケニアのレンディーレ社会における食料確保をめぐる地域セーフティネットの分析をとおして牧畜社会の食料安全保障を考察した。その結果、牧畜民は唯一の生計維持手段である家畜飼養を高い移動性をもつ放牧キャンプで行なう一方、町の商人との信頼関係にもとづくつけ買いで農産物を確保し、さらに集落における相互扶助を重視した食料分配によって食料の安定確保を実現していることが明らかになった。自然災害に対応できる食料安全保障を確立するためには、このような地域セーフティネットに災害の予防・対応能力をもたせ、地域全体の食料生産・流通・利用を強化していくことが重要である。

キーワード：干ばつ 地域セーフティネット つけ買い 相互扶助 食料安全保障

はじめに

アフリカの乾燥・半乾燥地域は近年、グローバルな気候変動にともなう異常気象の影響を受け、干ばつや集中豪雨といった自然災害の発生頻度が高くなっている [IPCC 2007; Collier, Conway and Venables 2008]。2010～12年に発生した東アフリカ大干ばつは、被災者数が1200万人、被災地域がソマリア南部からケニア東部と北部、そしてエチオピア南部と東部に広がった [OCHA and Paddy Allen 2011]。国連はこの地域に約30年ぶりに飢饉が発生したと発表し、国連世界食糧計画 (World Food Programme: WFP) や米国国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID) などの国際援助機関による緊急食料援助が行なわれた [USAID 2011]。大干ばつをきっかけに、この地域に過去30年以上にわたって食料援助に頼ってきた干ばつ対策の限界が指摘された。また、被災者の大半が牧畜民であるため、従来の生計戦略の見直しと食料安全保障の確立が求められた [Oxfam 2011; IGAD 2013; Krätli et al. 2013]。

これらの議論の多くは生業牧畜における食料生産の不確実 (不安定) 性に注目して、自然災害の増加による牧畜社会の脆弱性の増大を強調している。しかし、そもそも牧畜は食料生産において自己完結的な生業形態ではない。牧畜民の多くは家畜から得られる畜産物だけでなく、農産物も多く利用している。とくに乾燥地域に暮らす牧畜民は自ら農業を行わないため、地域の食料流通システムをとおして主食となる農産物を得ている [佐藤 2002; African Union 2010]。そのため、牧畜社会の食料安全保障を考えると、牧畜民を含む地域全体の食料生産・流通・利用システムを理解することが重要である。

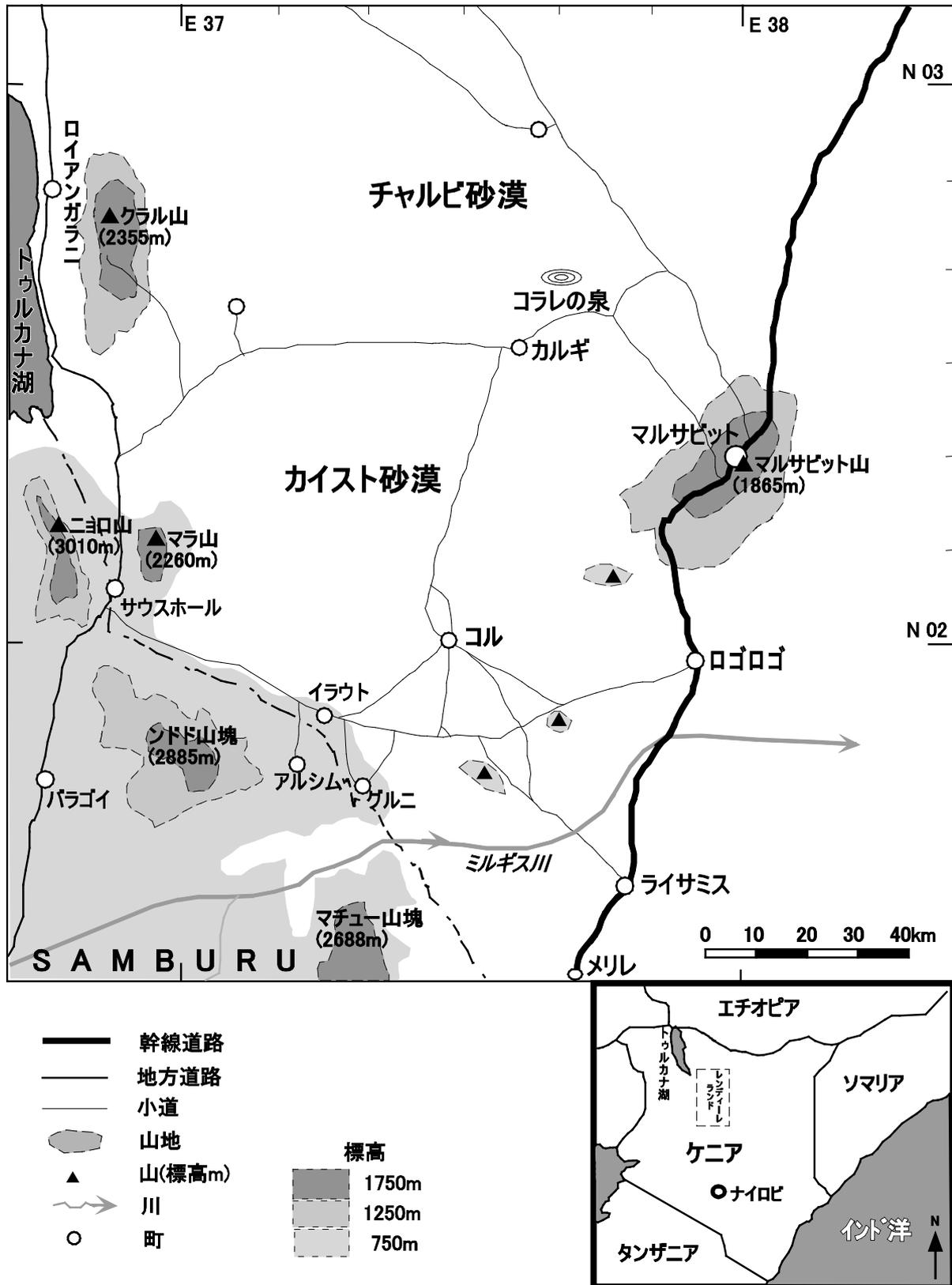
そこで本稿では、ケニア北部のレンディーレ社会の事例をとおして、牧畜民の食料確保をめぐる地域セーフティネットの実態を明らかにし、牧畜を主生業とする地域の特性に則した食料安全保障のあり方を考察する。以下では、まず牧畜民の現状を、この地域における自然災害の増加と食料配給をはじめとする開発援助の影響をふまえて概観する。つぎに町・集落・放牧キャンプのあいだにおける食料生産・流通・利用に注目して、牧畜民をとりまく食料確保のセーフティネットを明らかにする。そして増加する自然災害に対応できる食料安全保障の確立に向けて、このようなセーフティネットがもつ意義とその活用について考える。

1. 自然災害の増加と食料援助の影響

ケニアの中部から北部にかけて広がる乾燥・半乾燥地域では、サンプル、レンディーレ、ガブラ、ボラナ、トゥルカナなど多くの牧畜民が暮らしている。レンディーレは年間降水量が200ミリメートル程度のカイスト砂漠 (Kaisut Desert) を本拠地とし、ラクダと小家畜 (ヤギとヒツジ)、そして少数のウシを飼養する専門牧畜民で、人口は6万437人である [Oparanya 2010] (図1)。カイスト砂漠は1年のうち、3～5月が大雨季、6～11月が大乾季、11月末～12月が小雨季、1～2月が小乾季である。しかし雨季のあいだも雨が広域に降ることは少ない。植生は灌木草原と半砂漠草原が面積の8割以上を占める。変動が激しい降雨、乏しい牧草、そして限られた水



図1 レンディーレが暮らすケニア中北部の乾燥地域



(出所) 筆者作成。

場はこの地域の牧畜生業を制限する大きな要因である。

近年、自然災害の発生頻度と強度がともに増加し、人びとの生活をさらに脅かしている。たとえば2005～06年に発生した干ばつによって、レンディーレは重要な現金収入源として期待しているウシの多くを失った。そして2007年7月の大乾季に降った集中豪雨による川の増水と気温低下は小家畜に大きなダメージを与えた。筆者が調査を行なった約15年間に計4回の干ばつ（2000～01年、2005～06年、2008～09年、2010～12年）が発生しており、1997年と2007年は大乾季に集中豪雨に見舞われた。

レンディーレは独自の暦をもっており、その年の出来事で年の名前をつける慣習がある。それをたどると、2000年以前では、1939年、1949年、1958年、1968年、1970～71年、1978年、1984～85年、1988年、1990～92年、1996年に干ばつが起きた記録があった。干ばつの発生頻度は、1970年以前は約10年に1回、その後は10年に2回、そして2000年以降は4回と増加している。このような増加について、調査地では、「おじいさんは干ばつが10年に一度起きたといい、お父さんは5年に一度起きたという。しかし今では2、3年に一度起きています」と広く伝えられている。

レンディーレによると、干ばつの被害を受けたヤギ・ヒツジの群れは元のサイズに回復するまで3～5年が必要で、ウシの群れは10年かかるといわれている。干ばつが短いサイクルで繰り返すと、植生が十分に回復できず、ダメージを受けた家畜の回復も遅れる [Ellis 1995]。そして家畜に依存する人々の生活はより困難になる。2010～12年の東アフリカ大干ばつによる被害は過去60年で最悪なものとして報道されているが、単発的な自然災害というよりも、2005～06年、2008～09年の干ばつのさらなる悪循環と考えるべきであろう。

一方この地域では1970年代から、干ばつ対策として食料援助が行なわれた。まずキリスト教の布教・慈善団体による食料配給がはじまりで、1980年代にはさまざまな国際機関が開発援助プロジェクトの一環として食料援助を実施した [Fratkin 1998]。1990年代後半から現在までは、干ばつが起きるたびにWFPの主導で救援食料 (relief food) の配給が行なわれてきた [WFP 2000]。

30年以上にわたる食料援助や開発援助プロジェクトがこの地域にもたらした大きな変化は、町の発展と牧畜民集落の定住化である。1970年代の調査によるとレンディーレは高い移動性をもつ集落と放牧キャンプをもち、ラクダとヤギ・ヒツジに依存した遊牧生活を営んでいた [Sato 1980]。1980年代に開発援助プロジェクトの拠点として町が整備され、小学校や診療所などの施設がつくられ、干ばつ時の救援食料も町を拠点に配給されるようになった [Fratkin 1998]。配給にもれなく参加でき、食料を自力で集落まで運ぶためには、町から近い場所に集落をつくったほうが有利である。現在、レンディーレの集落は幹線道路沿いのライサミス、ロゴロゴなどの町周辺、そして半砂漠草原にあるコルとカルギ、イラウト、グルニなどの町周辺に集中している (図1)。そのうちコル町の周辺は人口がもっとも多く、2009年のセンサスによるとレンディーレ総人口の3割を占める約2万人が住んでいた。町には行政機関のオフィスや学校など公共施設のほか、食料や日用品を販売する売店や、開発援助機関の事務所や、携帯電話の受信基地など多くの施設が集まっている。

しかし町の周辺は放牧できる場所が限られているため、人びとは集落とは別に放牧キャンプをつくっている。放牧キャンプは家畜種ごと (ラクダ・ウシ・小家畜) につくられ、季節や降雨、



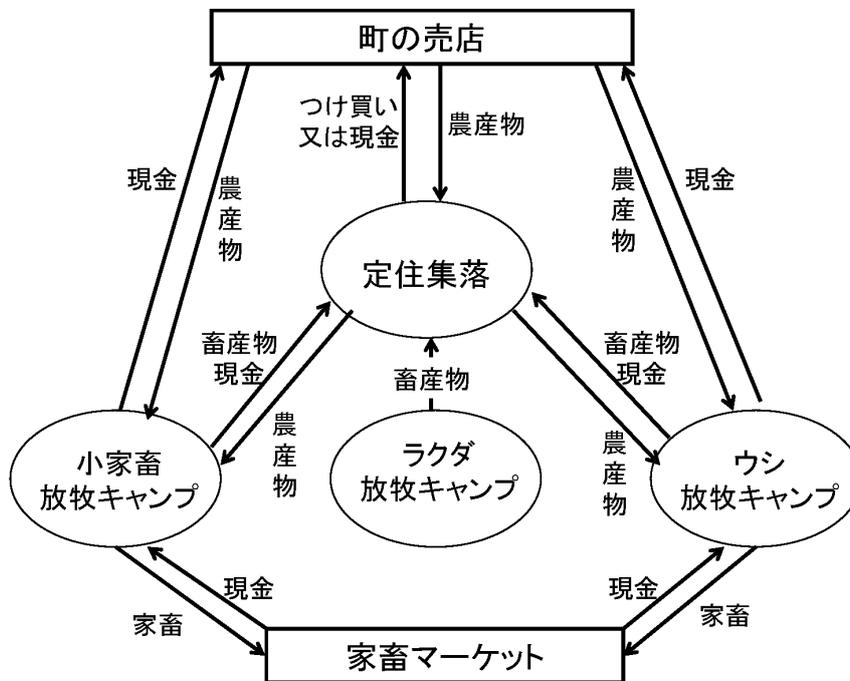
牧草と水場の状況に合わせてひんぱんに移動する [孫 2012]。このような定住的な集落と移動性をもつ放牧キャンプの居住形態は、レンディーレだけではなく、今日の北部ケニアの牧畜民に共通する特徴である。では、人びとは定住集落や放牧キャンプにおいてどのように食料を確保しているのだろうか。

2. 食料確保の地域セーフティネット

(1) 食料の生産・流通・利用のネットワーク

現在のレンディーレの生活空間は、町、集落、ラクダ・ウシ・小家畜の放牧キャンプからなる。図2はそのなかにおける食料生産・流通・利用の関係を示している。

図2 レンディーレの生活空間と食料確保のネットワーク



(出所) 筆者作成。

レンディーレの集落は基本的に同じクランかサブクランの成員が集まってつくられる。コル地区には計41の集落があり、4374世帯が居住し、平均1集落あたり107世帯である。筆者が調査した集落では既婚女性と幼児(7歳以下)の9割以上、既婚男性の6割が集落に住んでいる。集落の各世帯は通常5~6頭の搾乳用小家畜しかもっていない。1日の搾乳量は多いときでも500ミリリットル程度で、幼児に飲ませたり、嗜好品のミルクティーをつくったりするのに使われる。一方、主食は町から購入する農産物(トウモロコシ粉と粒、少量の米と豆類)や、救援食料を利用する。集落の人びとは現金収入源がないため、食料を購入する際、町の売店でつけ買いするか、都市部へ出稼ぎに行っている親族に送金してもらうか、あるいは放牧キャンプにいる自分の家畜



を牧夫に売却させて送金してもらおう。食事は基本的に各世帯単位で行なうが、食料が不足しているときは住民同士で助け合うことがよくある。集落でミルクや肉などの畜産物を利用できるのは、キャンプの家畜が1年に数回の儀礼に参加するために戻されたときだけである。一方、人びとは雨季のあいだに家族全員で放牧キャンプに滞在したり、放牧キャンプが集落の近くを通過するときにキャンプをひんぱんに行き来したりすることによって畜産物にアクセスしている。

レンディーレは乾燥につよいラクダをもっとも高く評価している。ラクダ放牧キャンプは同じ集落のラクダを集めてつくられ、同じクラン出身の青年たちによって管理される。キャンプの平均サイズはラクダ10群れ（約500頭）と牧夫20～30人である。キャンプの食料のすべてを畜産物で賄う。雨季には水分をたくさん含んだ植物を食べるのでラクダの泌乳量が多く、牧夫はミルクだけで十分な食事ができる。一方、乾季にはラクダの頸静脈から血を採取し、ミルクと混ぜてつくる混血乳が利用される。ラクダ放牧キャンプでは群れのサイズに関係なく、得られた畜産物がすべて1カ所に集められ、牧夫全員に平等に分配される。

ウシ放牧キャンプも同じ集落のウシを集めてつくることが好まれる。しかしウシを積極的に増やすようになったのは近年のことである[孫 2004]。そのためウシを所有していない世帯が多く、キャンプの規模はラクダより小さい。放牧管理を担当するのは青年か少年である。ウシは雨季のあいだ泌乳量が多いが、乾季にはほとんどミルクが出ないときもある。そのため、キャンプの人びとは雨季のあいだは畜産物を主食とし、乾季には町から購入するトウモロコシなどを利用する。キャンプには食料を運ぶためのロバが1～2頭用意されている。ウシの売却は持ち主の許可が必要で、放牧管理を担当する青年だけで決めることができない。キャンプに食料が不足すると、青年はウシ所有者に食料を送ってもらうように要求する。

小家畜は成長が早く個体数が多いため、どの世帯も自分の群れをもっている。キャンプは同じ集落出身の数世帯が集まってつく。小家畜の放牧管理は既婚男性かその子供である。雨季には家族全員でキャンプに滞在することもある。キャンプの食事は年間をとおして農産物とミルクである。家畜群の移動中で町の近くをとおるとき、持ち主が家畜マーケットで小家畜を売却し1～2週間分の食料を購入する。そのときお金の一部を集落に残された家族に送ることもある。マーケットで売却できなかった場合、売店の商人と直接交渉して家畜と食料を交換することもある。一方、救援食料の配給があるとき、集落の人びとがもらった食料の一部を小家畜キャンプに送ることもある。

このようにレンディーレは、町・集落・放牧キャンプで構成するネットワークのなかで畜産物と農産物の生産・流通・利用を行なっている。そのうち、畜産物につよく依存し食料自給率をもっとも高いのはラクダ放牧キャンプである。一方、農産物への依存度が高く、食料自給率をもっとも低いのは集落である。集落には年寄りや子供が多く住んでおり、食料の安全保障からみてもっとも脆弱である。

(2) 農産物の安定確保を支える「つけ買い」

レンディーレの主な現金収入源は家畜の売却である。干ばつで家畜が遠方に避難したり、家畜マーケットへのアクセスが悪かったり、あるいは家畜の健康状況が悪くなったりする場合もあ



り、人びとは常に現金収入があるわけではない。とくに集落に住む人びとは現金をほとんどもっていない。それにもかかわらず主食の農産物を確保できるのは、町の売店で「つけ買い」できるからである。

「つけ買い」とは、売店の帳簿に名前、購入品目、購入日を記入するだけで、その場でお金を払わなくても買い物ができるしくみである。つけができる期間は通常1~3カ月間で、返済は購入金額の合計額で、利息はつかない。町の商人は「つけ」のことを英語の「credit」と呼ぶが、集落の人びとは一般的に「書く」という意味の「chiira」という表現をつかう。それは、売店で品物を注文した後、店員が数量や金額を帳簿に記入するためである。一方、つけの内容やその返済に関する話し合いのときは、「モグ (mog)」という言葉がよくつかわれる

「モグ」は、もともとレンディーレ社会固有の家畜をめぐる貸し借り関係のひとつで、オス家畜(ラクダ・ヤギ・ヒツジ・ロバ)が対象である。借り手は所有家畜を略奪によって失ったとき、食料に困ったとき、子供が生まれてお祝いのために家畜を屠殺したいときなど、具体的な理由から「モグ」を申し出る。それに対して貸し手は、借り手との社会関係や社会的弱者に対する救済などの立場から「モグ」に応じる。この貸し借りをめぐる交渉は通常3日から1週間かかる。交渉がいったん成立すれば、借り手は必要に応じて借りたオス家畜を屠殺したり、売却したりすることができ、貸し手に返済を求められるまで返す必要がない。「モグ」は当事者の信用関係にもとづくもので、保証人や担保がない。しかし、借り手がたくさん家畜を借りて返済できなくなることを防ぐために、一生に6回しか「モグ」で借りることができないという制限がある。また、「モグ」は期限切れしない (mog mususuhtoo) という語りがあるように、この貸し借りは人々の記憶に残り、数世代に続く。とくに、干ばつなどによって自分の家畜を失った貸し手やその子孫が、かつての「モグ」の借り手やその子孫に対して返済を求めることができる。一方、売店でのつけ買いの返済が「モグ」と呼ばれるのは、家畜の「モグ」と同じように返済が完了するまで貸し借り関係が解消できないことを強調しているからだと思われる。

食料などのつけ買いがはじめられたのは1990年代とされる。コル町で二世帯にわたって卸売りと小売りをしている商人の話によると、この商人の父がコルに店を開いた1980年代初めは定住集落がなく、人びとは遠方からロバを連れて買い物に来て、一度に1~2カ月分の食料や日用品を購入していたという。1984~85年の大干ばつに対する食料援助をきっかけに町周辺に集落が増えた。そして、1992年にマルサビット山周辺で起きた民族対立と家畜の略奪によって、多くのレンディーレがコル町周辺に移住してきた。

町へのアクセスが容易になると、以前のように一度に大量に買い物することがなくなり、2~3日分だけの食料を買って帰る人が増えた。その理由のひとつは、レンディーレの「ねだり」という慣習と関係している。レンディーレは日常生活において、食料品をはじめとして、嗜好品や日用品を近隣からねだることがよくある。家に食料がたくさんあれば、ねだられることも増える。ねだりを断る言い訳として「もっていない (mahabo)」という言葉がよく使われる。しかし、たくさんもっているにもかかわらず、もっていないと断ることは社会的に好まれない行為である。そのため、家の備蓄を少なくし、買い物する頻度を増やしていると考えられる。同じ店にひんぱんに買い物に来ると、商人とも知り合いになる。そして一時的に現金がなくても、先に食料を渡



して後日に清算してもらおうことができるようになった。はじめは資金をもつ卸売商人の店だけが信用できる人につけ買いさせたが、その人の親戚や同じ集落の人びとも頼みに来た。集落には現金をもっていない人が多いため、この方法がすぐ広まったという。

つけ買いは顧客と商人の信頼関係がなければ成立しない。集落の人びとは、つけ買いが断られると食料が入手できなくなる。そのため商人に清算を要求されると、家畜を売却して現金で払うか、家畜を商人に直接渡した。しかし、すべての人がつけを順調に返済しているわけではない。商人によると、最初の頃は卸売商人の店しかつけ買いできなかったため、つけが拒否されることを恐れて、人びとは請求どおりに返済を行なった。しかしほとんどの売店でつけ買いができる今では、高額なつけがたまって一軒の売店につけを断られると別の店を探す人もいる。そのため、店同士で顧客について情報交換することもある。高額なつけの返済を拒む人に対する最終手段として、警察に通報することができる。しかし、話し合いで問題を解決するのがレンディーレ社会の慣習であるため、警察に通報すると店自体が嫌われる。

商人はつけが高額になって返済してもらえなくなるリスクを避けるため、顧客の出身や家計に関する情報を集め、それぞれの顧客の家計状況に応じて1~3カ月の期間で返済を要求する。毎月返済できるのは、出稼者がいて送金がある世帯だけである。牧畜を営む世帯では家畜を売却しなければ現金がないため、返済時期が不確定である。人びとは集落と放牧キャンプのあいだを歩き来しているため、集落だけではなくキャンプの食料も一緒につけ買いする。そのため、毎月のつけ買い金額は5000~1万ケニアシリングのあいだで変動する。ある程度つけがたまると、商人は村人にその額を知らせて返済について話し合う。全額が返済できなくても、一部が返済されれば、次のつけができるようになっている。また、お金の管理がまだあまり得意ではない新婚女性などに対して、商人が毎月のつけ買い額を決めてあげることもある。

商人にとってつけ買いの一番のメリットは、多くの顧客を確保できることである。いったんつけ買い関係ができると、集落の人々は数年にわたって同じ店で買い物しつづける。多くの固定客をもつ商人は、常に食料の在庫を確保する必要がある。店に食料がなくなると、人びとはほかの店を探すため、以前のつけを返済してもらえない心配がある。また、急な値上げなども嫌われるので、食料価格の安定にも気を配らなければならない。ケニアでは農産物価格の上昇が激しいため、トラックをもつ卸売商人は農産物価格が安いエチオピアまで食料を調達に行くこともある。

このように、商人はこの地域における食料の安定供給と流通の担い手であり、つけ買いは現金収入がない牧畜民にとって食料を確保するための重要な手段といえる。

(3) 災害時の食料確保を支える集落の相互扶助

では干ばつなどの自然災害が発生したときに、町・集落・キャンプからなる食料生産・流通・利用のネットワークがどのように機能するのか。2010~12年の大干ばつ時におけるレンディーレの対応からみてみよう。

2010年末の小雨期には雨にめぐまれなかったため、レンディーレはカリスト砂漠中央の半砂漠草原にいる小家畜とウシ群を幹線道路の南東部の疎林草原に移動させた。そこは幹線道路沿いの町に近いので、家畜マーケットや食料などの売店にアクセスしやすかった。そして2011年3~5



月の大雨季に入っても雨が降らなかったため、人びとは家畜を連れてさらに南下した。最終的にはイシオロ州のワソ・ニョロ川の北岸に到達し、そこで干ばつをしのいだ。その場所は集落があるコル地区から南東 200 キロメートル以上離れ、小家畜を連れて移動する場合は 10 日間かかる。人びとはイシオロの家畜マーケットで家畜を売却して食料を購入した。またワソ・ニョロ川の岸辺にヤシの木がたくさんあるので、ヤシの実など野生植物を採集して食べた。乾燥につよいラクダも集落から南東約 80 キロメートルを離れたライサミス地区に移動した。この干ばつをしのぐために、人びとは 1 年以上集落に帰ることができなかった。それでも避難のタイミングが早かったため、2005～06 年の干ばつよりも家畜が受けたダメージは少なかった。

一方集落に残された人びとは、コル町でつけ買いして食料を得るとともに、救援食料を受けていた。2011 年の 1 年間、WFP が 1 カ月半おきに食料配給を行なった。配給の内容はメイズ、米、豆類などの主食と、調理用油、そして栄養不良の子供向けの Unimix と呼ばれる栄養食であった。配給は WFP の委託をうけたケニア赤十字が担当した。配給対象は集落全員ではなく、WFP の基準にもとづいて認定された脆弱世帯 (vulnerable household) だけであった。これは食料のばらまきを防ぎ、本当に必要な人に食料を与えるためである。赤十字のスタッフと各集落の長老代表者によって組織された救援委員会 (Relief Committee) が対象世帯の認定を担当した。実際には年寄りと幼児、そして寡婦など社会的弱者がいる世帯が認定された。救援食料を積んだトラックが来ると、担当スタッフが脆弱世帯の名簿に沿って配給を行なった。年寄りや幼児など受け取りに來れない場合、その親族が代理で受け取った。

しかし、人びとは集落に帰ると、受け取った食料を 1 カ所に集め、その総量に応じて集落にいる全員に再分配を行なった。このことについて人びとは次のように説明している。干ばつのあいだに放牧キャンプが遠くへ行ってしまったため、どこの家も家畜がいなくて、みんな助け合って暮らしている。年寄りや寡婦 (いわゆる脆弱世帯) ほどまわりの人たちに助けられている。もし彼 (彼女) らがもらった食料を自分の家だけで消費するなら、食料がなくなって困ったとき、まわりの誰も助けないだろう。このように集落の人びとは、救援食料の配給における不均衡によって相互扶助の社会関係が崩れないように自ら再調整したのである。

以上のように、レンディーレがこの大干ばつを乗り切れた要因として、まず家畜キャンプがもつ高い移動性によって早いタイミングで避難しはじめたことと、避難場所が確保できたことから、唯一の財産である家畜が守られたことが挙げられる。つぎに家畜が遠く離れて畜産物にアクセスできなくなった集落の人びとは、町の売店でつけ買いできたことと救援食料が配給されたことによって、継続的に食料を入手できた。さらに相互扶助の関係にもとづく分配によって集落全員が食料を確保できたことは重要であった。

3. 牧畜社会の食料安全保障

2010～12 年の大干ばつに対して、被害を受けた東アフリカ諸国の政府とこの地域の開発援助に携わってきた国際機関は、「アフリカの角地域の危機サミット (The Summit on the Horn of Africa



Crisis)」をはじめ、さまざまな形で災害の教訓と対策について議論を重ねた[EAC and IGAD 2011]。そうした議論のなかで、予測を上回る広い範囲での被災と救援食料の不足が災害を深刻化させたといった批判があった[Save the Children and Oxfam 2012]。また、従来の開発援助プロジェクトでは食料援助が大きな割合を占める一方、災害の予防と対応活動が限定されているとの指摘もあった[USAID 2012]。そして今後の方向性としては、食料援助を中心とした災害対策から脱却し、地域における食料安全保障の確立とともに、住民の対応力を高め、増加する自然災害に対応できる社会を構築することが強調された[EAC and IGAD 2011; IGAD 2013]。しかしこのような目標に向けて具体的にどのような方策があるのかは示されていない。そこで、これまで述べたレンディール社会の食料確保の特徴を食料安全保障の概念と照らし合わせて、牧畜社会に則した食料安全保障のあり方を考察する。

国連世界食糧農業機関(FAO)は「食料安全保障」の定義において、すべての人が「満足な量」と「安全で栄養がある」食料に「物理的・経済的にアクセスできる」ことを強調した[FAO 1996]。この概念から食料安全保障がもつ3つの要素、すなわち食料の量と栄養確保、物理的なアクセスの確保、そして経済的なアクセス(食料の分配)の確保が読み取れる。一方、世界レベルの食料生産からみて食料の量的確保がもはや問題ではなくなったため、食料政策の重点は平時における食料確保よりも危機が発生した際の食料へのアクセスと社会的弱者の保護へシフトした[FAO 2002]。東アフリカ乾燥地域を対象に1990年代後半からWFPの主導で行なわれた干ばつに対する緊急食料援助も、このような国際社会の流れに沿ったものといえる。しかし食料援助が繰り返されると、それに対する依存が高くなり、地域住民の経済的自律性や防災対策がおろそかになりかねない。牧畜社会における食料安全保障の確立を目指すには、まず食料の量的確保、アクセス、そして分配の3つの要素から、食料確保の特徴を理解する必要がある。

家畜飼養が唯一の生計維持手段である牧畜民にとって食料の量的確保は、家畜から得られる畜産物、町の売店から購入する農産物、そして救援食料がある。畜産物は栄養価が高いが、生産量は家畜の個体数と牧草・水・自然災害といった要因に大きく左右される。そしてその安定確保は放牧キャンプに委ねられている。一方、農産物の量的確保は流通の担い手である町の商人に依存している。これらの食料へのアクセスは、町・集落・放牧キャンプのあいだにおける人・家畜・食料・現金の移動をとおして実現している。定住集落の人びとは、集落と放牧キャンプのあいだをひんぱんに行き来することによって畜産物にアクセスするとともに、町の商人との信頼関係にもとづくつけ買いで安定的に農産物を入手している。一方、放牧キャンプの人びとは、集落から農産物を送ってもらったり、家畜の売却で得た現金で町から直接購入したりしている。食料の分配に注目すると、ラクダ放牧キャンプにおける畜産物の平等分配や、救援食料の再分配に代表されるような相互扶助的な社会関係が重視されていることがわかる。

では食料援助に頼らない食料安全保障を目指すにはどのようなことが可能か。まず食料の量と栄養の確保について、食料不足に備えて平常時における町の売店の食料備蓄能力を高めること、そして交通手段を改善し、放牧キャンプと集落のあいだにおける畜産物の流通を促進することが挙げられる。つぎに食料のアクセスに関しては、定住化が進み牧畜集落がつけ買いにつよく依存している現状から、災害時に一時的な返済ができなくても食料のつけ買いが続けられるような担



保や保険制度の開発と導入が有効だと考えられる。さらに救援食料の配給をはじめとする開発援助においては、社会の平等原理を重視した相互扶助関係を再評価し、それを生かした組織づくりや活動が必要であろう。このように平常時において、牧畜民の食料確保をめぐる地域セーフティネットに災害に対する予防・対応能力をもたせることによって、地域全体の食料生産・流通・利用を強化していくことが重要である。

■ おわりに

本稿は牧畜民の食料安全保障の確立に向けて、彼らの食料確保をめぐる地域セーフティネットの役割の分析に重点を置いた。一方、このようなセーフティネットを構築する社会的・文化的な要因について深く議論できなかつた。たとえば、町商人の多くはソマリ人であるにもかかわらず、民族をまたがる分節出自関係 [Schlee 1989] を利用してレンディーレの特定のクランに帰属し、レンディーレとの信頼関係を強化している。このような人びとの行動原理は地域セーフティネットを維持する上で重要であり、今後掘り下げていきたい。また北部ケニアは現在、幹線道路の建設が急速に進んでいる。道路沿いの町にある家畜マーケットはかつてない賑わいをみせ、人・家畜・モノの流れがますます増えている。こうした変化によって、本稿で示した牧畜民の食料生産・流通・利用のネットワークがどう変わるのか、そして新たな地域セーフティネットがどのように構築されるのか、注目していきたい。

謝辞：本研究成果の一部は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究（A）「接合領域近接法による東アフリカ牧畜社会における緊急人道支援枠組みのローカライズ（課題番号 25257005）」（代表：湖中真哉）の助成を受けたものである。心より御礼を申し上げる。

■ 参考文献

〈日本語文献〉

- 佐藤俊 2002. 「序——東アフリカ遊牧民の現況」 佐藤俊編『遊牧民の世界』京都大学学術出版会 3-16.
 孫曉剛 2004. 「「搾乳される」ラクダと「食べられる」ウシ——遊牧民レンディーレの生業多角化への試み」 田中二郎ほか編『遊牧民——アフリカの原野に生きる』昭和堂 630-649.
 —— 2012. 『遊牧と定住の人類学——ケニア・レンディーレ社会の持続と変容』昭和堂.

〈外国語文献〉

- African Union 2010. *Policy Framework for Pastoralism in Africa*. Addis Ababa.
 Collier, P., G. Conway and T. Venables 2008. "Climate Change and Africa." *Oxford Review of Economic Policy* 24 (2) : 337-353.
 EAC (East Africa Community) and IGAD (Intergovernmental Authority on Development) 2011. *Ending Drought Emergencies: A Commitment to Sustainable Solutions*. Joint Declaration of the Summit on the Horn of Africa Crisis. (<http://www.disasteriskreduction.net/east-central-africa/documents/detail/en/c/1896/> アクセス日：2014年11月26日)
 Ellis, J. 1995. "Climate Variability and Complex Ecosystem Dynamics: Implications for Pastoral Development." In *Living with Uncertainty: New Directions in Pastoral Development in Africa*. ed. I. Scoones. Exeter: Intermediate Technology Publications, 37-46.
 FAO 1996. *Rome Declaration on World Food Security and World Food Summit Plan of Action*. World Food Summit, Rome.



- 2002. *The State of Food Insecurity in the World 2001*. Rome.
- Fratkin, E. 1998. *Surviving Drought and Development in Africa's Arid Lands: Ariaal Pastoralists of Kenya*. Massachusetts: Allyn and Bacon.
- IGAD (Intergovernmental Authority on Development) 2013. *The IDDRSI Strategy: IGAD Drought Disaster Resilience and Sustainability Initiative*.
- IPCC 2007. *Climate Change 2007: Impacts, Adaptation and Vulnerability*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Krätli, S., C. Huelsebusch, S. Brooks and B. Kaufmann 2013. "Pastoralism: A Critical Asset for Food Security under Global Climate Change." *Animal Frontiers* 3 (1) : 42-50.
- OCHA and Paddy Allen 2011. "Horn of Africa drought." *The Guardian*, August 2.
(<http://www.theguardian.com/global-development/interactive/2011/jul/04/somalia-hornofafrica-drought-map-interactive>
アクセス日 : 2011 年 9 月 12 日)
- Oparanya, W. A. 2010. "2009 Population & Housing Census Results." August 31.
- Oxfam 2011. "Briefing on the Horn of Africa Drought: Climate Change and Future Impacts on Food Security."
(<http://www.oxfam.org/sites/www.oxfam.org/files/briefing-hornofafrica-drought-climatechange-foodsecurity-020811.pdf>
アクセス日 : 2014 年 11 月 26 日)
- Sato, S. 1980. "Pastoral Movements and the Subsistence Unit of the Rendille of Northern Kenya: With Special Reference to Camel Ecology." *Senri Ethnological Studies* (6) : 1-78.
- Save the Children and Oxfam 2012. "A Dangerous Delay: The Cost of Late Response to Early Warnings in the 2011 Drought in the Horn of Africa." Joint Agency Briefing Paper.
(<http://www.alnap.org/resource/6291.aspx> アクセス日 : 2013 年 9 月 17 日)
- Schlee, G. 1989. *Identities on the Move: Clanship and Pastoralism in Northern Kenya*. Manchester: Manchester University Press.
- USAID 2011. "Famine spreads into Bay region; 750,000 people face imminent starvation."
(<http://www.fsnu.org/in-focus/famine-spreads-bay-region-750000-people-face-imminent-starvation> アクセス日 :
2011 年 9 月 5 日)
- 2012. "Building Resilience and Fostering Growth in the Horn of Africa."
(<http://www.alnap.org/resource/7610.aspx> アクセス日 : 2013 年 9 月 19 日)
- WFP 2000. *Kenya's Drought: No Sign of Any Let Up*. Rome: WFP.

(そん・しょうがん／京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科)





2015年ナイジェリア選挙

——政権交代の背景とブハリ次期大統領の課題——

2015 Nigerian Election:
Background to the Change of Government and Challenges to President-Elect Buhari

玉井 隆

TAMAI, Takashi

はじめに

2015年3月28～29日、ナイジェリアでは1999年の民政移管後4度目となる大統領と国民議会の選挙が行われた。大統領選挙では、最大野党である全進歩会議（All Progressives Congress: APC）のムハンマド・ブハリ（Muhammadu Buhari）候補が53%の得票率を達成し、与党である人民民主党（Peoples Democratic Party: PDP）の現職大統領グッドラック・ジョナサン（Goodluck Jonathan）候補（得票率44%）を破り当選した。合わせて行われた上下両院の国民議会選挙においても、APCは上院60議席（議員定数109）、下院225議席（議員定数360）を獲得したのに対して、PDPは上院49議席、下院125議席を獲得するにとどまった。この結果、16年間に渡り与党の座にいたPDPからAPCへの政権交代が、民政移管後初めて実現することとなった。本稿ではジョナサンの支持率低迷、及びブハリの支持率拡大の背景を分析した上で、次期大統領ブハリが今後直面する課題について解説する¹。

1. ジョナサンによる「敗北宣言」の意義

前回2011年の国政選挙では、敗北したブハリ（北部出身²・イスラーム教）の支持者が主にキリ

¹ 本稿ではナイジェリア新聞各紙、特に *Vanguard*、*Punch*、*Sahara Reporters*、*The Guardian* と BBC の報道を参照した。

² ナイジェリアは36の州と連邦首都准州から成るが、植民地期から現在に至るまで、地域・民族・宗教の相違に応じた地理的な区分が政治的に問題となった。例えばヨルバ人の多い南西部、イボ人の多い南東部、ハウサ

スト教徒を襲撃し、800人以上の死者を出した。この暴動はブハリが北部のイスラーム教徒の若者を煽動したとされ、今回の選挙においてもこうした混乱や騒動が危惧された。しかし結果としては、確かに多くのトラブルがあったが、その規模は小さかった。例えば独立国家選挙管理委員会（Independent National Electoral Commission: INEC）により今回の選挙から導入された指紋認証付の永久選挙カード（Permanent Voter Card）の登録と発行が大幅に遅れたために、有権者登録を行えなかった人びとが多くいた。さらに INEC は当初2月14日を投票日としていたが、北東部地域の3州（ヨベ州、ボルノ州、アダマワ州）では、ボコハラムによるテロ攻撃の激化のため安全上の問題が解決されないとして、投票日を3月28日に延期した³。選挙直後にも南東部地域のリバース州で、APC支持者が選挙の不正を告発し、選挙のやり直しを求めるデモが発生した。

しかし今回の選挙では各国政府から賞賛されているように、現職のジョナサン大統領が INEC の最終の集計結果を待たずして自身の敗北を認め、ブハリ候補の勝利を直接電話で祝福した。そしてジョナサン支持者もまたこの行動を支持し、選挙結果が公開されて以降も大きな混乱や騒動が起こることは無かった。多くのメディア報道では、「勝者総取り」が起こり易い制度下であり、かつ長きに渡る南北対立があるナイジェリアで、上述のようなトラブルが散見されたものの、基本的には「平和」に政権交代が実現したのは、ジョナサンの「敗北宣言」と支持者へのリーダーシップが主要な要因であったと分析している⁴。ブハリを含む過去の多くの政治家が、民族・宗教・地域の差異を利用（悪用）し、人びとを煽動することで争乱を引き起こしてきたのと異なり、選挙結果を素早く受け入れ敗北を認めたジョナサンは評価されてしかるべきであろう。

2. 地域・民族・宗教バランスの考慮と支持基盤の変化

上述したように、ナイジェリアの国内政治においては、地域や宗教の差異がしばしば政治的に問題となり、またそれがしばしば利用されてきた。この観点からジョナサン支持率低迷の背景状況を検討した場合、南部出身のジョナサンは以下のような経緯が故に、とりわけ北部の支持が得られ難かったのではないかと考えられる。そもそもナイジェリアでは1999年の民政移管後、大統領が南北から交互に選出される地域輪番制をよしとする暗黙の了解があった。そして、これまで与党であり、全国各地に比較的広範な支持基盤を持っていた PDP は、その綱領に、南東部、南南部、南西部、北東部、北中央部、北西部の6つの地域から、南北交代で次期大統領候補を選出する

＝フラニ人の多い北部という区分、あるいはキリスト教徒の多い南部、イスラーム教徒の多い北部という区分がある。これらの区分を踏まえ民政移管後は、南東部、南南部、南西部、北東部、北中央部、北西部の6つの地域区分が用いられることが多い。本稿において南部と言及した場合は南東部、南南部、南西部地域を指し、北部と言及した場合は北東部、北中央部、北西部地域を指す。

³ さらに3月28日の投票では、投票所で永久選挙カードを端末で読み込むことができないというトラブルが全国各地で多発した。その結果、一部の投票所において選挙開始時間が大幅に遅れ、また、その一部で29日まで選挙が延期された。

⁴ このことだけが政権交代を「平和」に行うことができた理由ではない。例えば選挙実施前に、大統領候補者が争いを助長しないことを共同で公約した。またケリー米国務長官が1月末にナイジェリアを訪れ、ジョナサン、ブハリ両候補者に直接会い、争いの無い「平和」な選挙を呼びかけた。また市民もやはり「平和」な選挙を求めるデモ行進を度々行ったことは見逃せない。「平和」な政権交代が実現したのはなぜかという問いは、ジョナサンの今後の動向も注視しながら分析されるべき重要な課題である。



こととしていた。しかし実際のところ、1999年～2006年は南西部地域出身のヨルバ人であるオルシェグン・オバサンジョ（Olusegun Obasanjo）が2期8年もの間大統領を務めた。その次に北西部地域出身でハウサ＝フラニ人のウマル・ヤラドゥア（Umaru Yar'Adua）が大統領に就任したが、彼は2009年に重病に伏し、2010年に死亡した。これに伴い当時副大統領であった南南部地域出身でイジョ人のジョナサンが大統領代行に就任し、さらに2011年の大統領選挙にも出馬し勝利したことで、2015年までで通算約6年間大統領を歴任した。つまり民政移管後2年間を北部出身者が、14年間を南部出身者が大統領を務めていたことになる。さらに2011年の選挙前後には、PDPの北部出身の政治家がジョナサンに反対し、相次いで離党を表明して野党に加わった。以上のような状況を踏まえれば、2015年にジョナサンが再選を目指そうにも、北部の支持を取りつけることは困難だったともいえる。

他方、北西部出身でハウサ＝フラニ人のブハリが属するAPCは、主要3政党を中心とする野党がPDPに対抗するために連合して2013年に設立された政党である。彼らは連合することで、2011年の国政選挙の時と異なり、全国規模でのより広範な支持基盤を確保できるようになった。実際のところブハリは2015年の選挙において、副大統領候補を南西部地域出身のヨルバ人であるイエミ・オシンバジヨ（Yemi Osinbajo）とすることで、人口の多い南西部地域のヨルバ人を中心とする人びとからもAPCの支持を得られ易いよう配慮した⁵。結果としてブハリは北部と南西部地域の多くの州で勝利を収めた。地域的なバランスを考慮した政治の実践という観点から見た場合、ブハリの方に分があったのは確かであろう。

3. 山積する政策課題

ジョナサン敗北の背景には加えて貧困解消や格差の是正、教育や医療に関する—特に女性や子どもへの—福祉サービスの提供、インフラ整備（特に電気）、安全保障（特にボコハラム）対策、汚職蔓延の阻止などの山積する政策課題に対して有効な手立てが取られなかったことが挙げられる。とりわけ最重要課題の1つであるボコハラム対策については、選挙期間を通じて、南部出身のジョナサンよりも、北部出身のブハリの方がより優れた対処が可能だとする期待感は大いに高まっていた。

また、他にもメディアを賑わせた課題として汚職をめぐる問題がある。もちろんナイジェリアにおける汚職はジョナサンだけではなく長きに渡る問題だが、ジョナサンの場合に支持率低迷に繋がったと思われる汚職事件は以下の2つであろう。1点目はナイジェリア国営石油公社により2012年1月～2013年7月の間に国庫に送金されるはずであった約200億ドルの資金が行方不明になったことである。これは2014年2月、ナイジェリア中央銀行総裁であったラミド・サヌシ（Lamido Sanusi）による指摘で発覚した。この指摘が故にサヌシはジョナサンに総裁を解任させられ、その結果ジョナサン政権に対する、特に投資家の反発を買った。2点目は2010～12年頃に

⁵ 南西部地域に関しては、選挙直前になってPDPの有力政治家であるオバサンジョが、突如ジョナサンを支持しないとして離党を表明したことも、南西部の多くの州がAPC支持となった要素である。



おける石油補助金のうち 60 億ドルが横領されたことである。これは 2012 年 4 月の下院調査委員会による指摘で発覚し、特に一般の人びとの反感を買った。というのも同年 1 月に財務大臣のンゴジ・オコンジョ・イウェアラ (Ngozi Okonjo-Iweala) ⁶ 主導の下で石油補助金の大規模な引き下げが行われ、ガソリン価格が高騰し、全国規模での大規模なゼネストが起こったのである。人びとは、自身の生活に直結するガソリン価格を上げる前に、そもそも政治家の汚職対策をする方が先ではないかという不満を抱えることとなった。

■ おわりに：ブハリ次期大統領が抱える課題

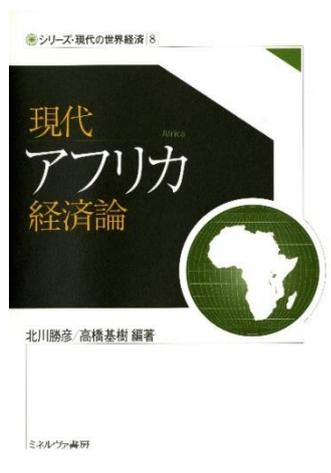
以上の政治的課題は、これから政権を運営するブハリにとっても今後対処すべき課題である。なかでも特筆すべき問題は、今回の大統領選挙において、南東部地域の各州では全てジョナサンが勝利したという点である。そもそもジョナサンは南南部地域出身であり、また PDP は南東部地域に強い支持基盤を持っていた。それに対してブハリは北部出身であり、またオシンバジヨは南西部地域出身である。このことから、今回の選挙でブハリが勝利した場合、南東部地域の人びとが、これまで以上にナイジェリア国内政治から見放されることを恐れたと考えられる。過去を振り返ってみても、1967～70 年のビアフラ戦争以降、ブハリが軍事政権のトップにいた 1983～85 年を含め、南東部地域の人びとは連邦政府に冷遇され、特に石油採掘地域の人びとは今もなお深刻な環境汚染と貧困に苦しんでいる。一部の人びとは武装蜂起も含め政府に抗戦してきたが、北部出身のヤラドゥア大統領時には武装勢力に対する弾圧が行われ、そこでは数多くの一般の市民が巻き込まれた。ブハリはそもそも 2002 年以降、イスラーム教徒はイスラームの候補者に投票すべきであると述べ、民族・宗教・地域の差異を政治的に利用する傾向がかなり強い。今回の選挙において南東部地域の人びとから明らかな不支持が表明されたことに対して、ブハリがいかに政治的な配慮に努めるのか、注視する必要がある。

加えてジョナサンが積み残した歴大な政策課題に対する取り組みも重要である。先述したボコハラム対策に加えて、2014 年末から続く原油価格の下落への対処を含む経済対策は重要である。これについては、イウェアラ財務大臣が 2004 年から余剰原油口座を創設していたことで今のところ助けられている。しかしこれに加えて通貨ナイラ (Naira) 下落やインフレも起きている。こうした問題に対して、軍事政権のトップの座にいた 1983～85 年の間に「失敗」と評される経済政策を行ったブハリが、いかなる対策を実行し得るのか。GDP アフリカ第 1 位のナイジェリアが、国内の凄まじい経済格差を是正させながら、いかに経済的な発展を遂げることができるのか、国内外からの注目が集まる重要な課題である。

(たまい・たかし／立命館大学生存学研究センター)

⁶ サヌシとイウェアラはいずれもジョナサン政権の経済政策を支えた重要人物である。サヌシは北西部地域出身のハウサ＝フラニ人であり、中央銀行総裁を退いた後、ムハンマド・サヌシ 2 世としてカノのエミールに即位している。イウェアラは南南部地域出身のイボ人であり、ハーバード大学で修士号を、マサチューセッツ工科大学で博士号を取得したほか、世界銀行の専務理事と副総裁を務めた異色の経歴を持つ。





現代アフリカ経済論

北川 勝彦・高橋 基樹 編著

京都 ミネルヴァ書房 2014年 x+395p.

本書は同じ編著者によって10年前に出された『アフリカ経済論』の続編だが、大半の執筆者が入れ替わっており、内容も一新している。

序章でアフリカの地理・自然、言語・民族・宗教の分布といった基本情報が示されたあと、第Ⅰ部「アフリカ経済と世界史」ではまず、近代以前のアフリカの歴史（第1章）、植民地支配の特徴と独立後の経済に与えた影響（第2章）、独立後の政治体制と経済政策の変遷（第3章）が地域による違いも含めて解説されている。そのうえで第4章では、アフリカ経済の現状に関するさまざまな統計データとともに、産業構成（成長部門の鉱業への偏り）や輸出（単一の一次産品輸出への依存）といった経済の「質」の面での特徴や課題を示している。

第Ⅱ部「経済のグローバル化とアフリカ」は、グローバル経済とアフリカとの関わりを、貿易（第5章）、企業と直接投資（第6章）、金融（第7章）、地域経済統合（第8章）の各側面から、理論的背景も含めて解説している。企業活動や貿易・投資に関する記述の厚さは旧版の『アフリカ経済論』と比べて最も違いを感じる部分であり、これは近年のアフリカにおける企業活動の活発化や、対アフリカ支援の重点が援助から貿易・投資へとシフトしていることの反映といえるであろう。

第Ⅲ部「社会の変容とアフリカ経済」では、アフリカ経済と内外の社会的・政治的変動との関係がテーマとなっている。具体的には、人口増加、教育・保健、武力紛争といった「人間の安全保障」に関わる要因（第9章）、人口の40%がイスラーム教徒であるアフリカ大陸におけるイスラーム経済の重要性（第10章）、1990年代の民主化開始以降のアフリカ諸国の政治（第11章）、そしてアフリカ経済に大きな影響を与えてきた開発援助の変遷（第12章）が議論されている。終章では、本書全体の内容がコンパクトにまとめられている。全体的にマクロに俯瞰する記述が多いなか、各章末のコラムが人々の生活の息吹を伝えている。

本書は、世界史のなかのアフリカの位置づけから出発し、植民地時代・独立後の政治経済、そして経済成長や民主化といった近年の動向までバランスよく概説した、アフリカの政治経済を学ぶうえで格好の入門書・教科書である。アフリカに関心をもつ学生のみならず、広く一般に読まれることを期待したい。

牧野 久美子（まきの・くみこ／アジア経済研究所）



Ethnic Divisions and Production in Firms

Jonas Hjort

The Quarterly Journal of Economics, Vol.129, No.4, 2014, pp.1899-1946.

人々は民族の違いをどのように意識し行動に反映させるのか。本論文はその一側面を鮮やかに切り取っている。観察の対象はケニアのバラ農園で働く労働者 900 人あまり。3 人でチームを組み、上流の 1 人が花束の材料となる花を集めて下流の 2 人に流すという工程に注目し、チームの民族構成が生産に与える影響を分析している。下流の労働者は出来高払いなので、上流の労働者が花の供給量を変化させれば下流の 2 人の賃金を操作することができる。上流の労働者は下流の労働者が自分と同じ民族かどうかによって供給する花の量を変えるのか、またその違いは紛争の発生によって変化するのかを推定している。

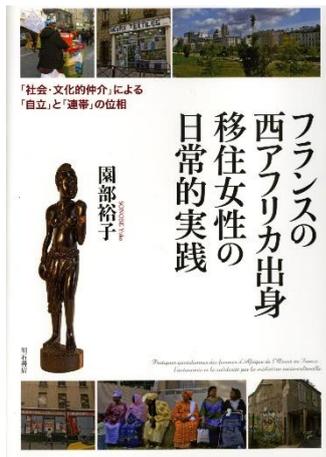
民族意識が経済活動に与える影響をミクロレベルでみた先行研究はあるが、それらは村や自助グループといった組織の意思決定における影響をみており、組織の幹部の意向が強く影響されている可能性がある。他方、本論文では上流の労働者の意思決定を対象としているが、上流・下流の配置はランダムに決められているので、花束生産工程で働くすべての労働者の平均的な傾向を明らかにしている。つまり、政治的な影響力を持たない一般的な人々の、日常的で些細な意思決定における民族意識の影響が分析されている点で、先行研究と決定的に異なっている。

民族が同質なチームに比べて、異質なチームは生産量が平均 4~8%低くなっていた。また、下流の労働者のうち 1 人だけが上流の労働者と民族が異なる場合に、彼女の生産量は民族が同質なチームと比較して 18%も少なく、逆に、同じ民族の労働者の生産量は 7%多くなっていた。この傾向は 2007 年末以降の紛争期間にはさらに強くなり、紛争発生後 9 か月が経過しても効果は持続していた。また、賃金をチーム全体の生産量による出来高払いに変更し、下流の労働者の賃金に差が生まれないようにすると、下流の労働者間にみられた民族帰属による生産量の差は解消された。上流の労働者による操作が明らかにされている。

本論文は、一般の人々も自民族の同僚を日常的に優先していることを示した。もちろん、ケニアやバラ農園の労働者といった観察対象を超えて同様の傾向があることを示したわけではないが、特異な例であるとも思われない。ミクロ計量分析は研究対象地域の理解に貢献していないと批判されることが多いが、本研究には大きな貢献があると感じる。評者は、若者が上流工程を担当する時には供給操作が少ないという結果に、若干の希望を感じる。

福西 隆弘 (ふくにし・たかひろ/アジア経済研究所)





フランスの西アフリカ出身移住女性の日常実践 ——「社会・文化的仲介」による 「自立」と「連帯」の位相——

園部 裕子 著

東京 明石書店 2014年 448p.

本書には、フランスのパリで暮らす西アフリカ出身移住女性の日常世界が、著者による長期の参与観察と聞き取り調査をもとに描かれている。女性たちの多くは、1970年代後半～1990年代に家族統合（呼び寄せ）ビザで渡仏し、貧困や失業といった社会問題が顕著で移民の多い市内北東部に住む。女性たちが仕事に就いている場合、多くはビルやホテルの清掃係である。

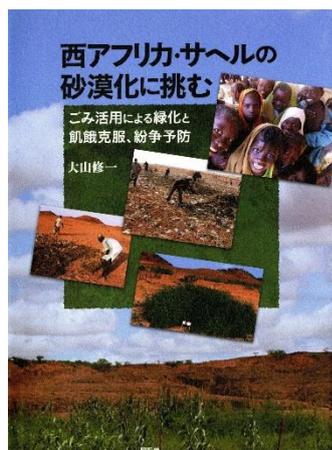
フランスの移民労働者や移民社会に関する書籍は数多くある。だが本書には、従来の研究とは異なる特色がある。まず、移民がフランスで円滑に日常生活を送るために、「橋渡し」の役割を担う「社会的・文化的仲介者」と呼ばれる人びとの活動に焦点を当てた点。次に、仲介者のもとに集まる西アフリカ出身女性たちと著者がボランティア兼調査者としての関係性を築きながら、著者自身の立場性を意識的に顧みつつ、男性とは明確に異なる女性たちの日常を描いた点である。

本書に登場する仲介者は就学歴のある西アフリカ出身移住女性で、出身社会ではエリートに属する。その主な活動は、識字能力を持たない、あるいはそれが限られている西アフリカ出身移住女性の代わりに、滞在資格の申請や更新、国籍取得、低家賃住宅への入居申請などの行政手続きに必要な書類を作成したり、書類の提出に付き添うことである。自らも生活上の困難を抱えながら、同郷の人びとのために奔走する仲介者の姿には胸を打たれる。

家族統合で渡仏した西アフリカ出身女性たちが、言葉の壁、度重なる制度変更、習慣や文化の違いに起因する困難に直面しつつも、支援を求め、制度の裏をかいて、フランス社会のなかで根を張り生きる姿を描いた本書であるが、同時に印象的なのは移民の社会編入や仲介者の活動を助ける多くの市民団体の存在である。そこには移民自身が結成した市民団体も多数含まれる。主として単身男性労働者を受け入れた時代から家族統合を経て、移民の定住が進んだフランス（ないしパリ）には成熟した移民社会や移民支援の仕組みがあるようだ。そのようななかで、今日、アフリカから命がけの航海を経て到来する新たな移民や庇護申請者は、既存のアフリカ出身移住者社会にどのように組み込まれていくのだろうか——今後の著者の研究にも注目していきたい。

佐藤 千鶴子（さとう・ちづこ／アジア経済研究所）





西アフリカ・サヘルの砂漠化に挑む ——ごみ活用による緑化と飢餓克服、紛争予防——

大山 修一 著

京都 昭和堂 2015年 315 p.

サハラ砂漠南縁の東西に広がるサヘル地域の国々は、人口増加と砂漠化による貧困や飢餓が大きな問題になっている。本書は、サヘル地域に属するニジェール共和国南部の農村に、15年にわたり住み込んで行った綿密な調査をまとめたものである。

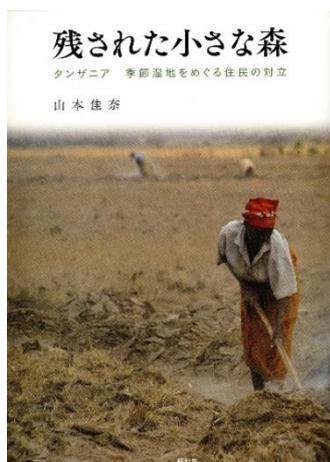
全体の構成としては、まずニジェールの風土や民族、砂漠化が引き起こす干ばつや飢餓などの問題を概観し（第1章、第2章）、続いて、農耕民ハウサの価値観や雨季と乾季の暮らし、牧畜民フルベ、トゥアレグとの共生関係などを説明する（第3章～第6章）。そして、農村の土地荒廃改善のための「ごみ」を活用した住民たちの取り組みと、著者自身による都市ごみを用いた緑化の試みを検証し、土地荒廃が引き起こす農耕民と牧畜民との紛争を予防する策や、人口増加と都市化の進展がもたらす問題への対応のあり方を示唆する（第7章～第11章）。

本書で興味深かったことは、農村住民による「ごみ」を活用した土壌改良である。調査地の農村では10年間で住民数が約1.8倍（人口増加率は年率6.0%）と大きく増加、村周辺の農地が不足し、連作による土地荒廃も発生している。荒廃地修復のため住民たちが採っている対策は二つある。一つは、牧畜民と契約を結び、夜に家畜を畑で野営させ、その間に家畜が落とす糞で土壌に養分を補うこと。もう一つは、生活ごみを「肥やし」として土壌にまくことである。中には都市からごみを運んで散布する者もいる。著者も住民たちと協同で、都市ごみを搬入し緑地化を行う圃場実験で成果を出している。ごみに含まれる野菜くずや糠、料理の食べ残しなどが土壌に有機物を補うほかに、ビニール袋やぼろ布、鍋や皿など、一見、環境に悪影響のありそうなものも、飛んでくる砂を受け止め、土壌侵食を防止する役割を果たすという。もちろん、今後都市化と経済発展が進めばごみの内容物も変わり、環境汚染の危険性がありうることは著者も指摘するところだが、かつて江戸の住民の糞尿を周辺農村が肥料として利用していたのに似て、ごみ活用による緑化はサヘル地域では都市と農村の間の物質循環を作り出しているのである。

これまで評者は短絡的に砂漠化を植林と一括りで考えていたが、本書を読んで、そこに住む住民の考え、暮らしと実践を踏まえ、様々な角度から問題に向かう必要性があることに気づかされた。是非、読者の皆様にも本書を手にとっていただきたい。

岸 真由美（きし・まゆみ／アジア経済研究所）





残された小さな森 ——タンザニア 季節湿地をめぐる住民の対立——

山本 佳奈 著

京都 昭和堂 2013年 228+vii p.

近年のアフリカでは、ほぼ四半世紀ごとに人口が倍増している。急激な人口増加は様々な社会変容の原因となっているが、農村の土地利用は最も直接的な影響を被っているものの一つである。タンザニア南西部の農村を対象に近年の土地利用を分析した本書は、荒削りではあるものの、類書にない長所を備えている。

まず、フィールドワークに基づいて住民の土地利用を精確に跡付け、それによって数十年にわたる土地利用の変化を描き出すことに成功している。季節湿地におけるトウモロコシ栽培の急増に驚かされるが、それだけでなく、季節湿地における伝統農法の衰退やアップランドでのコーヒー栽培の拡大が同時に進行していることがわかる。

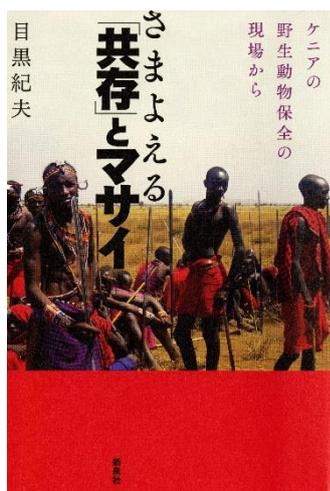
加えて、こうした同時並行的な変化を農家経営の観点から総合的に分析し、そのメカニズムを説得的に提示した点が評価できる。湿地トウモロコシ栽培の急増は、アップランドのコーヒー栽培拡大とそこでのトウモロコシ栽培の制約を背景としており、同時に湿地の放牧地を減少させてウシ飼育の制約と分散化を招いた。一方で、牛耕の重要性から、一定の放牧地が必要であるとの認識は住民間に共有され、湿地の私有地化に歯止めが掛けられている。本書の標題「残された小さな森」は、共有地（湿地）の減少とそれをめぐる住民間の対立や交渉、そして協調を象徴する。

季節湿地は放牧地からトウモロコシ栽培地へと変貌したが、本書はそれを単線的な変化としてではなく、農家経営の変化や住民間の交渉過程を含めて重層的に描いている。こうした視点は、アフリカの土地問題を考えるうえで大切なものだろう。

共有地の分配がどう決まるかは、今日のアフリカできわめて重要な問題である。タンザニアの現行土地法では、土地の分配に村評議会が大きな権限を有している。しかし、本書が示すように、土地をめぐる住民間の対立が生じたとき、処理の方法や介在するアクターは多様であり、村評議会の裁定がすべてではない。共有地がどのようなメカニズムで分配され、そこでの紛争がどう処理されるのか。アフリカ各地で報告されている大規模なランドグラブについて考えるためにも、この点の解明は喫緊の課題である。著者が他地域に調査地を広げ、多くの事例に取り組むことを期待したい。

武内 進一（たけうち・しんいち／アジア経済研究所）





さまよえる「共存」とマサイ ——ケニアの野生動物保全の現場から——

目黒 紀夫 著

東京 新泉社 2014年 433+xviii p.

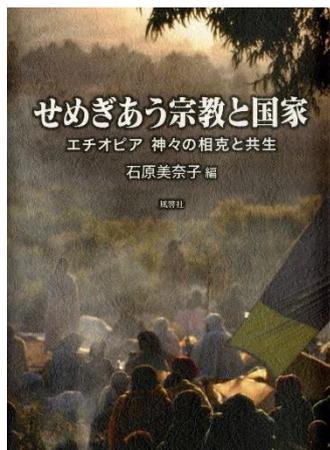
ヒトとヒト以外の動物は共存できるのか／どう共存すべきか。最近では、日本でも和歌山県太地町のイルカ追い込み漁を残酷だとし中止すべきとする見方が波紋を呼んでいるが、そうしたヒトと野生動物の共存を大テーマに、ケニアにおける野生動物保全の詳細な実態解明に取り組んだのが本書である（本書で「保全」は、隔絶型の自然保護だけでなく、ヒトによる利用が前提の「管理」等も含む広義の用語とされる）。著者による調査は足かけ10年にわたる。調査対象は、現在まで主に「コミュニティ主体の保全」が取り組まれてきたマサイランドの国立公園近縁に居住する、マサイの人びとである。本書によれば、この「コミュニティ主体の保全」というアプローチにおいて住民は、自然の破壊者ではなく、保全活動の中心的な担い手だと想定される。住民たちに期待されるのは、ゾウやライオンなどを殺すことなく同じ場所で共存する暮らしである。

本書を通じて多角的に示されるのは、そうした「野生動物と共存するマサイ」というイメージが、実はロマンチズムに過ぎない、という点である。そもそも、マサイの人びとの住むサバンナの大部分は、実は彼らが個人や集団で所有する私有地になって久しいという。また「コミュニティ」とされるものの内実も一様ではなく、特定個人の排除などがある。加えて明らかにされるのは、土地所有者でもあるそうしたマサイの人びとが、牧畜より農耕に生業をシフトしつつある近年の実態である。農耕を行う暮らしにとって、たとえば夜行性のゾウは、せっかくの農作物を一夜にして食い荒らす害獣でしかない。ヒトとゾウは同じ場所では生きられず、ゾウを保全するなら隔離しかないことになる。

2011年の博士論文をもとにしたという本書は、広範なレビューに基づく専門性を備えるだけでなく、臨場感あふれる多数の写真、2013年の現地調査で得られた最新情報も盛り込まれ、かつ読みやすい。「殺される危険があるからこそライオンはヒトを恐れる。ライオンとの共存には、ヒトがライオンを殺すことが不可欠」とする住民たちの説明や、長老たちの「法律が禁止していなければマサイはゾウなどすべて殺すだけだ」という叫びなど、紹介される人びとの語りには凄みと説得力がある。アフリカや野生動物保全の専門家のもとより、自然保護に興味がある多くの読者に勧めたい、読み応えと発見に満ちた一冊である。

津田 みわ（つだ・みわ／アジア経済研究所）





せめぎあう宗教と国家 ——エチオピア 神々の相克と共生——

石原 美奈子 編著

東京 風響社 2014年 436p.

エチオピアの宗教別内訳は、統計ではエチオピア正教会 44%、イスラーム 34%、プロテスタント 19%、伝統宗教 3%、カトリック 0.7%となっている（2007年国勢調査）。しかし、これは一人一宗教を前提にした回答であり、日常生活における宗教の重層的な関係を説明できない。本書は、文化人類学的な視角を中心にすえ、「人々の生活レベルでの宗教の多様なあり方にこだわる」（p.421）ことで、現代のエチオピアにおける宗教をとりまく政治的・社会的そして文化的状況について検討したものである。

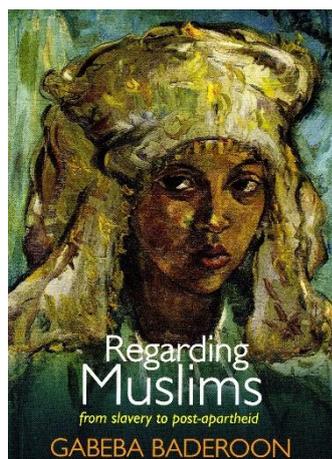
本書は5部構成で9章から成っている。第一部「国家と宗教」では、多数の信者を抱えるエチオピア正教会（第1章）とイスラーム（第2章）の歴史と教義を概観している。前者は歴史的に国家と深い関係を築いてきた宗教であり、後者は国家に対抗する存在として、ともにエチオピアの政治・社会に大きな影響を及ぼしてきた。エチオピアの宗教に関する書物は1974年までの帝政期までしか扱っていないものが多いが、本書、特に第一部では、現エチオピア人民革命民主戦線（Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front: EPRDF）政権期に至るまでの宗教と国家の関係性の変遷を分析しており、エチオピアにおける宗教とその現状への理解を深めることができる。

第二部以降は、エチオピア南部地域のエスニック・グループを対象としたフィールドワークの成果である。第二部「偏在する信仰」では、マロにおける邪視を中心とした伝統宗教（第3章）とボラナ・オロモのガダ・ワーカ信仰（第4章）を論じている。第三部「精霊と権力装置」では、ホールにおける精霊憑依の持つ革新性（第5章）とカファの霊媒師の社会的周縁化の過程（第6章）を取り上げている。第四部「対立と共存」では、バンナにおけるミッションの国家や伝統宗教との関係（第7章）やジンマでのムスリムとキリスト教徒の共生と対立（第8章）を検討している。第五部「偏在する神性を求めて」では、オロミヤ州ボサトの人々によるムスリムとキリスト教徒が混在する巡礼の形成する共同性について報告されている（第9章）。

エチオピア正教会の信者の多い北部でのフィールドワークがないのが残念だが、人々の生活の中でどのように宗教が息づいているのかを歴史的な経緯を踏まえた上で丁寧に調査・分析している本書は貴重である。

児玉 由佳（こだま・ゆか／アジア経済研究所）





Regarding Muslims —from Slavery to Post-Apartheid—

Gabea Baderoon

Johannesburg Wits University Press 2014年 xix+207 p.

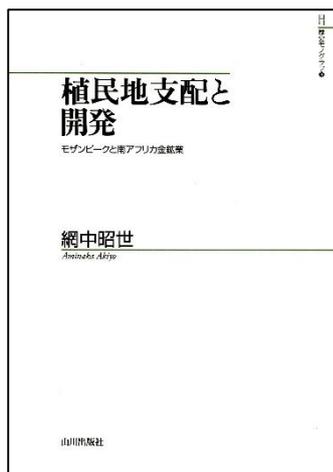
本書は、表紙を飾る南アフリカの代表的画家イルマ・スターンの作品『マレーの花嫁』(1942年)に象徴される「絵になる」ムスリムの存在が、アパルトヘイト期の南アフリカの政治社会的空間において白人の帰属意識を守るためにいかに利用されたのかを明らかにしている。著者は、オランダ東インド会社時代の奴隷をルーツとするムスリムであるケープ・マレーに焦点を当てる。そして「従順」「勤勉」「絵になる」ケープ・マレーのアイコンが、ケープ社会における奴隷制は穏やかであったという神話を支え、植民地化の始まりが潔白であったというイメージを作り上げたと指摘する。そのイメージに対して本書は、アパルトヘイト体制下の南アフリカの中でもリベラルであると捉えられてきたケープ社会のイメージを突き崩す、批判的なカルチュラル・スタディーズと評価できる。

第1章・第2章では、南アフリカ特有の文脈においてイスラーム文化が変容し、表象として利用されてきたこと、さらにはそれに対する対抗文化としてケープ・マレーの食文化が秘める政治性を紹介する。第3章・第4章は、南アフリカにおける奴隷制の重層性を論じる。ケープはインド洋を越える奴隷の終着港であると同時に、大西洋を越える奴隷の始発港であった。さらに18世紀にヨーロッパに渡り、人種的にも性的にも搾取を受けた先住民コイコイ女性サラ・バートマンの遺体を2002年にケープに「帰還」させた事例は、この地の奴隷制の歴史を一層複雑なものにしている。第5章は、1990年代にケープタウンで結成された自警団がイスラーム過激派のテロ組織と化した「ギャングとドラッグに対抗する市民(PAGAD)」を事例に、ムスリムの従順で勤勉なイメージを狂信的で暴力的なものに塗り替えたメディアを取り上げる。第6章と終章は、PAGADをめぐる報道を踏まえた現代の対抗文化として、南アフリカにおいてムスリムに対する繊細な見方を提供する作家や芸術家たちの作品を分析している。

現在の南アフリカでは多文化主義が唱えられ、ケープ・マレーも含めたマイノリティ集団は自らをどのように位置づけるのかを模索している。しかし、問題はむしろマイノリティ集団に特定のイメージを与え、自らの地位を確立してきたマジョリティにあることを本書は描いている。本書は、ともすると表面的な理解に留まりかねない多文化主義的論調に問題提起する1冊であると同時に、他者を内包する南アフリカ社会の一国版『オリエンタリズム』と言えるかもしれない。

網中 昭世 (あみなか・あきよ/アジア経済研究所)





植民地支配と開発 ——モザンビークと南アフリカ金鉱業——

網中 昭世 著

東京 山川出版社 2014年 308p.

本書は、19世紀末～1920年代に築かれたモザンビーク・南アフリカ間関係の歴史研究であり、著者が2000年から行ってきた調査をもとに、2012年に津田塾大学大学院国際関係学研究科に提出した博士学位論文を改稿したものである。

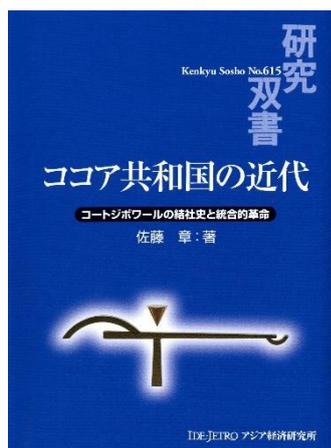
南アフリカ金鉱業の開発と労働力の問題は世界経済の縮図であり、南アフリカ研究には膨大な蓄積がある。しかし、従来の研究の分析枠組みは概して一国的であり、必ずしもこの問題を南部アフリカ地域、あるいは旧宗主国を含む国際的な問題として論じてはこなかった。本書は、20世紀を通じて同産業の発展を支えた一大集団モザンビーク人移民労働者の出身社会に注目し、移民労働者の送り出しを組織化したポルトガルによる植民地支配の在り方を詳らかにすることで、世界史的な視点から南部アフリカ地域の経済構造が構築された過程を明らかにする。

本書は序章と終章を含めて7章で構成されている。序章に続き、第1章で南アフリカ金鉱業への労働力供給の前史として、19世紀後半のモザンビークにおける労働者の法的地位の変化を辿る。第2章・第3章では、ポルトガルの産業資本の欠如に起因した、20世紀前半を通じたモザンビークの開発の特徴として北部・中部の外資系特許会社の導入と南部の労働力輸出を挙げ、モザンビーク南部において南アフリカ金鉱業が独占的な労働力の供給を実現した外交過程を示す。第4章では、第一次世界大戦に至る英独の緊張関係が、緩衝地帯としてポルトガル植民地の存続を可能にしたと同時に、英独による植民地再分割の対象でありうるという不確実性が収奪的な開発に繋がったことを指摘する。第5章は、労働力調達が最終的にモザンビーク南部の移民送り出し社会にもたらした変容を明らかにしている。そして終章では、分析の対象とした1920年代までの両国間の経済関係が、繰り返される政府間協定を軸としてどのように展開を遂げ、あるいはモザンビークの独立後に矛盾を抱えながら現在に至っているのかをまとめている。

本書では、植民地支配下で進められた開発の実態について、国際的な環境と地域の論理が絡み合う複雑な関係性を提示することを目指した。過去の植民地支配の開発の在り方について本書を一読した読者は、近年のモザンビークにおける経済開発の在り方、あるいは南アフリカの外国人排斥問題といった地域の現情に対して既視感を覚えるかもしれない。歴史研究者に限らず、現代社会の問題に関心を寄せる読者からの批判、コメントをいただければ幸いである。

網中 昭世（あみなか・あきよ／アジア経済研究所）





ココア共和国の近代 ——コートジボワールの結社史と統合的革命——

佐藤 章 著

千葉 アジア経済研究所 2015年 vii+356p.

アフリカにはまれな「安定と発展の代名詞」と謳われたコートジボワール共和国が、1990年代以降、突如として不安定化の道をたどり、内戦にまで至ったのはなぜか。本書は、世界最大のココア（カカオ豆）生産国であるこの国の1世紀あまりにわたる政治史からこの問いに迫った、本邦初のコートジボワール通史の試みである。

コートジボワールでのココア生産はあまねく全土で行われてきたわけではなく、栽培適地は国土の南半分を占める熱帯森林地帯に限定される。植民地化以前にはほぼ手つかずの状態にあった熱帯森林は、植民地期以降、アフリカ人小農によって切り拓かれた。開墾は森林地帯の東部から西部に向けて数十年にわたって進行し、南部森林地帯を世界屈指のココア生産地帯へと変貌させた。開墾の担い手は東部では地元民が中心だったが、西部へ向かうにつれ、域外からの入植者——栽培適地ではない国土の北半分や内陸に位置する近隣諸国の出身者——が多数を占める傾向が強まった。

このような過程のなかでコートジボワール固有の亀裂構造が生みだされた。ココア生産地帯である南部と労働供給地となった北部の経済格差、南部森林地帯の東西で地元民が置かれた経済的地位の格差（東部は地元民優位、西部は移住民優位）、総人口の3割近くを占めるに至った周辺諸国出身のアフリカ人に対するコートジボワール人の差別感情である。これらの社会的亀裂は1990年まで続いた一党制時代には政治的に抑え込まれてきたが、1990年代以降になると、民主化という新しい状況のなか、政党間対立に利用されるようになる。この帰結が1990年代以降の政治的不安定化とのちの内戦である。すなわち、コートジボワールの近年の不安定化は、植民地化期に遡る歴史的背景を有するものなのである。

本書はこのような視点に立ち、目まぐるしい政治の動きを長期的な社会経済変容の文脈において捉え直し、国家形成のあり方に根ざした歴史的課題として提示することを目指した。また、国際的な政治経済の動向と深く関係しながら展開されたコートジボワールの国家形成史をとおして、同時代の世界が置かれた近代の一樣相を照らし出すことも本書のもう一つの狙いである。アフリカ政治に関心のある方はもちろん、広くアフリカ社会に起こってきた激しい歴史的な変化に関心のある方には是非手にとっていただければ幸いである。

佐藤 章（さとう・あきら／アジア経済研究所）





時事解説

南アフリカのゼノフォビアに対する反発 ——モザンビークにおける南アフリカ人国外退去要求——

Backlash against South African Xenophobia:
Mozambican Demands for the Expulsion of South Africans

網中 昭世

AMINAKA, Akiyo

はじめに

2015年3月末に南アフリカのクワズールー・ナタール州のダーバンで外国籍と思われるアフリカ人を標的にした暴力的な排斥が発生し、やがて暴力はハウテン州ヨハネスブルグに飛び火した。4月20日時点で7人の死者を出し、暴力やこれに乗じた略奪行為を行った者だけでなく、同時期に摘発された入管法違反者も含めて310人が逮捕された。4月いっぱい続いたゼノフォビア（移民排斥）の末に、住居を追われて南アフリカ政府が設置した一時滞在キャンプや、国外等へ避難した人の数は、27日時点で8000人以上と見られ、その内訳は、推計モザンビーク人2000人、ジンバブウェ人700人であった [IOM 2015]。

南アフリカにおけるゼノフォビアはこれ以前にも頻発しており、過去最大のゼノフォビアは2008年に60人以上の死者と国内避難民推定2万人を出し、推定3万人が出身国へ帰国した。それに対して避難民の規模こそ小さいものの、今回のゼノフォビアに、標的とされた人々の出身国で抗議運動が起きた。なかでも、モザンビークでは外資系企業で働くモザンビーク人労働者たちが、同じ職場で働く南アフリカ人の国外退去を要求するという新たな現象が起きた。従来ならば、南アフリカのゼノフォビアに対するモザンビーク国内の反応は、避難民の保護と首都での市民による抗議デモ、そして予定調和的な外交対話に終始してきた。本稿では、モザンビーク社会変容の現れである新たな行為主体が立ち現れた背景を解説し、今後の展望を示す。

1. 解放闘争世代の対話と南アフリカ政府の姿勢

南アフリカでゼノフォビアが発生するたびに、南アフリカ国内外で元反アパルトヘイト運動家たちが解放闘争時代の連帯に言及しつつ、ゼノフォビアを諷めてきた。そして今回は、ゼノフォビアが4月16日にヨハネスブルグにまで拡大し、その翌17日に、国際的にも認知度の高いモザンビーク人作家ミア・コウト（Mia Couto）が、南アフリカ政府の具体的な対応を求めてジェイコブ・ズマ（Jacob Zuma）大統領に宛てた公開書簡を発信し、ズマ大統領もこれに応えたことには新奇性があった。こうした公開のやり取りが成立した背景には、コウトとズマの個人的な経験の共有がある。

コウトは、ズマが1980年代に政治亡命者としてモザンビークの首都マプトで同国政府系報道機関に雇用され、生計を立てていた時代の同僚であった。コウトは当時ズマがボディ・ガードを付けていなかったことに触れ、「(理想とする社会の実現のためには) 国境は存在しないと考えていたから」こそ「我々モザンビーク人があなたのために盾になっていた」と解放闘争時代の両国民の関係を懐古したうえで、モザンビーク出身者に対する暴力的な排斥を直ちに終結させるよう具体的な行動をおこすことを要求した [Couto 2015]。

また、コウトの公開書簡と前後して、モザンビーク国内ではモザンビーク人労働者がストライキを組織し、南アフリカ人従業員の国外退去を要求していた。こうした状況に追い打ちをかけるかのように、ヨハネスブルグのアレクサンドラ地区でモザンビーク出身の露店商が4月18日に襲撃された瞬間を捉えた写真が翌19日に南アフリカの『サンデー・タイムズ』紙の一面に掲載され、南アフリカ国内外で批判が高まった [Times Live 2015]。悪化する事態に応じるため、ズマ大統領はバンドン会議60周年を記念して22日からインドネシアで開催されるアジア・アフリカ会議への参加を取りやめざるを得なかった。

24日付のズマ大統領からコウト宛の返書の内容は、犠牲者に対して哀悼の意を捧げ、両国の歴史認識を改めて共有している点で、従来型の外交対話の域を出てはいなかった [South African Government 2015a]。しかし、ズマ大統領は「南アフリカへ合法的に移民する我々のアフリカ人兄弟姉妹を受け入れている」と移民の合法性に言及することも忘れなかった。両者の公開書簡のやり取りはこの2通で終わったが、ズマ大統領は27日の南アフリカの祝日「自由の日」に行った演説でも、今回のゼノフォビアに触れ、モザンビーク人被害者が「非合法移民」であり、検挙を免れるために偽名を使用していたと強調した [South African Government 2015b]。

2. モザンビーク人労働者による抗議行動

モザンビーク人労働者による抗議は、解放闘争世代の対話と比べ議論の水準も当事者の社会的出自も異なるところから発生した。モザンビーク国内各地の労働者が同じ職場の南アフリカ人従業員の国外退去を求めた事例は3件確認された。

1件目の事例は4月16日、モザンビーク南部のイニャンバネ州パンデ・テマネ天然ガス田で操



業する南アフリカの資源系企業サソール（Sasol）で発生した。同社のプラントへ向かう道路にモザンビーク人労働者がバリケードを築いてストライキを行い、同社で働く南アフリカ人の国外退去を要求した。ストライキは翌17日も続き、最終的にサソールは飛行機をチャーターし、退避を迫られた従業員とその家族およそ340人を帰国させた。南アフリカへと続くパイプラインに天然ガスを送る中核的な操業は支障なく続けられたものの、ガスの圧縮作業は停止した〔Sapo Notícias 2015〕。

2件目の事例は17日、モザンビーク南部の南アフリカとの国境地点レサノ・ガルシアの税関付近で発生した。南アフリカの建設会社WBHO（Wilson Bayly Holmes - Ovcon Limited）、天然ガスをもとにした電力発電所を操業するフィンランド企業ヴァルツィラ（Wärtsilä）社および南アフリカ企業ギガワット（Gigawatt）社のモザンビーク人従業員らが、職場から南アフリカ人従業員を退去させた後、国境付近で南アフリカのナンバー・プレートを付けた車両がモザンビークに入国するのを阻止しようと幹線道路を封鎖した。さらには騒動に便乗する群衆が、南アフリカのナンバー・プレートを付けた車両に対して投石をしたため、モザンビーク警察が通行車両を護衛し、道路封鎖は数時間後に解除された〔AIM 2015a〕。

3件目の事例は、ブラジル企業ヴァーレ（Vale）が開発を行う北部テテ州モアティーゼ炭鉱周辺で発生した。モザンビーク人労働者側の動きに関する詳細な報道はないものの、アイルランド企業ケンメアー（Kenmare）は28日に1391人の従業員のうち、南アフリカ人従業員62人を一時帰国させたと発表した〔AIM 2015b〕。また、南アフリカ企業ケンツ（Kentz）の対応の詳細は不明だが、両社合わせて、テテ国際空港からは400人以上の南アフリカ人がヨハネスブルグへ向けて出国したと報じられた〔AIM 2015c〕。

これらの事例では、南アフリカ人に負傷者などの被害は報告されていないが、いずれの企業もこれまでの度重なるゼノフォビアに対して、初めてモザンビーク人の労働者層が示した反応に慎重な対応を迫られた。

3. 経済成長と格差の中で生まれた新たな行為主体

1件目の事例と2件目の事例が、ほぼ同日に発生したことの連続性は明らかではないが、双方の労働現場は天然ガス田と変電所という関係にあり、物質的にパイプラインで繋がれている。さらに天然ガスは、南アフリカへの重要な電力供給源となっている。ソーシャルメディア上には、「ズマ大統領が謝罪しに来るまで、一南アフリカのエネルギー需要を賄う上で欠かせない—モザンビークからの電力と天然ガスの供給を停止するべきだ。」と、モザンビーク青年層からなる市民団体関係者による投稿が見られたという〔BBC News 2015〕。

抗議の主体となった人々が、石炭・天然ガスといったモザンビークの新興産業である採取・エネルギー産業に雇用の機会を得た労働者たちであったことは注目すべき点だ。近年のモザンビークは、7%台という高い経済成長率ゆえに脚光を浴び、採取・エネルギー産業を筆頭に多額の海外直接投資が行われ、2014年には88億ドルの海外直接投資に対して1万856件の新規雇用が創出



された。しかし、そのうちマプトでの雇用は 1612 件のみであり、その他はマプト以外の地方で開発が本格化した採掘・エネルギー部門の新興産業における雇用であった [Vines et al. 2015]。

これらの産業の労働現場でストライキを行った 20 代～30 代の労働者は、1975 年のモザンビーク独立後～90 年代の紛争中に生まれた世代であり、モザンビークの人口の 45%以上を占める 15 歳以上の労働人口のなかでも 0.6%に過ぎない採掘・エネルギー産業労働者の一部である。特にエネルギー産業に職を得ることができた人々は、中等以上の教育歴がある者の中でもわずか 0.2%である [Instituto Nacional de Estatística 2015]。これは、ブルーワーカーの中のエリートと言えるだろう。

数少ないエリート労働者は都市部出身と推察され、その出自はソーシャルメディアに抗議の投稿を行った青年層と重複する一方で、彼らと一線を画するものがある。それは、ストライキ参加者の経験である。都市部の青年層は、既存の産業や公務員として都市部に職と生活の場を得ているが、ストライキを行った人々は、近年の海外直接投資によって農村部に忽然と現れた近代的なプラントを労働現場とする。彼らはそこで、これまでの都市生活では実感することのなかった自分の国の内部の格差を日々目の当たりにしながら、今回のゼノフォビアを引き起こした南アフリカ出身の従業員と同じ空間にいる。こうした経験が、彼らの職に対するリスクを負ってまでも抗議を行った動機となっていたと思われる。

おわりに

南アフリカで散発的にゼノフォビアが起ころうとも、他のアフリカ諸国の人々は、自国には期待できない様々な機会を求めて南アフリカを目指す。南アフリカでゼノフォビアを防ぐには、アパルトヘイト後も解消されない同国の失業・貧困といった難題に対して何らかの打開策を打つほかないが、それは容易ではない。その一方で、今回のモザンビークの事例で明らかなように、南アフリカで発生したゼノフォビアに対する抗議は、南アフリカ企業に実害を強いる結果となった。こうしたリスクを孕む状態が今後も変わらねば、南アフリカ産業界からは同国政府へ改善のための要求が突きつけられるだろう。

モザンビーク社会に関して明らかとなったのは、両国間を繋ぐ解放闘争世代の過去の理念はもはや今日の青年層には響かないという点だ。この世代のうち、今回の抗議ストライキを起こした主体は、親の世代が経験した独立直後の期待に満ちた時代を体感することもなく、紛争下で生まれ育った。そのため、モザンビークにおける南アフリカ企業の進出やエネルギー資源の需給といった両国間の関係や、なにより解放闘争世代が作ってきた紛争後のモザンビーク社会の拡大する格差をよりシビアに見据えている。今回の抗議行動は、彼らが解放闘争世代とは異なる視点で南アフリカとの関係を相対化し、さらには、モザンビーク社会における自らの位置づけを自問した末の選択であったと思われる。

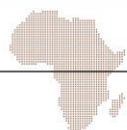


参考文献

- AIM(Agência de Informação de Moçambique)2015a. “Mozambique: Reaction against South Africa Attacks Spreads to Border.” (<http://allafrica.com/stories/201504180070.html>, 2015年7月2日アクセス).
- AIM 2015b. “Mozambique: Kenmare Resources Repatriates South African Workers.” (<http://allafrica.com/stories/201504210032.html>, 2015年7月2日アクセス).
- AIM 2015c. “Mozambican workers expel South Africans.” (<http://allafrica.com/stories/201504180057.html>, 2015年7月2日アクセス).
- BBC News 2015. “South Africa xenophobia: Africa Reacts.” (<http://www.bbc.com/news/world-africa-32354993>, 2015年7月2日アクセス).
- Couto, Mia 2015. “Carta aberta de Mia Couto ao Presidente da África do Sul sobre o Genocídio de Moçambicanos naquele país.” (<http://www.miacouto.com.br/carta-aberta-de-mia-couto-ao-presidente-da-afrika-do-sul/>, 2015年7月2日アクセス).
- Instituto Nacional de Estatística 2015. *Inquérito aos Orçamentos Familiares: IOF – 1º Trimestre. Boletim Trimestral*. Maputo: Instituto Nacional de Estatística.
- IOM(International Organization for Migration) “IOM Assists Victims of Migrant Attacks in South Africa.” (<https://www.iom.int/news/iom-assists-victims-migrant-attacks-south-africa>, 2015年7月2日アクセス).
- Sapo Notícias 2015. “Sul-Africana Sasol repatria trabalhadores dos projectos em Moçambique por precaução.” (<http://noticias.sapo.ao/info/artigo/1437997.html>, 2015年7月2日アクセス).
- South African Government 2015a. “President Jacob Zuma: Open letter to Mia Couto, Mozambican Writer and Poet.” (<http://www.gov.za/speeches/president-jacob-zuma-open-letter-mia-couto-mozambican-writer-and-poet-24-apr-2015-0000>, 2015年7月2日アクセス).
- South African Government 2015b. “President Jacob Zuma: Freedom Day Celebrations.” (<http://www.gov.za/speeches/president-jacob-zuma-freedom-day-celebrations-27-apr-2015-0000>, 2015年7月2日アクセス).
- Times Live 2015. “The brutal death of Emmanuel Sithole.” (<http://www.timeslive.co.za/local/2015/04/19/the-brutal-death-of-emmanuel-sithole1>, 2015年7月22日アクセス).
- Vines, Alex, Henry Thompson, Soren Kirk Jensen, and Elisabete Azevedo-Harman 2015. *Mozambique to 2018: Managers, Mediators and Magnates. Chatham House Report*, London: Chatham House.

(あみなか・あきよ／アジア経済研究所)





論
考

コートジボワールは安定したのか

——ワタラ政権下の軍事的状況の総括と展望——

Has Côte d'Ivoire Recovered Its Stability? :
Evaluation of Security Situation under Ouattara Regime

佐藤 章

SATO, Akira

要 約 :

本稿は 1990 年代以降続いてきたコートジボワールの不安定な状態が、2011 年 5 月に正式発足したワタラ政権のもとで解消されたかどうかを検討する。着眼点はワタラ政権期の武装勢力の動向と、ワタラ政権の軍事的基盤をなすコートジボワール共和国軍 (FRCI) とワタラの関係である。武装勢力の動向については、ワタラ政権の正式発足の時点で内戦期の軍事的対立の構図が基本的には解消され、その後も FRCI 優位の軍事状況が継続していることがわかる。ワタラと FRCI の関係については、FRCI 幹部の重要ポストへの登用が続いており、堅固な同盟関係が維持されていることが確認できる。しかし同時に、事態を不安定化に向かわせうる要因が今なお存在することも指摘できる。このためコートジボワールは一時期の不安定な状況をたしかに脱してはいるものの、安定化が十分に確立・制度化されるうへでは、軍の改革をはじめとする課題が解消される必要がある。

キーワード : コートジボワール ワタラ コートジボワール共和国軍 (FRCI) 新勢力 (FN) バボ派

はじめに

独立以来、政治的安定が保たれてきたコートジボワールでは、1990年代以降徐々に政治的不安定化傾向が強まり、1999年12月の軍事クーデタを経て、2002年9月には反乱軍の挙兵により内戦が勃発した。国連PKOとフランス軍あわせて1万人を超える兵力が駐留するもとの和平プロセスが続けられ、2010年11月末にようやく大統領選挙の決選投票が実施されたものの、敗北を認めない現職のL・バゴ（Laurent Gbagbo）と、当選を国際的に承認された挑戦者のA・D・ワタラ（Alassane Dramane Ouattara）がともに政府を樹立して対峙する状況に陥った。両者の対立は2011年3月末に軍事衝突へと発展したが、最終的にはワタラ側が勝利し、2011年5月にワタラ政権が正式に発足した。

このようにコートジボワールは、2011年5月までの11年半にわたり、武力紛争の性格を帯びた著しく不安定な状態に置かれてきた。では、現在のワタラ政権のもとでこのような状態は解消されたのだろうか。コートジボワールは今年2015年10月に大統領選挙を迎え、ワタラ大統領は再選を目指して出馬を表明している。本稿はこのタイミングを捉え、ワタラ政権のこれまでの4年あまりの任期において、コートジボワールの懸案であった不安定化の問題がどうなったかについて総括を試みる。この総括をとおして本稿では、ワタラ政権が安定・不安定という点について持つ特徴を歴史的に評価し、次期選挙での当選者——それが誰であろうとも——が直面することになる治安・安全保障面での中長期的課題を浮き彫りにしたい。

以下、第1節では、軍事的勢力の動向と武装襲撃事件の発生状況に注目して、ワタラ政権にとっての政権外部からの軍事的脅威の把握を試みる。第2節では、現在の正規軍であるコートジボワール共和国軍（Forces républicaines de Côte d'Ivoire: FRCI）とワタラとの関係について検討し、政権内部の軍事的脅威について考察する。これらの考察を踏まえ、第3節では、ワタラ政権が直面しうる今後の軍事的な脅威について展望を示す。

1. 治安・安全保障をめぐる全般的状況——政権外部の軍事的脅威——

(1) 1990年代以降の軍事的勢力の動向

1960年の独立から20年にわたる経済成長期には、コートジボワールの軍は他の公務員と同様に比較的恵まれた待遇にあり、将校層は県知事などのポストに任命される機会も与えられていた。軍の厚遇は、ウフェ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny）初代大統領（在職1960～1993年）が主導するコートジボワール民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI）の一党支配体制を支える重要な手段だった。しかし、1980年代には経済危機を要因に給与水準の低迷やポストの減少が進み、さらに1990年の民主化以降には、待遇の悪化も背景として軍内部に野党支持者が増えていった。

ウフェ＝ボワニの死にともない就任したベディエ（Henri Konan Bédié）第2代大統領（在職1993～1999年）はこのような変化の直撃を受け、1999年末に発生した待遇改善を求める兵士反乱を収



拾できず崩壊した。代わって樹立された軍事政権も、待遇改善のための原資の不足と軍内部での政党支持者間の対立のため、軍が抱える問題を解決できなかった。軍事政権期に軍の司令系統は混乱を極め、本隊を離脱して徒党を組み、恐喝などの犯罪行為に手を染める兵士が現れ、軍事政権首班の暗殺未遂事件も引き起こされた。

2000年10月の民政移管選挙により、野党の草分け的存在であるイボワール人民戦線（Front populaire ivoirien: FPI）のバボが大統領に当選したが、2002年9月には、軍事政権期に軍を離脱したエリート精鋭兵らが組織した反乱軍——コートジボワール愛国運動（Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPC）——の挙兵により内戦が勃発した。その後、挙兵した2つの反乱軍¹をあわせた反乱軍3派は、連携してコートジボワールの北部から西部を支配下に置き、支配地域を10人の管区司令官が統治する体制を作り上げた。そのうち反乱軍3派は統合して「新勢力」（Forces nouvelles: FN）という政治組織となり、MPC 幹事長のG・ソロ（Guillaume Soro）がリーダーに就任した。

2007年3月に締結されたワガドゥグ合意に基づき、バボ大統領はFNリーダーのソロを挙国一致内閣の首相に任命した。敵対関係にある政府側と反政府側による権力分掌体制の誕生である。この体制下では政府側の国防・治安部隊（Forces de défense et de sécurité: FDS）——軍、憲兵隊、警察を一括した呼称——とFNの統合参謀本部が設置されるなど、来たるべき内戦終結を見据えて軍の統合が着手された。

しかし、2010年11月末の大統領選挙の決選投票後に状況が一変した。冒頭で述べたとおり、敗北を認めない現職のバボと挑戦者のワタラがそれぞれ政府を樹立して対峙したのだったが、このときバボはそれまで権力分掌体制を取ってきたソロを首相に留任させることに失敗した。バボと袂を分かったソロにワタラが接近し、ソロはワタラが率いる政府の首相に就任した。居座りを図るバボが退陣要求デモの武力鎮圧と国連PKO²への挑発攻撃を繰り返したことを安保理は問題視し、人道保護目的で国連PKOが武力行使できることを再確認する決議1975が採択された。またワタラは、ソロが率いるFNを母体に自らの政府の正規軍としてコートジボワール共和国軍（FRCI）を組織し、バボ打倒のための軍事行動を開始させた。つまり、国際的に承認された当選者（ワタラ）が反乱軍（FN）を正規軍とし、もはや正当な大統領とは認められていないバボが元来の正規軍（FDS）を指揮して政権居座りを図るといふ、ねじれた構図がここに生まれたのである。

両陣営が最大都市アビジャンで戦闘を繰り広げた2011年4月上旬に、国連PKOがフランス軍の支援を受けてバボ側の軍事拠点に空爆を実施し、その機に乗じてFRCIがバボとその幹部らを拘束した。その後FRCIによりバボ側の武装勢力（FDS離脱者、民兵、リベリア人傭兵など）の掃討作戦が行われ、5月末頃までに全土での支配権がほぼ確立された。これにともない、元来の正規軍であるFDSは、FRCIの司令権下に置かれることとなった。

以上が1990年代からワタラ政権成立までの軍事的勢力の動向である。整理すると、コートジボ

¹ それぞれ全西部イボワール人民運動（Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest: MPIGO）と正義平和運動（Mouvement pour la justice et la paix: MJP）という組織名を名乗った。

² 国連PKOである国連コートジボワール活動（United Nations Operation in Côte d'Ivoire: UNOCI）は2004年4月に発足した。最大時でおよそ8000人の軍事要員を擁し、国連憲章第7章に基づく強制行動の権限を付与されていた。



ワールでは兵士反乱を契機に不安定化状態が始まり、その後に軍からの離脱者を中心とする反乱軍が軍と対峙する構図で内戦が展開された。この両者の対立は反乱軍の勝利によって終結し、反乱軍が新たな正規軍になった。すなわち、ワタラ政権の正式発足の時点で、内戦勃発以来の軍事的対立の構図は基本的に解消されたのである。

(2) ワタラ政権下での治安・安全保障状況

次に、ワタラ政権下での国内の治安・安全保障の状況をみていきたい。素性不明の武装集団による襲撃事件はこれまでに数多く発生している（襲撃事件を付録に整理した）。これらの事件は犯行声明が出されないのが特徴で、政権側からはバボ派の残存勢力によるものと発表されることが多い。バボ派の政党である FPI は政権側の発表に反発しているが、政権崩壊時に国外に逃れたバボ派が周辺諸国に兵士訓練キャンプを設置していることは、国連の専門家グループの報告書でも指摘されている³。このためこれらの襲撃事件は、国外のバボ派と何らかの関係を持つ、反ワタラ政権の性格を持つ行動として捉えうるものであり、政権外部にある軍事的脅威の具体的な現れと位置づけられる。

襲撃事件の大半は南西部とアビジャンならびにその近郊で発生している。南西部では主にリベリアとの国境に近い小さな村や町が標的となっており、かつてバボ側で活動していたリベリア人傭兵による略奪を主目的としたものとされる。アビジャンとその近郊では警察署や軍の哨所のほか、重要施設（発電所）が標的となっており、政権に対する挑発や破壊工作としての性格が読みとれる。

襲撃事件は 2012 年に頻発したが、これを受け南西部ではリベリア当局と協力して警備体制が強化された。また、アビジャンとその近郊での襲撃の拠点とされたガーナでも、当局が武器調達や資金提供などへの関与が疑われる在住コートジボワール人の取り締まりを強化した。このような協調策が貢献してか、2013 年以降には襲撃事件は大きく減少した。

このようにみると、現時点では武装勢力がコートジボワール国内で持続的に活動する状況にはなく、ワタラ政権は国内で政権外部からの深刻な軍事的脅威に直面していないといつてよいだろう。ワタラ政権の正式発足時に確立された FRCI 優位の軍事状況に変化はなく、治安・安全保障は一定の安定的水準で維持されてきていると評価できる。

2. FRCI とワタラの関係——政権内部の軍事的脅威——

(1) 旧反乱軍 FN の組織としての特徴

サハラ以南アフリカ諸国で軍事クーデタが繰り返されてきた歴史に鑑みれば、自らが指揮する

³ コートジボワールに対しては安保理決議 1572（2004 年）などに基づき制裁措置（武器禁輸、旅行制限、資産凍結など）が課されている。制裁委員会が設置したモニタリングのための専門家グループが定期的に報告を行っている。同専門家グループの報告書（S/2012/766）は、国外に逃亡したバボ派が軍事行動を組織し資金供給を行っているとする指摘があることに言及し、ガーナ領内が重要拠点になっていることやリベリア領内に兵士の訓練キャンプがあるなどとした情報を記載している。



軍は統治者にとってもっとも注意すべき軍事的勢力といえる。本節では、正規軍である FRCI とワタラの関係について、FRCI の母体である旧反乱軍 FN に注目して検討する。

FN の組織の特徴を理解するうえでは、ソロがリーダーとなった過程がひとつの鍵となる。そもそも、反乱兵は挙兵時に組織名を名乗っておらず、要求も兵士の待遇改善に関することが中心だった。挙兵から 1 週間後によく MPCCI という組織名が宣言され、挙兵から 3 週間後に MPCCI の幹事長を名乗るソロが表舞台に登場した。当時弱冠 30 歳のソロは、かつて国内最大の学生組織の委員長を務めた経歴を持つが、軍人ではなかった。挙兵からソロ登場までの時間差と、ソロ登場の前後での主張の変化（政治的な主張がなされるのはソロ登場後である）からは、軍事的手段での政権奪取に失敗した反乱兵たちが、身の安全の確保と交渉による利益確保をねらい、ソロに交渉役を依頼した経緯がみてとれる。ソロのねらいとしては、バボ政権下で問題視されていた北部人差別の問題を、和平プロセスの場を利用して解消しようとの思惑があったと考えられる⁴。

FN 支配地の統治にあたった管区司令官は、住民への暴力や密輸への関与などがかねてから指摘されており、住民の反感を懸念して統制に乗り出したソロと一部の管区司令官の対立から内紛へと至った。最終的には 2008 年初め頃までに反ソロ派が排除され、FN 内でのソロの統制権が確立された。ただ、ソロに忠誠を誓う管区司令官の一部にも密輸や暴力などの問題行動をとる者が引き続き存在する状況が続いた。

総合すると FN の組織には、①ソロの統制が基本的には貫徹されていることと、②管区司令官などの幹部軍人は一定の自立性を有し、私的な利益を追求する者も存在することが指摘できる。ソロは軍人たちの政治的代理人として庇護を与えることで軍人たちからの忠誠を確保し、自らの政治力の源泉としている。他方軍人たちは、ソロが果たす政治的庇護の見返りに忠誠と軍事的役務を提供する一方で、自分たちなしではソロの政治力が低下することを見越し、密輸などの活動に手を伸ばしているということになる。つまり FN は、ソロと幹部軍人たちの相互依存関係のバランスのうえに成立している組織といえる。

(2) FN とワタラの同盟の成立

次に FN とワタラの同盟関係について検討していきたい。まずソロに焦点をしばり、ワタラとの関係について情報を整理しておく。内戦勃発前の 2000 年 12 月に実施された国民議会選挙で、ソロはワタラが率いる政党「共和連合」(Rassemblement des républicains: RDR) の候補者として立候補したが落選し、その後は RDR での活動を行っていない。内戦勃発後には、RDR を含む主要野党 4 党と反乱軍 3 派は和平推進派の連合を形成し、またソロとワタラは歴代政権による北部人差別に反対する立場を共有していた。ワガドゥグ合意後には、前述のとおり、ソロは挙国一致内閣の首相として敵対関係にあるバボ大統領と権力分掌体制を構築したため、RDR 内ではソロに対する警戒感が高まったという [Soudan et Mieu 2012]。以上の整理から、2010 年 11 月末の大統領決選投票のときまで、ソロとワタラは重要な政治的スタンスを共有してはいたが、とくに強固な

⁴ コートジボワールでは 1990 年代なかばから、「イボワール人性」(ivoirité) という概念を唱える政治扇動が歴代政権によって盛んになされ、北部出身者が「生粋のイボワール人」ではないと決めつけられ、暴力や差別の対象となってきた。この扇動は北部出身者であるワタラへの政治的圧力の性格も持つ。ソロも北部出身者であり、自らが反乱軍に加わった理由が北部人差別をやめさせることにあったと述べている [Soro 2005]。



関係はなかったことがうかがえる。

したがって、ワタラとソロの同盟が形作られるうえでは、ソロとバボが袂を分かち、ワタラと組んだ決選投票後が重要な転換点だったことになる。また、のちにソロ自らが語ったところでは、ワタラの信頼を勝ちえた理由は、決選投票後に大統領ポストを横取りしようとしたバボが持ちかけてきた政治的取引を拒否したことと、FRCI で挙兵したのち自らが実権を掌握することも可能であったのにそれをしなかったことだったという⁵。この発言からは、両者の同盟関係が確立されるうえで、FRCI がワタラの正規軍としての役割に徹したことがもうひとつの重要な要因になったことがわかる。なお、FN の幹部軍人たちにとっては、元来の敵手である政府側の勢力（FDS）との戦闘を再開するということであったため、ワタラ側の正規軍として挙兵することにとくに路線上の障害はなかったと考えられる。

(3) ワタラ政権下での FN 幹部の重用

このようにして成立した同盟関係はワタラ政権下でどうなっただろうか。FN 幹部の処遇に注目してみたい。まずソロは、正式に大統領に就任したワタラから改めて首相として指名を受けた。この人事は、ワタラのもうひとつの政権基盤である与党連合内に大きな波紋を投げかけるものだった⁶。そもそもワタラが大統領に当選するうえでは、決選投票でのワタラ支持を約束した PDCI の協力が大きな意味を持っており、PDCI 内には首相ポスト待望論が存在した。ソロの首相就任は PDCI にとって強い不満をかき立てるものだった。つまりワタラは、与党連合に亀裂を入れかねない危険をおして、ソロを登用したのだった。

その後ソロは、ワタラが率いる RDR の候補者として 2011 年 12 月に実施された国民議会選挙に立候補し、当選を果たした。やり直し選挙区での再投票を経て、全選挙区の当選者が確定した 2012 年 3 月にソロは「国民議会議員としての職務に専念するため」との理由で首相辞任を申し出、ワタラがこれを了承した。これによりようやく PDCI は首相ポストを獲得したが、ソロは身を引いたわけではなく、翌月に、2000 年以来国民議会議長を務めてきた元 FPI のママドゥ・クリバリ（Mamadou Koulibaly）に代わって、新しい国民議会議長に選出された⁷。国民議会議長は、大統領ポストの空席時に大統領代行を務める国家の第 2 のポストである⁸。ワタラがソロを自らの後継者として重用している様子がここに明確にうかがえる。ソロとワタラの同盟関係はますます緊密化しているのである。

⁵ インタビューでソロが語った内容だとして Soudan et Mieu [2012] に記されている。

⁶ RDR、PDCI、そのほかの 2 つの小政党によって 2005 年に結成された選挙協力組織「民主主義と平和のためのウフェ主義者連合」（Rassemblement des houphouëtistes pour la démocratie et la paix : RHDP）が現在の与党連合の母体である。

⁷ M・クリバリはバボの政党 FPI で副党首を務めた有力政治家で、FPI が第 1 党となった 2000 年の国民議会選挙後に議長に就任していた。国民議会の本来の任期は 5 年だが、内戦勃発にともない、国際的合意に基づき特例的に任期が延長されてきていた。もともとバボと距離を置く態度をとりがちであった M・クリバリは、2011 年 4 月のバボ逮捕後に FPI 党内のバボ忠誠派の支持を失い離党を余儀なくされ、新党を結成して臨んだ 2011 年 12 月の国民議会選挙でも惨敗し、政治的影響力を大きく低下させていた。

⁸ 同国憲法では、死亡や辞任などで大統領ポストが空席になった場合、国民議会議長が大統領代行を務め、45～90 日以内に新大統領を選出する選挙を実施する。大統領代行は、首相の任命、組閣、国民投票の発議などの権限を持たないなど一定の権限を制約されているが、大統領代行が大統領選挙に出馬することを禁ずる規定は現行憲法にはない。



次に、FN の幹部軍人に対するワタラ政権の人事をみてみよう（表）。ワタラ政権の正式発足から間もない2011年7月に、FN のバカヨコ（Soumaila Bakayoko）参謀総長が、今やコートジボワールの正規軍となった FRCI の参謀総長に任命された。その翌月には、北西部のセゲラ（Séguéla）管区で司令官を務めた FN 副参謀総長のイシアカ・ワタラ（Issiaka Ouattara）が最精鋭部隊である共和国警護隊の副司令官に、FN 司令部が置かれた中部のブアケ（Bouaké）管区で司令官を務めたウスマン（Chérif Ousmane）がワタラ大統領の身辺警護を担当する大統領警護隊班のナンバーツーに抜擢された。他にも何人かの管区司令官が、重要な軍事任務に当たる部隊の責任者に任命された。

表 ワタラ政権下での主立った FN 幹部軍人の登用状況

幹部名	登用内容	FN での主な経歴
〈2011年7月7日発令の人事〉		
スマイラ・バカヨコ	コートジボワール共和国軍 (FRCI) 参謀総長	FN 参謀総長
〈2011年8月3日発令の人事〉		
イシアカ・ワタラ (通称ワタオ)	共和国警護隊副司令官	セゲラ管区司令官。FN 副参謀総長
シェリフ・ウスマン	大統領警護班副司令官	ブアケ管区司令官。2011年3月末からのアビジャン・ヨブゴン地区の掃討作戦を指揮
クアク・フォフィエ	コロゴ (Korhogo) 地区司令官	コロゴ (Korhogo) 管区司令官。2006年以来、国連の制裁対象。自宅軟禁に置かれたバボの警備を担当
ロッセニ・フォファナ	特殊部隊副司令官	マン (Man) 管区司令官。2011年3月のドゥエクエ占領作戦を指揮
ウスマン・クリバリ	特殊部隊ヨブゴン地区統括	オジェンネ (Odienné) 管区司令官。2011年3月末からのアビジャン・ヨブゴン地区の掃討作戦を指揮
〈2012年9月26日発令の人事〉		
ウスマン・クリバリ	サンペドロ (San Pedro) 知事	(上記を参照)
デュオ・フォジェ	ボンドゥク (Bondoukou) 駐在 ザンザン・レジオン知事	FN の警察・憲兵部門のトップ。挙国一致内閣で青年・公共役務相。FRCI の恐喝撲滅担当
コネ・マサンバ	ギグロ (Guiglo) 駐在モワイエ ンカヴァリー・レジオン知事	FN の準軍事部門の長

(出所) Airault [2011]、Duhem [2013; 2014]、Jeune Afrique [2012]、Mieu [2009] に基づき、筆者作成。

FN の幹部軍人が登用されたのは軍のポストだけではない。2012年9月の人事発令では、すでに2011年8月の人事で登用されていたウスマン・クリバリのほか、FN 司令部で要職にあった2人の軍人が知事に任命された。これら3人が配属された地域はいずれも経済や治安・安全保障面



で重要な位置を占める⁹。ワタラが FN の幹部軍人を重要ポストに抜擢し、重用している様子がこれらの人事からうかがえる。

このようにワタラが FRCI の母体をなす FN の幹部らを手厚く処遇し、FN 幹部もこれに応じて政権存続に関与している実態を踏まえると、ワタラと FRCI のあいだの同盟関係は総じて安定的に維持されており、FRCI がワタラ政権にとって軍事的脅威となる可能性はいまのところ低いと考えてよいと思われる。

3. ワタラ政権にとっての今後の脅威

では治安・安全保障に関してワタラ政権が今後直面する可能性がある脅威にはどのようなものがあるだろうか。ここでは、①バボ派の動向、②政界再編との関係、③FN 幹部軍人の規律の問題、④兵士の待遇への不満、の4点を指摘したい。

(1) バボ派の動向

2011年4月のバボ政権の崩壊に前後して数多くのバボ派の要人が国外に逃亡した。ワタラ政権の呼びかけに応じて早期に帰国した者がいる一方、帰国後の逮捕や懲罰を懸念して、資金などの面で問題を抱えながらも国外生活を続ける者は多い¹⁰。ワタラ政権はとくに重要な人物については国際指名手配を発出している。その結果として、2012年6月にはリダ・クアッシ（Moise Lida Kouassi）元国防相がトーゴから、2013年1月には、扇情的な演説で「街頭の将軍」の異名をとったブレグデ（Charles Blé Goudé）がガーナから、コートジボワールに身柄を引き渡された。ただ、滞在先国の政府がつねに身柄引き渡しに応じるわけではない。2012年8月には、カティナン（Justin Koné Katinan）元財政担当相・報道官がガーナ当局によって逮捕されたが、カティナンが難民認定を受けていたため身柄引き渡しは行われなかった。コートジボワール当局が強い不満を表明したことで両国関係は一時険悪化した。この一件は、ワタラ政権が国外のバボ派に神経をとがらせていることをまざまざと示すものであった。

国外のバボ派がコートジボワールで起こった武装襲撃事件に実際に関与した証拠が明らかにされているわけではないが¹¹、国連専門家グループの報告書でバボ派の訓練キャンプの存在が指摘され、襲撃事件が現実には発生している。司令系統は不明ながらも何らかの武装勢力が存在するとみてよい状況があり、かつ、こういった勢力に対する大々的な摘発や掃討作戦は現在までのところ行われていない。このことを踏まえると、今後も散発的な武装行動が発生する可能性は皆無で

⁹ サンペドロ（San Pedro）は同国第2の港を擁する都市で、南西部の最重要拠点である。ザンザン（Zanzan）・レジオン——レジオン（région）は最上位の地方行政区分——は北東部に位置し、ガーナとの国境地帯にあたる。モワイエンカヴァリー（Moyen-Cavally）・レジオンは南西部でもっとも治安が悪化している都市のひとつであるギグロが位置する。

¹⁰ バボ政権で経済財務相を務めたボフン・ブアブレ（Antoine Bohoun Bouabré）が2012年1月にイスラエルで病死したが、資金不足で十分な治療を受けていなかったと囁かれた。

¹¹ 2012年6月に国営テレビでの特別番組でワタラ政権の内相が、バボ派の軍事部門が存在すると指摘し、メンバーとともに、彼らがクーデタ宣言用に用意していたとされる映像を放映した。この番組に関しては Rihouay [2012] を参照。ただ政権側の発表以外の裏付け情報はなく、信憑性の評価は難しい。



はないだろう。

(2) 政界再編との関係

政治面でコートジボワールの安定を大きく揺るがしかねない事態として想定されるのが、与党連合の解消問題である。与党連合第2党のPDCI内ではワタラへの不満がくすぶっている。ワタラ政権正式発足から1年近くもPDCIが首相ポストを獲得できなかったことは前述した。ワタラがソロを後継者として重用している現実があり、このままRDRとの連合を続けてもPDCIが大統領ポストを得る見込みが立たないことにその不満は由来している。PDCIのベディエ党首（元大統領）は、次期大統領選挙における与党連合の大統領候補をワタラに一本化することに同意しており、党内にもその考えに従うよう呼びかけている¹²。これに対し党内からは、独自候補の擁立を求める声があり、実際に何人かの幹部が立候補の意思を表明している。

コートジボワールの政党制では3大政党（RDR、PDCI、FPI）がほぼ同じ規模の支持基盤を持つため、一党で政権を安定的に維持するのは難しい。したがって、PDCIが与党連合から離脱した場合には、ワタラは政権維持のうえで苦境に立つことが予想される。そうなった場合、政治的基盤の弱体化を補うため、ワタラ政権がFRCIへの依存を強め、強権化していく可能性がある。政界再編は政治情勢の不安定化、軍事化と無関係ではない。

(3) FN 幹部軍人の規律の問題

FNの一部の幹部軍人に対して、人権侵害と違法取引への関与という観点から国際的な批判がなされている。選挙後危機の過程では3000人あまりが殺害されたといわれており、なかでも2011年3月末の南西部の都市ドゥエクエ（Duékoué）での戦闘と、同年4～5月のアビジャンでのバボ派掃討作戦において多数の死者が発生した。この過程でFRCIが民間人に対する人権侵害を行ったとされ¹³、表に示したFN幹部軍人の一部が国際人権団体から名指しで批判されている¹⁴。違法取引については、2013年4月に国連専門家グループの報告書でFNの管区司令官らが大規模な密輸に関与していると指摘されている¹⁵。2014年4月には同じ専門家グループの別の報告書で、イシアカ・ワタラが管区司令官を務めていたセグラでダイヤモンドの違法採掘・輸出が行われていたと指摘された¹⁶。

¹² 2014年9月にワタラ大統領は、全閣僚とソロ国民議会議長を帯同してベディエの生地ダウクロ（Daoukro）を表敬訪問し、その際の直接会談後にベディエが党内に諮ることなくこの呼びかけを行った。PDCI内での不満には決定手続きへの反発も一因にある。

¹³ 2011年3月末にドゥエクエではバボ側（FDSと民兵）とFRCIが激しい戦闘を行い、民間人を含め1000人近くが殺害されたとされる[EIU 2011, 11]。国連人権委員会が設立した独立調査委員会の報告書（A/HRC/17/48）では、FRCIがドゥエクエでバボ側に好意的とみなされた人びとに様々な強要を行ったことや、FDSに所属しているとみなされた人びとを処刑したとの言及がある（第64～65段落）。アビジャンでのバボ派掃討作戦に関して同報告書は、FRCIがバボ派の民兵や情報提供者だと疑った人物に恣意的な拘留、拷問、非人道的な扱いなどを行ったとする証言を得たと記している（第57段落）。

¹⁴ HRW [2011, 106-107] は選挙後危機の際になされた人権侵害について、ワタラ側で鍵となった人物として、ウスマン、フォファナ、ウスマン・クリバリの名前を挙げている。

¹⁵ 2013年4月の国連専門家グループ報告書（S/2013/228）は、FN司令官たちが「ウォーロード型の略奪的経済活動」をやめないまま正規軍に組み込まれたとし、密輸による資金調達と武器の密輸を行うネットワークが引き続き機能していると指摘している。

¹⁶ 詳細は同報告書（S/2014/266）の31～33ページに記載がある。この報告書でのイシアカ・ワタラに関する記述に



これらの FN 幹部軍人に対して取り調べも処罰もなされていないのとは対照的に、バボ派の軍人に対しては逮捕や裁判が進められていることから、「勝者の裁き」だとの批判がワタラ政権に向けられてきた。こういった批判に対しワタラは犯罪行為を処罰すると明言しているが、具体的な進展は乏しい。注目される動きとして、2014年4月の国連専門家グループ報告書で言及されたイシアカ・ワタラが、兼任していた複数の軍のポストから解任され、2014年8月にモロッコでの研修に送り出されたということがあった。この人事はワタラ政権が一定の対応をとったものとも解釈できるが、本格的な綱紀粛正の口火を切るものであるのかははっきりしない。ワタラ政権にとって FRCI が政権誕生の功労者で重要な政権基盤であることに変わりはなく、その中核をなす FN を弱体化させかねない思い切った綱紀粛正策をとることは困難だと考えられるからである。

また綱紀粛正の取り組みは、混乱を惹き起こしかねない危険もともなう。イシアカ・ワタラの解任時には彼に従う軍人たちが基地にバリケードを築き、解任人事を伝達しにきた将軍の入構を妨害する事件が起こった。FN の幹部軍人は一定の自立性を有してきた存在であるため、意に沿わない介入に対して軍事的行動で応戦する危険がつけねに存在する。綱紀粛正に反発する軍人がワタラに敵対するという展開は、ワタラ政権が直面しうる軍事的脅威のひとつとして想定される。

(4) 兵士の待遇への不満

もっとも現実的な脅威として浮上しているのが、待遇に不満を持つ兵士の反乱である。2014年11月には、旧 FN 兵士らが中心となり、給与遅配に抗議するデモが全国各地で発生した。ワタラ政権の対応は早く、内相が給与遅配への対応を約束し、遅配分の給与や諸手当（旅行手当・食事手当）を12月末までに支払うことと、兵長クラスの8400人を対象に2015年1月から住宅借り上げを開始することが決定された。給与問題に関して大統領はさらに、国防担当大臣と軍の代表者が協議し、国家安全保障委員会に提出する提案を作成するよう指示した。兵長への訓練と昇給に関しては FRCI の最高司令部が別途案を作成することとなった。さしあたり、抗議デモは早期に沈静化した。

コートジボワールにおいて兵士反乱は1990年代以降多発してきた歴史があり、その背景にある待遇の悪さは現在なお解消されていない慢性的な問題である。くわえて、内戦期に FN と FDS 双方が兵士の増員を大々的に行ったことで兵員の規模は膨れあがっており、待遇の悪化は1990年代よりも深刻化しているともいえる。今回のような抗議行動が一過性のものに終わるとはかぎらない。

兵士反乱がもたらす悪影響は大きく2つある。第1は兵士の政権不信により軍の司令系統が乱れることで、第2は軍に対する国民からの信頼の低下である。FRCI 兵士の規律が十分でないことから、すでに住民とのあいだのトラブルが多発している現状があり、このようななかで大規模な兵士反乱が起これば、待遇の悪さに直面する兵士への共感よりは、むしろ混乱を惹き起こすことへの嫌悪感が持たれる可能性の方が高い。とりわけ、FRCI 参戦によって政権を追われたバボの支持者のあいだでは、FRCI 兵士に対する目は厳しい。兵士の待遇問題は、ワタラ政権の軍事的基盤をなす FRCI の内部統制と国民からの信頼獲得の要をなす問題と違ってよく、政権にとっては喫

については Duhem [2014] が要点をまとめている。



緊の対応が求められるもっとも深刻な軍事的脅威といえるだろう。

結論

本稿の冒頭において、1990年代以降続いた不安定化状況がワタラ政権下で解消されたかどうか、言い換えれば、コートジボワールの懸案であった不安定化の問題がどうなったかという問いを掲げた。本稿での検討をとおして、ワタラ政権下では内戦勃発以来の軍事的対立の構図は基本的に解消されており、FRCI 優位の軍事状況のもとで、いくつかの問題は存在するにせよ、治安・安全保障の状態は一定の水準で現在まで維持されてきていることが確認された。ただし同時に、このような治安・安全保障の状態を脅かす可能性があることとして、バボ派による散発的な軍事行動、ワタラ政権の強権化、FN 幹部軍人の反発、FRCI 兵士のあいだに広がる待遇への不満があることも確認された。したがって、本稿標題に掲げた「コートジボワールは安定したのか」という問いへの回答をいえば、コートジボワールは一時期の不安定状態を脱したという意味では安定化したといえるものの、事態を不安定化に向かわせる要因が複数存在していることが認められるため、安定化は十分に確立されたり、制度化されたりしているものではないと結論できる。

本稿ではまた中長期的視点からの展望を行うことをねらいとして掲げ、その際の着眼点として第1にワタラ政権の歴史的評価と、第2に次期政権にとっての治安・安全保障面での課題を挙げた。これらの2点について、本稿での検討から次のことがいえる。まず第1の点についてだが、ワタラ政権がコートジボワールの安定・安定化状況に照らして持つ歴史的意義は、軍の再統一を結果的に後押ししたことに認められる。1990年代以降のコートジボワールの不安定化は、待遇への不満、政党支持、軍事政権期の混乱などによって軍内部の司令系統が破壊され、軍が結果的に分裂したことによってもたらされてきた。2011年3月から5月にかけてのFRCIの軍事行動により、FRCIは他の軍事的勢力を制圧して一元的な軍事的秩序を再確立することになった。ここで重要なのは、このようなFRCIの軍事的成果は、たんにFRCIの軍事力のみによって実現されたわけではなく、ワタラという国際的に当選を認められた大統領の正統性に則ることではじめて実現されえたということである。FRCIがワタラと組まずに単独で軍事的支配を確立した場合には、軍市政権の成立を認めない現在のアフリカ連合の規範においては、長期間にわたって政権を維持することは不可能だったであろう。軍の再統一という結果がもたらされるうえでは、ワタラとFNのあいだに同盟が結ばれたことが核心的に重要であったことがここからも確認される。

とはいえ、かくして実現された軍の再統一は、ワタラ、ソロ、FNの幹部軍人らといった特定個人間の関係に強く依存した、きわめて属人的で政治的なものである。現在のFRCIは、1990年代以降に軍内部で進行した政党支持者間の対立には一定の決着がついた状態にあるといえるが、軍が引き続ききわめて政治的な存在であるという点では、1990年代と変わらない。このことは、中長期的展望の第2の着眼点として挙げた、次期政権にとっての治安・安全保障面での課題に深く関わる。ワタラならびにその後継者と目されるソロが政権の座にあるあいだは、FRCIが政権との同盟関係を維持しようとするとの想定が成り立つ。しかし、ワタラないしソロが政権の座を手



放すような事態となった場合、新たに政権の座に就いた者は FRCI との関係構築という困難な課題に直面せざるをえないだろう。コートジボワールの治安・安全保障状況がもっとも不安定化しかねないのはこのシナリオにおいてである。したがって、中長期的には、だれが政権の座に就こうとも一貫して政府に忠誠を誓う軍として FRCI が確立されるかどうか、コートジボワールの安定の鍵を握るといえる。この意味でワタラ政権は、軍の再建という 1990 年代から続く歴史的懸案に直面しているのであり、現在までに実現されている一定水準の安定をさらに堅固なものとしていく手腕が問われているといえるだろう。

参考文献

〈国連文書〉

A/HRC/17/48.
S/2012/766.
S/2013/228.
S/2014/266.

〈外国語文献〉

Airault, Pascal 2011. “Côte d’Ivoire: 13 hommes dans le viseur de la justice internationale.” Jeuneafrique.com. 25 octobre.
(<http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAJA2649p032-035.xml0/>, 2014 年 9 月 5 日アクセス)

Duhem, Vincent 2013. “Les ex-“comzones” règnent-ils sur la Côte d’Ivoire ?” Jeuneafrique.com. 29 avril
(<http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAWEB20130429151757/>, 2014 年 9 月 5 日アクセス)

——— 2014. “Côte d’Ivoire: l’ex-comzone “Wattao” dans le viseur de l’ONU.” Jeuneafrique.com. 23 avril.
(<http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAWEB20140423141536/>, 2014 年 9 月 4 日アクセス)

EIU (Economist Intelligence Unit) 2011. Country Report: Côte d’Ivoire. May.

HRW (Human Rights Watch) 2011. “*They Killed Them Like It Was Nothing*”: *The Need for Justice for Côte d’Ivoire’s Post-Election Crimes*. Human Rights Watch.

Jeune afrique 2012. “Côte d’Ivoire: Ouattara nomme trois anciens chefs de guerre de la rébellion à la tête de régions sensibles.” Jeuneafrique.com. 26 septembre.
(<http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAWEB20120926161042/>, 2014 年 9 月 5 日アクセス)

Mieu, Baudelaire 2009. “Les dix commandants qui gênent Abidjan.” Jeuneafrique.com. 7 avril
(<http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAJA2517p028-030.xml1/>, 2014 年 9 月 5 日アクセス)

Rihouay, F. 2012. “Côte d’Ivoire: le gouvernement affirme avoir déjoué “un complot anti-Ouattara”. ” Jeuneafrique.com. 14 juin. (<http://www.jeuneafrique.com/Article/ARTJAWEB20120614114426/-lib%C3%A9ria-GHANA-Simone-Gbagbo-Accra-c-te-d-ivoire-le-gouvernement-affirme-avoir-d-jou-un-complot-anti-ouattara.html>, 2015 年 3 月 23 日アクセス)

Soro, Guillaume 2005. *Pourquoi je suis devenu un rebelle: La Côte d’Ivoire au bord du gouffre*. Paris: Hachette.

Soudan, François et Baudelaire Mieu 2012. “Soro: “Mon destin est formidable”. ” Jeuneafrique.com. 26 mars.
(<http://www.jeuneafrique.com/Article/JA2671p030-033.xml0/-CPI-pr%C3%A9sident-Laurent-Gbagbo-Forces-nouvelles-c-te-d-ivoire-soro-mon-destin-est-formidable.html>, 2015 年 3 月 23 日アクセス)

(さとう・あきら／アジア経済研究所)



付録 素性不明の武装集団による襲撃事件（採録対象期間：2011年6月～2015年4月）

年	月	地域	概要
2011	9	南西部	17日に南西部の都市タイ（Tai）近くのニグレ（Nigre）村で、略奪目的の武装襲撃があり、10人が殺害される。
		南西部	ペレジ（Pelezi）とバヘ・セボン（Bahe Sebon）の町での襲撃事件により、2人が殺害。
2012	4	南西部	24日から25日にかけてサクレ（Sakré）村に武装集団の攻撃があり、少なくとも6人が死亡。軍は略奪目的と発表。4人の襲撃者を逮捕。
		南西部	8日にタイ南方の複数の村で、国連PKOのニジュール兵7人を含む19人が殺害される。
		南西部	11日から12日にかけて、タイ南部のティエロ・ウラ（Tiero-Oula）村とシエブロ・ウラ（Sieblo-Oula）村で少なくとも4人が殺害。
	7	南西部	19日から20日にかけて、ドゥエクエ（Duékoué）で4人が殺害され、住民がFRCI兵士らを引き連れて、近在のニャンブリー（Niambly）難民キャンプに報復攻撃を行う。
	8	アビジャン	5日にヨプゴン（Yopougon）地区第17区の警察署を武装集団が襲撃。FRCIの兵士少なくとも3人が死亡。
		アビジャン	6日にFRCIのアクエド（Akouédo）基地に対する武装集団の攻撃。2時間にわたる銃撃戦のすえ、兵士6人と襲撃者1人が死亡。
		アビジャン近郊	8日にアビジャンから北に80kmのアボボ（Agbobo）軍哨所が襲撃をうけ2人が負傷。
		南西部	13日にペヘカンブリー（Pehekambly）の軍哨所が襲撃を受け、FRCI兵士少なくとも1人が死亡。
		南西部	13日のバクブリー（Bakoubly）への襲撃でFRCI兵士1人が負傷。
		アビジャン近郊	15日から16日にかけて、アビジャン近郊の都市ダブー（Dabou）で、FRCIの拠点、警察署、憲兵隊、拘置所に襲撃。5人が死亡。
	アビジャン近郊	25日にアビジャンから西に80kmのイロボ（Irobo）の検問所で銃撃戦があり少なくとも4人が死亡。	
2013	3	南西部	11日にドゥエクエで6人が殺害され、埋められているのが発見。
		アビジャン	14日に発電所を素性不明の武装集団が襲撃。
2012	12	アビジャン近郊	15日から16日にかけて、アビジャン北方のアボヴィル（Agboville）で武装攻撃があり、FRCI兵士2人が死亡。
		アビジャン	21日にヨプゴン地区の警察署に対して襲撃。拘置者1人が死亡。憲兵隊員1人が負傷し、何台かの車両が焼き討ちされた。
		アビジャン近郊	21日にアビジャンから北に100kmのアバウ（Agbaou）にある軍の検問所に対して攻撃。兵士2人が負傷。
2013	3	南西部	14日にジレブリー（Zilebly）村で武装集団の襲撃があり、少なくとも6人が死亡。うち2人はFRCI兵士。
		中部	14日に首都ヤムスクロ（Yamoussoukro）で武装集団による2件の待ち伏せ攻撃があり、治安部隊の隊員3人が殺害された。
2014	5	南西部	15日にリベリア側から武装勢力が侵入。略奪と村落の焼き討ちを行う。軍が撃退。
2015	1	南西部	10日にグラボ（Grabo）の哨所を20人ほどの素性不明の集団が襲撃。同日にダーヨケ（Dahyoke）村の哨所にも襲撃があり、3人が死亡。

（出所）Africa Research Bulletin: Political, Social and Cultural Series の記事に基づき筆者が集計。





ギニアにおけるエボラ出血熱の流行をめぐる「知」の流通と滞留

“Knowledge” Circulation and Stagnation about Epidemic of Ebola Virus Disease in Guinea

中川 千草
NAKAGAWA, Chigusa

はじめに

2014年3月23日、WHOはギニア保健省からの報告を受け、同国内の森林地方(Guinée forestière)でエボラ出血熱(以下、Ebola virus disease=EVDとする)が発生したことを報告した。感染地域はまたたく間に広がり、都市部や隣国への到達までに時間はかからなかった。2014年7月にナイジェリアへの空路による感染拡大が確認され、8月にWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言したことを機に、今回の流行は世界的に知られる事態となった[中川ほか 2014]。2015年3月にはギニア、リベリア、シエラレオネ3国でEVD感染による死亡者数が1万人を超えた。一時は制御困難とさえ言われたリベリアだが、同年5月9日の終息宣言にこぎつけたことは、事態の好転を期待させた。しかし、わずか2ヶ月足らずで再び感染が報告された。ギニアとシエラレオネでは同年7月下旬の段階で、毎週新規の感染者が報告されつづけている。EVDの流行規模は未曾有のものとなり、わたしたちはその「しつこさ」を認めざるを得ない。

流行拡大の主な原因としては、元来の不安定な社会情勢や脆弱な医療システムがあげられる。これに加え、WHOや政府が事態を甘く見積もり、初動に遅れが生じたことがこれまでに指摘されてきた。同時に、現地の人びとのEVDに対する意識の低さや病人のケアや葬儀に関する習慣の継続が、流行を後押ししているとの見解も示されている。ギニアの場合、「無知と恐怖(l'ignorance et la peur)」[Anoko et al. 2014, 28]や、「不安と混乱(frayeurs et stupeurs)」[Diallo 2015, 32]などによる影響が大きいという。

現在は、多くの国際支援団体が現地に入り実践的な対応に尽力している。アカデミックな分野では、リベリアやシエラレオネでフィールドワークをおこなって来たアメリカやイギリスの人類

学者たちが中心となり、情報の共有と発信のためのネットワークがいち早く立ち上げられた [杉田 2015]。また、フランスの外来病理学会 (Bulletin de la Société de Pathologie Exotique) が、「西アフリカのエボラ流行からの学び (Les leçons de l'épidémie d'Ébola en Afrique de l'Ouest)」と題した特集号を企画するなど¹、EVD に対する関心が高まっている。

本稿では、こうした経緯をふまえながら、今回の EVD の流行について、ギニアの首都コナクリ (Conakry) に暮らす人びとと国外に移住しているギニア出身者たちを対象に実施してきた聞き取りデータをもとに、「知²の流通と滞留」という観点からまとめる³。

1. 知の具体化と認識の変化

かれらへの聞き取り調査では、語りや態度が徐々に変化を見せている。当初は、自分の周りの「どこを探しても感染者がいらない」ため、EVD の発生や流行を全否定するものが大半を占めていた。総人口約 1200 万人、総面積約 24.6 万平方キロメートル (日本の本州とほぼ同じ) のギニアにおいて、これまでの感染者数は計 3786 人 (2015 年 7 月 30 日現在) と人口の 0.04% にも満たない [WHO 2015]。他方、2014 年における未治療のマラリア患者数は 7 万 4000 人と見積もられている [Plucinski et al. 2015]。筆者の知人関係においても、2014 年 3 月～2015 年 7 月のあいだに、合計 21 人の死の知らせを受けたが、いずれも EVD ではなかった。かれらは、日々の食費や教育費の調達、下痢や発熱といった軽症の病気、身近な人間関係のもつれなど EVD 以外の事柄で頭を悩ませていることの方が圧倒的に多い。

そこに変化が見えはじめたのは、2014 年の秋以降である。まず、ギニアの EVD の状況について現地から筆者に問い合わせが来るようになった。その後、「流行は森林地方の話。コナクリではない」というように、完全否定ではなく、一部を肯定するようになった。流行当初のホットスポットであるゲケドゥ (Guéckédou) は、首都から約 670 キロメートル、車で 9 時間以上かかる距離に位置する。同地域での主なエスニックグループはキシ (Kissi) であり、コナクリのスス (Soussou) とは使用言語が異なる。その後、コナクリから 100 キロメートル足らずに位置し、ススの人びとが多く暮らすフォレカリア (Forécariah) での感染拡大がはじまった。EVD を認めるような発言をしはじめた時期は、このフォレカリアでの流行時期と重なる。「フォレカリアには、エボラのせいで一家が全滅したと聞いた」、「エボラのせいで、家のドアをいつも閉めなければいけない」⁴というように、EVD に関する情報は、メディアが一方向的に伝えるものから、身近な人を介して、具体的に既知の地域と結びつくかたちで耳にするようになった。

¹ <http://www.pathexo.fr/1299-accueil.html> (2015 年 5 月 20 アクセス)。

² ここでいう「知」とは、科学的な知、生活をよりよくするための工夫や知恵、共有される情報など、総合的な意味で用いている。

³ 移住者に対する聞き取りは日本、セネガル、フランスにおいて筆者が、コナクリにおける聞き取りはサラン・モリ・コンデ (Saran Moly Condé) 氏が主に担当している。

⁴ 2015 年 4 月時点での聞き取り (コナクリ) より。



2. 無知ではなく熟知

冒頭にも記したが、現地の人びとは、EVDに関して「無知」な存在としてフォーカスされがちである。EVDの存在を認めない態度や、感染予防と相反する旧来の看病や埋葬の習慣を重んじることは、感染拡大の原因になり得るため、対策の観点からは「改められるもの」とみなされるからだ。啓発活動は、こうした無知や誤解を払拭し、感染予防に関する「正しい」知を身につけることを目指す。キャンペーンの方向性そのものが間違っているわけではない。しかし、これでは国際社会側の対応の遅れや無関心さを棚にあげ、文化という名の下で、責任を現地にのみ負わせかねない。

加えて、かれらは「無知」なのかというところから考える必要もある。かれらはすでに、EVDに対するワクチン⁵や治療方法がないということ十分に理解している。では、感染者はなぜ、治療センターへ連れて行かれるのか。そこから生きて帰ってくるのがむずかしいということを知っている。では、治療センターで一体何がおこなわれているのか。病院や医師への期待はことごとく裏切られる。啓発活動チームへの疑問や不信感は拭えない。「白い煙を吹きかけられた（消毒された）家の者は亡くなるらしい」という情報は「その白い煙のせいで死ぬのでは？」⁶という疑問を生み出す。因果関係は逆転しているが、現実には起こっていることを順に追っていくなかでの理解だ。できごと上はすべて事実であり、人びとは状況を「熟知」しているからこそ、感染予防活動に懐疑的となる。

支援活動では、最もリスクが高い地域を絞り込み、感染者や感染の疑いがある人びとをいち早く見つけ治療センターに収容し、他の住民に対して啓発活動をおこなう⁷。資金、人材、時間という制限を鑑みれば、この方針は理解できるが、こうした集中型の活動がどの団体においても行動指針となるため、高リスク地域に多数の団体が輻輳する。つまり、同じ地域や住民を対象に異なる団体が1日に何度も世帯訪問をしたり、説明の場を設定したり、と類似した活動の重複が引き起こされている。度重なる啓発活動に、当然、住民たちは疲れる。

啓発活動の充実により、EVDに関する知が無意味化されてしまっている可能性が高い。聞き取りの際も「(予防するには)清潔に！遺体や病人に触れない！人が集まるところに行かない！でしょ？みんな、知ってい



写真 啓発活動のための看板「エボラは常にギニアにある！気をつけよう！」病人を家に置いておかないこと、遺体にはふれないこと、フリーダイヤルへの連絡や近隣の医療機関での受診が推奨されている（2015年1月コンデ氏撮影）。

⁵ 英医学雑誌『ザ・ランセット』（*The Lancet*）は、2015年8月3日、WHO主導による新規EVDワクチンの臨床試験（当時で医療従事者を中心に7651人が接種した）の中間結果として、そのワクチンの有効と安全の可能性を発表した。その後、試験は継続中である。

⁶ 2015年2月時点での聞き取り（セネガル・ダカール）より。

⁷ これまでリベリアとシエラレオネにおいてそれぞれ数ヶ月単位でEVD対策を目的とした支援団体のメンバーとして活動したA氏へのインタビューより。



るよ」⁸、と倦怠感に満ちた態度を示されることが増えてきた。「わたしたちは EVD について未だに何も知らない、というあなたたちの態度にはうんざりする」、とはっきりと口にされることもあった。無知を前提とした啓発活動には、かれらによる知の蓄積を見誤る可能性がある。無知や誤解として一蹴するのではなく、熟知が感染拡大や啓発活動の拒否へとつながることを確認し、わたしたちの姿勢をまずは見直す必要があるのではないだろうか。

3. EVD をめぐる知の流通

感染予防に関する知の大半は、伝えたい側から伝えられるべき側へと単方向に流されてきた。多くの知が流されることにより、感染予防上の「正しい」知に接する機会はずいぶん増えた。しかし皮肉にも、EVD に関する知は、いわゆるオオカミ少年化し、EVD に対する恐怖はむしろ薄れつつある。他の病気と同じように、生きて行くことに付随する不幸や不運として位置づけられているかのようだ。長引く流行は、いまや EVD を日常化してしまったといっても過言ではない。

他方、この飽和状態の啓発活動からも漏れ落ちている人びとが存在する。コナクリの場合、若者の男性はたいてい、生家を離れ仲間数人で共同生活を送っている。彼らの大半は、地域の自治組織に属していない⁹。職に就いていることもめづらしい。啓発活動の場には、家庭を切り盛りする女性や地域自治に携わる年配の男性たちが集い、そこから各家庭や職場を通じて知が届けられる。しかし、若い男性たちは、こうした知の提供から遠い存在である。ここにも知の滞留がみられる。

2015 年 7 月 29 日、歌のコンクールがコナクリ中心部で開催された。アフリカのミュージシャンたちによって昨秋リリースされた Africa Stop Ebola というエボラ撲滅のキャンペーンソングがある。この歌に携わったアーティストたちが国境なき医師団と協力し開催したものだ。これも啓発活動の 1 つだが、このコンクールのことや、歌すら知らないという人も実は少なくない。現地アシスタントのコンデ氏や友人 M 氏に会場の様子を見てほしいと頼んだ。しかし、「招待状がなければ入れない」と言われ、入場できなかった。招待状は誰の元に届いているのだろうか。

4. 知の連携に向けて

今回の EVD の流行は、現地社会および国際社会双方の社会的な危機への対応力が試される機会をもたらした。近年、医療支援活動において、人文・社会科学的な視点からの現地調査やデータ分析、その活用が重視されてきた。その反面、現地の文化的側面と支援する側が持ち込みたい「正しい」知との乖離がクローズアップされ、これらの情報はメディアを通じ、世界へと広がる。たとえば、2014 年 10 月 28 日付け『ニューズウィーク日本版』には、「無知と無策が引き起こしたエボラパニック」「正しい知識を得て冷静に」「故人をきちんと『送る』ために遺体隠しが横行」

⁸ 2015 年 4 月時点での聞き取り（コナクリ）より。

⁹ そもそもコナクリでは、地域社会の自治が機能していることが稀である。



(傍点は筆者による追記) など、流行の原因を現地の社会側に見出しているかのような表現が並んだ。WHO による週刊報告書では、「危険な埋葬数」を公表してきた。初期段階での「危険な埋葬数」の多さは望ましくない習慣の多さとして、その後の減少は WHO をはじめとする啓発チームの功績として、わたしたちの目に映りかねない。慣習やローカルな価値観への注目は支援活動を補強する一方で、こうした意図せざる印象操作を招いている可能性もある。

流行の責任は「無知」に集約されるものではない。「無知」という手身近な理由に思考を預けることを避けるためにも、EVD の治療薬の研究・開発の遅れも含め、さまざまな要因が複雑に絡み合っているということを前提とし、常にそこへ立ち返り事態を理解していく必要性を強調したい。そのうえで、現地に生きる人びとが逃れようのない社会的な危機と向き合う様子を、思考の柔軟性や理解の深さという観点からとらえなおし、支援や研究といった活動領域、自然科学や人文社会科学といった学問領域、さらに支援する側とそれを受ける側といった立場を超えた「知」の連携を目指したい。

付記：本稿は、科学研究補助金・若手研究 B「アウトブレイクにおける知識の信頼性の経時分析とコミュニティ・レジリエンス評価」（研究代表者 中川千草）の成果の一部である。

参考文献

- “An Ebola vaccine: first results and promising opportunities.” *The Lancet* 2015. Editorial, 3 August ([http://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736\(15\)61177-1/abstract](http://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736(15)61177-1/abstract), 2015 年 9 月 24 日アクセス).
- Anoko, J. N. et al. 2014. *Humanisation de la réponse à la fièvre hémorragique Ebola en Guinée: approche anthropologique*. Le Centre Régional de Recherche et de Formation à la Prise en Charge Clinique de Fann (<http://www.crcf.sn/wp-content/uploads/2014/08/RapportAnokoEpelboinGuineeJuinJuillet2014Ebola.pdf>, 2015 年 7 月 20 日アクセス).
- Diallo, A. G. 2015. *Et vint le virus Ebola: Rumeurs, stupeurs et réalités en Guinée*. Harmattan.
- Plucinski, M. et al. 2015. *Effect of the Ebola-virus-disease epidemic on malaria case management in Guinea*. *The Lancet Infectious Diseases*, 23 June 2015 ([http://www.thelancet.com/pdfs/journals/laninf/PIIS1473-3099\(15\)00061-4.pdf](http://www.thelancet.com/pdfs/journals/laninf/PIIS1473-3099(15)00061-4.pdf), 2015 年 7 月 20 日アクセス).
- WHO 2015. *Ebola Situation Reports*(<http://apps.who.int/ebola/ebola-situation-reports>, 2015 年 7 月 30 日アクセス).
- 杉田映理 2015. 「資料と通信 エボラ熱流行への人類学の対応—アメリカとイギリスの人類学者の取り組み」『文化人類学』79(4): 429-432.
- 中川千草ほか 2015. 「特集 1 感染症の危機管理と研究者の役割」『Humanity & Nature Newsletter (地球研ニュース)』52: 2-5.
- 中川千草 2015. 「エボラがつなげるわたしとかれらの日常」NPO 法人アフリック・アフリカ『アフリカ便り』(http://afric-africa.vis.ne.jp/essay/alphabet_e1.htm, 2015 年 5 月 1 日アクセス).
- 『ニューズウィーク日本版』2014. 「特集 エボラ拡大パニック」10 月 28 日.

(なかがわ・ちぐさ／龍谷大学)





2015年エチオピア総選挙

——現政権圧勝後の展望——

2015 Ethiopia General Elections:
Implications from the Landslide Victory of the Current Regime

児玉 由佳

KODAMA, Yuka

はじめに

2015年5月24日、エチオピアでは総選挙が行われた。エチオピアの総選挙では、通常、国会下院にあたる人民代表議会（House of People's Representatives）と9つの州レベルの議会（州議会：Regional State Councils）の選挙が同時に行われる¹。エチオピアでは、儀礼的な役割を果たす大統領については下院が候補者を指名し、上院と下院の合同議会で3分2以上の票をもって承認される（憲法第70条）²。連邦政府の最高行政権を持つ首相の場合は、国会下院議員から選出される。また、下院で最多数の議員を擁する政党もしくは政党連合が政府の権力を与えられる（憲法第73条）。本稿では紙幅の関係上、州議会の結果は扱わず、国政に大きな影響を及ぼす国会下院の選挙結果に限定して分析を進めたい³。

エチオピアは、1991年に、エチオピア人民革命民主戦線（Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front: EPRDF）が、社会主義を標榜していた前政権を武力で打倒するという大きな政治的変動を経験した。1995年には、EPRDFのもとで新憲法が施行され、エチオピア連邦民主共和

¹ エチオピア全国選挙委員会（NEBE）の総選挙（General Elections）に関する記述を参照。

（<http://www.electionethiopia.org/en/ethiopian-election/election-system.html>, 2015年9月3日アクセス）

² エチオピアの国会は上下二院制で、上院である連邦議会（House of Federation）と下院である人民代表議会で構成される（憲法53条）。前者は、各エスニック・グループの代表者が議員である。上院の議員は、州議会によって選出されるか、州内での直接投票によって選出される。1つのエスニック・グループに対して最低1人の上院議員が選出される。人口100万人に対して1議席ずつ追加されていくため、エスニック・グループの人口規模が大きいほど多くの代表者が選出される（憲法第61条）。

³ なお、州議会での結果も、後述する国会下院の選挙結果と同様、EPRDFとEPRDFと協力関係にある政党がすべての議席を占めた。（NEBE ホームページ：<http://www.electionethiopia.org/en/home.html>, 2015年7月16日アクセス）

国が発足し、第1回総選挙が行われた。今回の選挙は、EPRDFが政権を握ってから5回目の総選挙となる。過去4回の総選挙では、いずれもEPRDFが大勝してきた。本稿では、今回の選挙結果を概観したのち、現在のエチオピアの政治状況を検討する。

なお、EPRDFは全国レベルの戦線（front）⁴として登録されており、ティグレ州、アムハラ州、オロミヤ州、南部諸民族州において地域政党として登録された独立の4つの政党によって構成されている。具体的には、ティグライ人民解放戦線（Tigray People's Liberation Front: TPLF）、オロモ人民民主機構（Oromo Peoples' Democratic Organization: OPDO）、アムハラ民族民主運動（Amhara National Democratic Movement: ANDM）、南エチオピア人民民主戦線（South Ethiopian Peoples' Democratic Front: SEPDM）である⁵。それ以外に、EPRDFではないがEPRDFに協力的な政党が現在7つある。これらの政党は、特定のエスニック・グループのための地域政党として、または上記4つの党の活動地域以外の州の地域政党として登録されている。党の規模は小さく、今回の選挙での内訳は不明だが、第4回総選挙（2010年）では、ソマリ人民民主党（Somali People's Democratic Party: SPDP）の議員が24名当選しているのみで、それ以外の党の当選議員は一桁にとどまっている⁶。中には、大臣を輩出している党もあるが、EPRDFとの具体的な協力関係については不明である。

1. 第5回エチオピア国会下院選挙結果

2015年6月29日、エチオピア全国選挙委員会（National Electoral Board of Ethiopia: NEBE）は、第5回総選挙における国会下院選挙には、52の登録政党の党員と無所属の9人が立候補し、選挙登録した3680万人のうち93%にあたる3440万人が投票したと発表した [Addis Fortune 2015]。投票権のある18歳以上の人口を考えると、85%が実際に投票したと考えられ、投票率も高かった。

今回の下院選挙では、選挙が延期されて未確定の1議席（2015年6月29日現在）を除いたすべての議席をEPRDFと同党と協力関係にある諸政党が獲得するという、EPRDF側の圧勝となった⁷。具体的には、EPRDFが500議席、EPRDFに協力的な政党が46議席を獲得して、547議席中546議席をEPRDF側が占めた。政府系新聞のエチオピアン・ヘラルド紙（Ethiopian Herald）は、この結果を「EPRDF地滑りの勝利（Landslide Victory）」という見出しで報じた [Ethiopian Herald 2015a]。

したがって、国会下院における野党の議席は前回の1議席からゼロとなった。また、EPRDFと

⁴ エチオピア全国選挙委員会は、登録上連合（coalition）と戦線（front）を区別している。しかし、その区別は明らかではなく、どちらについても独立したステータスを持つ複数の政党が「共通の目的をもって、連合または戦線を形成する」と記述している。そのため本稿では、EPRDFを便宜上政党連合と呼ぶ。なお、複数政党が一つの組織として統合されている場合は、同盟（union）とされる。（<http://www.electionethiopia.org/en/political-parties.html>, 2015年8月17日アクセス）

⁵ NEBE ホームページ（<http://www.electionethiopia.org/en/political-parties/active-political-parties.html>, 2015年8月17日アクセス）

⁶ NEBE ホームページ（<http://www.electionethiopia.org/en/announcement.html>, 2015年7月1日アクセス）

⁷ 2015年7月30日にNEBEのホームページにアクセスした時点では第5回総選挙の結果は記載されていたが、その後白紙となっている。9月4日に確認した時点でも同様であり、最新の結果は不明である。（<http://www.electionethiopia.org/en/home.html>）



その協力政党以外の政党の得票率も低い。死票が多いといわれる小選挙区制だが、有効投票数 3320 万票に対して野党の合計は 170 万票で全投票数の 5.1%に過ぎない。その中では、エチオピア連邦民主統一フォーラム（Ethiopian Federal Democratic Unity Forum: Medrek）が 100 万票以上を集めており、ついでセマヤウィ党（アムハラ語で「青」を意味する）が続く [Reporter 2015a]。Medrek もセマヤウィ党も、選挙過程と結果に対しては、公正でも自由でもなく、信頼できるものではないとして、結果の受け入れを拒否している [Ethiopian Herald 2015b, Ethiopian News Agency 2015]。

なお、Medrek は、前回 2010 年の総選挙で唯一の議席を獲得した政党連合である [Finfinne Tribune 2010]。2009 年に正式に 8 つの政党による政党連合として NEBE に登録されている。そのうちの 1 つに、民主正義統一党（Unity for Democracy and Justice: UDJ）がある。UDJ は、野党が躍進した 2005 年の第 3 回総選挙で野党最大の 109 議席を獲得した統一民主主義連合（Coalition for Unity and Democracy: CUD）の後継党である [Finfinne Tribune 2009]。一方、セマヤウィ党は、2012 年に政党として登録された比較的新しい党である。セマヤウィ党メンバーの多くは、後述する 2005 年第 3 回総選挙の結果に対する抗議運動に参加していた活動家であったとされる [UNHCR 2014]。

2. 第 1 回から第 5 回国会下院選挙結果の推移

下掲の表は、第 1 回から今回までの国会下院議員選挙結果の変遷である。エチオピアの国会下院選挙は小選挙区制で、5 年に一度行われる。これまでの選挙結果でも EPRDF が大多数の議席を獲得しているが、2005 年の選挙だけは、EPRDF とその協力党以外の政党が議席の 32%を占めており、大きく議席数を伸ばした。これらの政党は、選挙結果を不服として、2005 年 11 月にアディスアベバで大規模な抗議デモを行った。それに対して警察が発砲し、約 200 名が死亡、何千人もの人々が逮捕された [UNHCR 2014]。さらにこの選挙で最大野党となった CUD の主な指導者たちや、100 人以上のジャーナリスト、人権活動家そして援助活動家らも、国家転覆罪の容疑で逮捕された [EIU 2006, 13]。この後、反 EPRDF である政党関係者やメディアへの EPRDF 政府による抑圧が強化されていった⁸。この 2005 年の総選挙後の政治的混乱が、現在の EPRDF の一党優位の状況を強化したといえる。

国際人権団体などの報告を参照しても、エチオピアの政治体制は抑圧的といえる。ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists: CPJ）によると、エチオピア政府によるジャーナリストの逮捕者数は、2013 年には 7 名であったところ、2014 年には 17 名と 2 倍以上増え、中国、イラン、エリトリアについて逮捕者数で世界第 4 位となっている。また、検閲の厳しさについても世界第 4 位である [CPJ 2014, 2015b]。

⁸ このような政府による抑圧は第 3 回総選挙のあとだけではなく、第 2 回 2000 年の選挙の前後も行われている。Pausewang et al. [2002] は、その当時の日常的な政府の抑圧状況を報告している。



表 第1～5回 エチオピア国会下院選挙結果

	第1回(1995年)		第2回(2000年)		第3回(2005年)		第4回(2010年)		第5回(2015年)	
	議席数	%								
総議席数	547	(100.0)	547	(100.0)	547	(100.0)	547	(100.0)	547	(100.0)
EPRDFと協力党	471	(86.1)	495	(90.5)	372	(68.0)	545	(99.6)	546	(99.8)
-EPRDF	471	(86.1)	481	(87.9)	327	(59.8)	499	(91.2)	500	(91.4)
-EPRDFに協力的な党	0	(0)	14	(2.6)	45	(8.2)	46	(8.4)	46	(8.4)
それ以外の党	66	(12.1)	39	(7.1)	174	(31.8)	1	(0.2)	0	(0)
無所属	10	(1.8)	13	(2.4)	1	(0.2)	1	(0.2)	0	(0)
未確定									1*	(0.2)

(注) *南部諸民族州の Ginbo Gewta の選挙区での選挙が6月14日に延期されたため。結果は现阶段で不明である。

(出所) 第1回: Meier (1999, 383)、第2回: Inter-Parliamentary Union

(http://www.ipu.org/english/parline/reports/arc/2107_00.htm, 2015年9月4日アクセス)、第3回: Carter Center (2009, 6)、第4回: NEBE ホームページ(<http://www.electionethiopia.org/en/announcement.html>, 2015年7月1日アクセス)、第5回: NEBE ホームページ(<http://www.electionethiopia.org/en/home.html>, 2015年7月30日アクセス)

ただし、エチオピア政府にとっても、今回の選挙で100%の議席を獲得したことは予想外の結果だったと思われる。選挙後の政府の行動は、EPRDFが非民主主義的な政権ではないということを国内外に印象付けようとしているようにも見える。

たとえば、政府系英字新聞のエチオピアン・ヘラルド紙は、2015年6月26日付の社説として、「エチオピアの民主主義は強い野党無くして繁栄できるのか?」(“Can Ethiopian Democracy Thrive without Strong Opposition?”)と題した記事を掲載し、野党待望論を繰り広げた[Ethiopian Herald 2015b]。この社説は、もしEPRDFが選挙結果を操作したのであれば、多少の議席を野党に渡すぐらいのことはしたと述べ、今回のEPRDFの議席独占という結果は、国民の選択の結果であるとしている。また、有力な野党がいなければ民主主義は育たないと語り、2005年の総選挙で、国会下院の3分の1の議席を得た野党が、民主主義的な形でEPRDFに対抗する機会を自ら失ったことを惜しんでいる。そして、与党が全議席を取るという結果は、政府の民主主義に対するコミットメントに疑義を呈されることになるので、有力野党の出現を望むという文で記事は終わっている。英語で発信しているエチオピアン・ヘラルド紙においてこのような議論を展開することで、EPRDF政権は国際社会に対して懐柔を図っているとも考えられる。

さらに、総選挙が終了して影響力が低下したという判断もあっただろうが、EPRDF政権は、政治犯として逮捕していた人々を複数釈放した。裁判所は、テロや扇動の罪に問われて2013年4月に逮捕されていたインターネットのブロガー5人に対して、7月8日に罪状を取り下げて釈放し、続く9日には同様の罪で2011年6月に逮捕され、懲役14年の判決が下っていたコラムニスト1名を、控訴審で5年の執行猶予に減刑して釈放したのである[CPIJ 2015a]。



3. 選挙に対する国際的反応

エチオピア政府は、今回の選挙監視については、アフリカ連合監視団（African Union Observation Mission: AUBM）のみ参加を認め、2005年や2010年の選挙監視に参加していたEUやアメリカの参加は認めなかった〔Human Rights Watch 2015〕。AUBMへの参加者以外の外交官が選挙を監視することができなかったことに対して、在エチオピア・イギリス大使は批判している〔Reporter 2015b〕。

なお、AUBMの総選挙に対する評価は、民主主義の側面で改善は見られるとし、選挙は「静かで、平和的で信頼できる」（“calm, peaceful and credible”）と結論付けている〔Horn Affairs- English 2015〕。国際人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチは、この評価に対して、選挙の評価で一般に使われる「自由で公正」（“free and fair”）という言葉を使用していないことを指摘し、選挙が民主的に行われていなかったのではないかと疑問を投げかけている〔Human Rights Watch 2015〕。

しかし、EUやアメリカのエチオピア政府への外交姿勢は、批判と支援の二面性をもっている。上のイギリス大使の批判にも見られるように、これらの国々は、現政権の抑圧的性格を認識して批判している〔USAID/Ethiopia 2012, Voice of America 2013〕。2013年には、EU議会派遣団も、投獄されているジャーナリストや政治活動家の早期釈放をエチオピア政府に求めている〔Associated Press 2013〕。しかしその一方で、エチオピアの隣国であるソマリアや南北スーダンなど、政治的に不安定な国々に対する外交での重要な役割をエチオピアに期待していることもあり、欧米諸国は押し並べて今回のEPRDF圧勝という選挙結果を歓迎し、積極的に援助や軍事的支援を進めている。たとえば、2015年7月27日のオバマ米大統領のエチオピア訪問時の合同記者会見の演説でも、このような外交姿勢は明白だった。オバマ大統領は、演説の前半でエチオピアへの経済援助と軍事的パートナーシップを強調する一方で、最後の部分でエチオピアへの注文として、ガバナンスならびに人権や民主主義の向上について言及していた〔White House 2015〕。このように、欧米諸国は、現政権の抑圧的な性格を認識しており、人権問題改善のプレッシャーをかける一方で、援助や軍事的協力を提供しているのである。

おわりに

今回のEPRDFの完全勝利ともいえる選挙結果を考えると、EPRDF政権の野党側に対する圧倒的優位は当面続くであろう。ただし、この政治的安定は、順調な経済成長に対する国民の評価だけではなく、EPRDFへの対抗勢力の逮捕や拘束などの長年の抑圧的な政策によってもたらされたものでもある。

現在エチオピアは順調な経済成長を続けているが、農村部から都市部への人口流入や経済格差も拡大しつつある。野党側が議席を大幅に増やした第3回総選挙の結果は、国民の潜在的な政府への不満が表面に現れたものといえる。今後経済成長が鈍化していった時に、人々の不満をEPRDF政権が解消していくことができるのかが、今後の政権の試金石となるであろう。

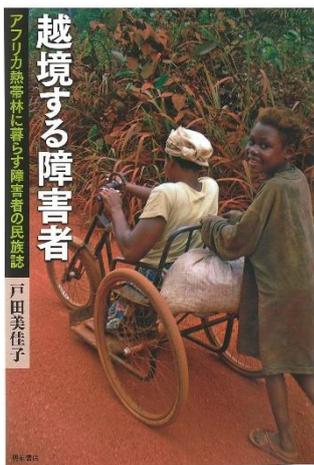


参考文献

- Associated Press 2013. "EU Delegation: Ethiopia should Release Jailed Journalists and Activists" 17 July, 2013. (<http://ecadforum.com/blog/eu-delegation-ethiopia-should-release-jailed-journalists-and-activists/>, 2015年9月3日アクセス)
- Addis Fortune 2015. "EPRDF, Affiliates Command 99pc of Seats Contested" 30 June. (<http://addisfortune.net/articles/eprdf-affiliates-command-99pc-of-seats-contested/>, 2015年8月15日アクセス)
- Carter Center 2009. "Observing the 2005 Ethiopia National Elections Carter Center Final Report(December 2000)". Atlanta: Carter Center. (http://africanelections.tripod.com/et.html#2005_House_of_Peoples_Representatives_Election, 2015年9月4日アクセス)
- CPJ (Committee to Protect Journalists)2015a. "Ethiopia releases imprisoned journalist Reeyot Alemu" 9 July. (<https://cpj.org/2015/07/ethiopia-releases-imprisoned-journalist-reeyot-ale.php>, 2015年8月20日アクセス)
- 2015b. "10 Most Censored Countries" 10 April 2015. (<https://cpj.org/2015/04/10-most-censored-countries.php>, 2015年8月20日アクセス)
- 2014. "China is World's Worst Jailer of the Press; Global Tally Second Worst on Record" 17 December 2014. (<https://www.cpj.org/reports/2014/12/journalists-in-prison-china-is-worlds-worst-jailer.php>, 2015年8月19日アクセス)
- EU 2006. *Country Report Ethiopia* (January 2006). London: The Economist Intelligence Unit
- Ethiopian News Agency 2015. "Semayawi Party Rejects Election Result" 30 May. (<http://www.ena.gov.et/en/index.php/politics/item/891-semayawi-party-rejects-election-result>, 2015年8月19日アクセス)
- Ethiopian Herald 2015a. "EPRDF Landslide Victory" 1 July. (<http://www.ethpress.gov.et/herald/index.php/news/national-news/item/1113-eprdf-landslide-victory>, 2015年8月18日アクセス)
- 2015b. "Can Ethiopian Democracy Thrive without Strong Opposition?" 26 June. (<http://www.ethpress.gov.et/herald/index.php/editorial-view-point/item/1171-can-ethiopian-democracy-thrive-without-strong-opposition>, 2015年8月20日アクセス)
- Finfinne Tribune 2010. "Ethiopia: Medrek on Democracy, Economy, Federalism, Assab, Education, Health" 24 February 2010. (<http://www.gadaa.com/oduu/?p=2548>, 2015年8月19日アクセス)
- 2009. "Bertukan Mideksa's UDJ Joins Medrek (an alliance of OFDM, OPC, ARENA, UEDF & SDF)" 11 February 2009. (<http://gadaa.com/oduu/?p=443>, 2015年8月19日アクセス)
- Horn Affairs-English 2015 "Ethiopia Election: Text of AU Observers' Preliminary Report" 28 May. (<http://hornaffairs.com/en/2015/05/28/preliminary-statement-african-union-election-observation-mission-ethiopia/>, 2015年8月20日)
- Human Rights Watch 2015. "Dispatches: Alarm Bells for Ethiopia's 100% Election Victory" 23 June. (<http://www.hrw.org/news/2015/06/23/dispatches-alarm-bells-ethiopia-100-election-victory>, 2015年8月20日アクセス)
- Meier, Michael 1999. "Ethiopia". in *Elections in Africa: A Data Handbook*, edited by D. Nohlen, M. Krennerich, and B. Thibaut. Oxford: Oxford University Press, 373-386.
- Pausewang, S., K. Tronvoll and L. Aalen 2002. *Ethiopia since the Derg: A Decade of Democratic Pretension and Performance*, London and New York: Zed Books.
- Reporter 2015a. "Takeaways from Election 2015 Result" 27 June. (<http://thereporterethiopia.com/index.php/in-depth/indepth-politics/item/3674-takeaways-from-election-2015-result>, 2015年8月15日アクセス)
- 2015b. "UK's Point of View" 27 June. (<http://www.thereporterethiopia.com/index.php/interview/item/3664-uk's-point-of-view>, 2015年8月20日アクセス)
- USAID/Ethiopia 2012. *Country Development Cooperation Strategy 2011-2015: Accelerating the Transformation Toward Prosperity*, Addis Ababa: USAID/Ethiopia.
- UNHCR 2014. "Ethiopia: Semayawi Party(Blue Party), Including Origin, Mandate, Leadership, Structure, Legal Status, and Election Participation; Party Membership; Treatment of Party Members and Supporters by Authorities" 17 October 2014. (<http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=printdoc&docid=54c9f8064>, 2015年8月19日アクセス)
- Voice of America 2013. "European Human Rights Committee Denied Access to Ethiopian Prison" 17 July 2013. (<http://www.voanews.com/content/european-human-rights-committee-denied-access-to-ethiopian-prison/1703610.html>, 2015年8月21日アクセス)
- White House 2015. "Remarks by President Obama and Prime Minister Hailemariam Desalegn of Ethiopia in Joint Press Conference" 27 July. (<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/07/27/remarks-president-obama-and-prime-minister-hailemariam-desalegn-ethiopia>, 2015年8月20日アクセス)

(こだま・ゆか／アジア経済研究所)





越境する障害者 ——アフリカ熱帯林に暮らす障害者の民族誌——

戸田 美佳子 著

東京 明石書店 2015年 224p.

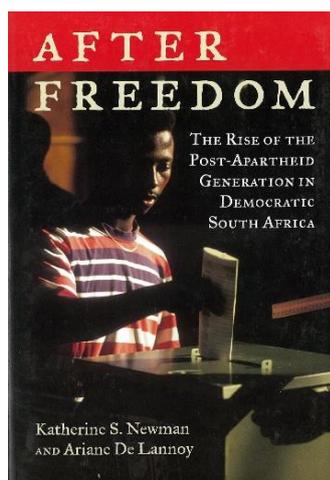
「アフリカ障害者の10年」の取り組み(2000年～)、「障害者の権利に関する条約」の発効(2008年)、そして「持続可能な開発目標」(SDGs)における随所での障害への言及(2015年)などに見られるように、障害者の権利保障や開発参加の重要性がアフリカの文脈でも強調されるようになって久しい。こうした潮流は、周辺化され、排除や差別を受け、結果として深刻な貧困に直面してきた障害者の開発過程への包摂を目指すものとして理解されることが多いだろう。しかし、本書の著者は、カメルーンの熱帯林での障害者の暮らしを調査するなかで、心身の機能障害をもつ人々が差別や排除を受けるという、障害研究において自明視されてきた前提に疑問を抱くようになる。著者が出会った障害者たちは、障害ゆえに特別視されることもなく、周囲の人々と豊かな相互行為を織りなし、主体性を遺憾なく発揮しながら、当たり前日々の暮らしを営んでいたからである。

足かけ9年間にわたるフィールドワークの成果である本書には、調査地において障害者がいかにして生活を成り立たせているかが丁寧に描かれている。本書に出てくる障害者は、畑を所有していたり、現金収入を得たりして、自らが生計の主体となっている。調査地には狩猟採集民と農耕民が混住しているが、障害者はエスニックな境界をも越えて(「越境」して)たえず交渉し、対面的な関係性のなかでケアを実現することで、生活上のさまざまな困難を軽減している。生活のあらゆる場面で手助けを必要とするがゆえに、障害者は非障害者に比べて、周囲の人々とより濃い関係性を築く。そうした障害者の日々の生活実践から浮かび上がってくるのは、社会から排除された障害者ではなく、むしろ高度に社会的な存在としての障害者像である。障害者と周囲の人々との相互行為を「対等性」と「共同性」の2つのキーワードで読み解き、そこに障害を語ることにつきまとう「息苦しさ」を打破する可能性をみいだす終章の議論展開も鮮やかである。

フィールドで出会った障害者の生き方への共感と尊敬に満ちた本書の読後感は爽やかである。障害学やケア学への理論的示唆も大きく、幅広い読者に一読をお勧めしたい。

牧野 久美子(まきの・くみこ/アジア経済研究所)





After Freedom
 ——The Rise of the Post-Apartheid Generation in Democratic
 South Africa——

Katherine S. Newman and Ariane De Lannoy

Boston Beacon Press 2014年 xiii+279p.

南アフリカの人口ピラミッドは末広りのピラミッド型で、40歳未満が人口の大多数を占める。これらの人びとの多くは、物心ついた時には、鉄道や公園といった公共施設の人種別による利用制限が撤廃され、黒人（アフリカ人）のみが携帯を義務付けられていた悪名高き身分証制度の弊害も、自分自身では経験したことのない「フリーダム世代」、そして、アパルトヘイトが正式に終了してから誕生した「ボーン・フリー世代」からなる。本書は、「フリーダム世代」に属するケープタウン在住の若者7名の生活と人生観を描いた民族誌である。

本書に登場する7名は、ケープタウンに住む多様な人びとを代表する人口集団から意図的に選ばれており、黒人2名、カラード（混血）2名、白人2名、そしてコンゴ民主共和国出身の移民1名からなる。このうち南アフリカ人6名については、人口集団内部の階層性をも反映させるため、居住地域や職業、収入面から判断して明らかに経済的に困窮している人と、ミドルクラスに属する人との話が対になって登場する。ややステレオタイプの描写が見られ、7名の背景に関する調査の深さにばらつきがあるものの、ケープタウンに住んだことのある人や、南アフリカ人と交流したことがある人には馴染みの話も多く、登場人物が持つリアリティ感が本書の醍醐味である。

本書で印象的なのは、人口集団内部における現在の生活レベルの差を決定づける要因が、いずれの集団においても教育であったということである。とりわけ、黒人とカラードの人びとにとって、白人専用学校が全人種に門戸を開き、そこで受けた教育をもとに高等教育へと進んだことが、その後、一定の収入が得られる専門職に就くうえで決定的に重要であった。子供を旧白人専用学校に行かせるという親の選択と、それに伴う教育投資は「フリーダム世代」において報われた。新しい南アフリカで、新たに開かれた機会に応えるための能力と技術を、彼（女）らが教育を通じて身につけることができたからである。他方、家庭の事情や居住地域にはびこるギャング文化の影響を受けて中学高校を中退した2名の若者は、定職に就くことができないばかりか、求職活動すらままならず、自ら道を切り開こうとする努力もなかなか身を結ばない。

本書の登場人物が10年後、どのような生活を送っているのか、そして彼らに続く「ボーン・フリー世代」にとっても教育が社会的上昇の鍵を握るのか、南アフリカのこれからを担う若い世代の動向がますます注目される。

佐藤 千鶴子（さとう・ちづこ／アジア経済研究所）





社会的包摂／排除の人類学 ——開発・難民・福祉——

内藤 直樹・山北 輝裕 編著

京都 昭和堂 2014年 255+v p.

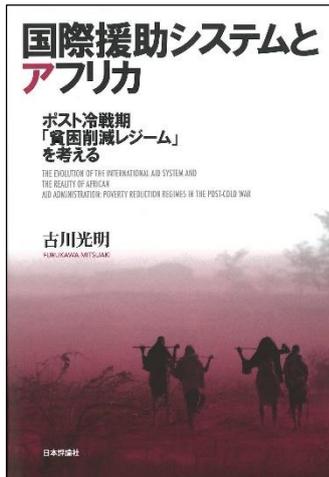
国立民族学博物館の共同研究会をもとに編まれた本書は、開発／難民／福祉の3部構成、序章と終章を含めて全14章から成る。日本、ラオス、オーストラリアからアフリカ各国まで、射程は世界規模に広がるが、全体の半分近くはアフリカに関する論考で構成され、本書は隠れた「アフリカ本」にもなっている。

第1章「ケニア牧畜民の伝統社会は開発から逃れられるか」（内藤直樹）は、ある農村で構築された多彩な「よそもの」を包摂するシステムを描く一方で、典型的な伝統的農村に見えたその集落が、実は開発プロジェクトを忌避した移住者によって新設されたものであったことに気づく、調査の道のりをも辿って印象深い。第2章「エチオピア牧畜民に大規模開発は何をもたらすのか」（佐川徹）は、著者によるフィールドワークを通じて、「胃の違い」——各人の感情や考え方の違い——を何より尊重する南部の暮らしを描き出し、開発に批判的な意見だけを強調する一枚岩的理解に鋭い警鐘を鳴らす。第3章「ボツワナの狩猟採集民は『先住民』になることで何を得たのか」（丸山淳子）は、狩猟採集を営むサンの人々が、近年の先住民運動の結果として「伝統的生活」を強いられ、「故地」への帰還という選択肢をめぐって新たな排除にさらされている一方で、社会内部ではそうした問題が解決されつつある様子をあわせて描き、強い印象を残す。本書にはその他、「アフリカの難民収容施設に出口はあるのか」（中山裕美）、「アンゴラ定住難民の生存戦略は持続可能か」（村尾るみこ）がある。

アフリカ関連の論考を中心に紹介したが、それらが日本で生成している「社会的排除／包摂」——「ホームレス」の人々や精神・身体に障害や病気を抱えた人々の暮らし、祖国を逃れ難民など様々なステータスで日本に住む人々の暮らし——の分析と並置する形で提示されていることが本書の最大の強みであろう。「世界を席卷する市場原理主義のゲーム」からこぼれ落ち「様々なタイプの人間ゴミ」となった時、ひとが向き合う「絶望」と「希望」はどのようなものか (p.254)。本書のテーマは私たち自身の生でもあろう。各論考はいずれも、平易な言い回し・適切な用語解説などに注意が払われ、専門外の読者にも分かりやすい。アフリカに関心のある方にはもちろん、社会、福祉にかかわる問題には縁遠いとお考えの読者にも、ぜひお勧めしたい一冊である。

津田 みわ（つだ・みわ／アジア経済研究所）





国際援助システムとアフリカ ——ポスト冷戦期「貧困削減レジーム」を考える——

古川 光明 著

東京 日本評論社 2014年 ix+344p.

本書執筆の動機として筆者は、JICA（国際協力機構）タンザニア事務所勤務時に受けた衝撃を挙げている。自信を持って進めてきた保健分野の事業について、ドナー会合の場で「なぜ、日本はいまだにプロジェクト援助をするのか？」と一刀両断に否定されたという。本書は、実務家である筆者からのこの批判に対する回答である。

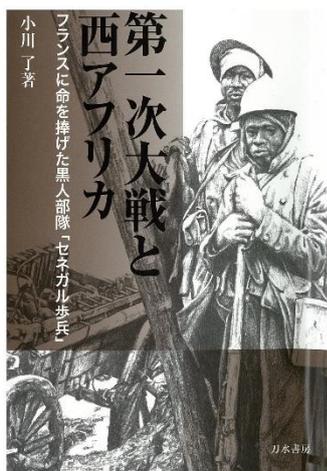
1990～2000年代にかけて、世界の開発援助は大きく変化した。プロジェクト援助に代わってプログラム援助が主流になったこと、それに伴ってセクターワイドアプローチや財政支援が広く取り込まれるようになったこと、そして新たな援助潮流への日本の対応がどちらかといえば消極的なものだったことはよく知られた事実であろう。本書は、豊富なデータと実務家ならではの知見に基づいて、この援助システムの変化を描き出し、評価を加えている。

プロジェクト援助が主流だった時代、各ドナーは相手国政府と個別に関係を結び、ドナー間関係は比較的平等だった。しかし、「援助の氾濫」が被援助国政府に多大な負担を与えているとの批判をきっかけに、一般財政支援などのプログラム援助が望ましいという意見が国際社会で力を持つようになった。被援助国が策定した開発計画を基本とし、ドナーが協調して当該政府と政策対話を進めつつ、プログラム援助を供与すべきだとの考え方である。北欧諸国や英国が主導して、援助効果を高めるためにはこの手法が不可欠だとの国際世論が形成された。援助協調の名の下に、プロジェクト援助中心のドナーは現場で次第に周縁化された。ドナーの間に「序列」が形成されていったのである。冒頭の筆者の衝撃はここに由来する。

統計分析とタンザニアの事例分析に依拠して、筆者は、一般財政支援が当初意図した通りの結果を生んでおらず、被援助国はもとよりドナーも約束した行動をとっていないことを示す。これは興味深く、また重要な発見である。国際援助政策の背景にはドナー間の競合があり、どの国も自らに有利な政策を主流化させようとする。そこでは、自国が推す政策を国際益と整合的に説明し、相手を説得できたドナーが有利な立場を占める。終章では、日本が国際的な競争に耐えうる政策形成能力をつけるべきだという強い主張が感じられる。荒削りな文体と計量分析の多用のため必ずしも読みやすいわけではないが、本書には「言いたいこと」がしっかり盛り込まれている。実務家によるソウルフルな一冊だと思う。第19回国際開発研究大来賞受賞作品。

武内 進一（たけうち・しんいち／アジア経済研究所）





第一次大戦と西アフリカ ——フランスに命を捧げた黒人部隊「セネガル歩兵」——

小川 了 著

東京 刀水書房 2015年 xiv+378p.

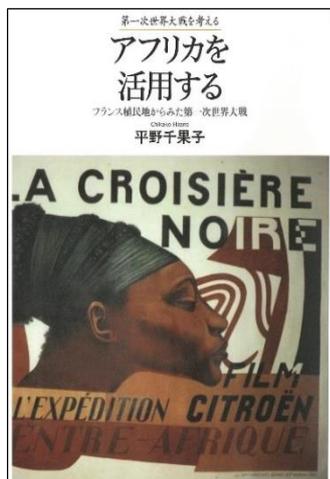
本書は、著者が2014年に発表した非売品の書籍『ジャーニュとヴァンヴォー——第一次大戦時、西アフリカ植民地兵起用をめぐる二人のフランス人——』（アジア・アフリカ言語文化研究所）を新たに商業出版物として刊行したものである。基本的な内容を前著から引き継ぎつつ、標題の変更、章順の組み替え、補遺の加筆などがなされた改訂版として位置づけられる。植民地期のアフリカについて一書を使って論じた日本語の本は多くはなく、フランス語圏アフリカともなればなおさら情報が乏しいのが現状である。本書の刊行は日本のアフリカ研究に新たな足跡を記す大きな出来事といえる。

本書は、第一次大戦という初めての総力戦に突入したフランスが、折しも西アフリカに建設していた広大な植民地を戦時動員に巻き込んでいった過程に注目する。焦点は西アフリカ各地から徴発され戦場へ投入されたアフリカ人兵士たちに置かれ、その動員に関わった2人のフランス人——強硬な徴発策に反対してフランス領西アフリカ連邦総督の職を辞し戦場で命を落としたヴォレノーヴェンと、西アフリカ出身の黒人で初めてフランス国民議会の議員となり大規模なアフリカ兵の動員を実現したジャーニュ——の生涯を通して詳しい記述と分析が進められる。公文書資料（おそらく本邦初紹介のものも多いだろう）や第一次大戦時の軍人の著作などからの長めの引用が効果的に盛り込まれ、読みごたえがある。フランスが西アフリカへ進出した過程や統治機構に関しても要点が簡潔にまとめられており、フランスによる西アフリカの植民地化について多くを学ぶことができるのも魅力である。

人類学者としてフィールドワークに基づく研究を積み重ねてこられた著者小川さんは、本書以前にも『奴隷商人ソニエ——18世紀フランスの奴隷交易とアフリカ社会——』（山川出版社、2002年）を発表している。フィールドであるセネガルを長いあいだ見つめる過程で発展してきた関心を歴史的に掘り下げ、研究分野にとらわれずに具体化させようとする姿勢は本書でも貫徹している。本書でなにより印象的なのは、資料や先行研究では必ずしも情報を得られない事柄について、大胆に推論を重ねて小気味のよい筆致でぐいぐいと論を進めていく文体である。自分の関心に忠実に考察を重ね、成果をありのままに提示してくれる、その清々しさに触発される。

佐藤 章（さとう・あきら／アジア経済研究所）





アフリカを活用する ——フランス植民地からみた第一次世界大戦——

平野 千果子 著

京都 人文書院 2014年 168p.

本書は、2007年～2014年にかけて京都大学人文科学研究所で行われた共同研究「第一次世界大戦の総合的研究」の成果の一冊である。従来、第一次世界大戦は、戦間期の植民地のナショナリズムの高揚に大きく影響を及ぼしたとされてきた。フランス領の場合、インドシナやアルジェリアでは独立戦争が泥沼化した一方で、サハラ以南アフリカではCFAフラン圏の存在を可能にした「親仏的」な関係が見られるなど、いわゆる支配・被支配関係の歴史からは想起しがたい側面もある。本書は、この想起しがたい状況を理解する手がかりを与えてくれる。

本書は3つの章で構成されている。第1章では、第一次世界大戦に際して、フランスが西アフリカでアフリカ人の新興エリート層と伝統的権威の双方にアピールし、植民地兵の動員に成功した手法を詳らかにする。第2章は、アフリカ人の戦時動員を可能にした背景として、「彼らの精神が私たちの意図に沿って形作られる」（仏領西アフリカ教育担当者の書『ある精神の征服』より）ことを究極的な目的とした植民地教育に焦点を当てる。さらに第3章では、1919年創業の自動車会社シトロエンが戦争を契機に行ったアフリカ大陸走破を取り上げ、この冒険心に満ちた官民協力プロジェクトが、国民と植民地の「距離」を縮めるのに一役買ったことを紹介している。

本書を読み進めると、現代アフリカと世界との関係にも通底する要素が、この時期にかけて随所に見られることに気づかされる。印象的なのは、フランス第3共和政自体が伝統的権威に対抗して形成された体制であるため、その価値転換を植民地にも持ち込んだはずだが、人的・物的資源を動員する理由により、植民地ではそれをあっさりとして改めて伝統的権威を活用した点だ。また、企業家精神に溢れた民間企業のアフリカ進出は、官の強力なバックアップと他の宗主国との協力によって実現された。そして戦争で疲弊し、もはや世界の中心的存在ではなくなったヨーロッパ諸国が協力して、アフリカを維持しようとする計らいは「ユーラフリカ構想」へと繋がる。

本書が明らかにするように、近代的武力を背景にした抑圧に対するアフリカ人の妥協や苦悩の末の選択は、フランス側の視線を通して「親仏的」と表現されてきた。本書は、これを丹念に跡付けし、周到な植民地教育と宗主国社会におけるプロパガンダの結果、アフリカ人のみならず、フランス国民自身もそれを内面化し、再生産していった過程を明らかにしている。

網中 昭世（あみなか・あきよ／アジア経済研究所）





衣食住からの発見

FENICS 100万人のフィールドワーカーシリーズ 11

佐藤 靖明・村尾 るみこ 編著

東京 古今書院 2014年 194p.

フィールドワーカーは、日本とは異なる環境や文化の中で、いったい現地の人たちとどのような付き合いをし、どう暮らしているのか。本書はそんな疑問に答えてくれる本である。本書では「衣食住」をテーマとして、フィールドワーク中の日常生活を研究者らが綴っている。取り上げられている調査地は、アフリカの森林やサバンナ、サヘル地域、南アメリカの熱帯雨林、南太平洋諸島、南極大陸と多様である。

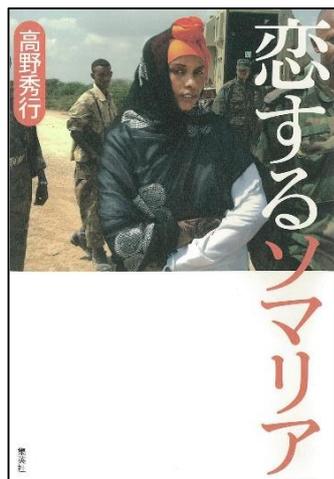
本書は9章と3つのコラムで構成され、大きく4つのパートに分類されている。各パートでは、それぞれの調査者が、暮らしをともにすることで信頼関係を作り上げていく経験 (Part I)、現地での暮らしの中で、研究の新たな視点やテーマを見出す経験 (Part II)、過酷な自然環境の中での衣食住 (Part III)、フィールドワークの中で調査者が自分と世界とのつながりに気づく経験 (Part IV) について語られている。いずれの体験談も面白いが、ここでは、評者が日本ではまず経験できないと思った話を「食」に絞って2つ紹介したい。

あるエチオピアの農村では、「どぶろく」のような地酒を主食とする (第2章)。調査者は初め、地酒が苦手で団子をたくさん食べていたが、大人は地酒で腹を満たすのが当たり前であったため、子ども扱いされてしまったそうだ。調査者が地酒を主食にすべく必死で訓練するうち、村を訪れた中国人が、出された地酒を全く飲まなかったことをきっかけに、村人たちも調査者の努力に気が付き、受け入れてくれるようになった。自分たちの当たり前が他の者にとってはそうではないと気が付くその瞬間と、そこからお互いの信頼関係ができていく様子が興味深かった。

2つ目は、最低気温マイナス25度、ブリザードが吹く南極での調査の体験談である (第5章・コラム3)。極寒の過酷な環境では、調査の大前提は死なないことであり、入念かつ万全の準備と装備が必要となる。調査中の住まいはテントであるが、南極ではテントの生地が1ヶ月もすると劣化するほどオゾンホールの影響で紫外線が強烈だ。食事は荷物の軽量化を図るため、乾麺やフリーズドライ食品である。そう聞くと、粗末な食事を想像するが、現在では南極調査用のフリーズドライ食品「極食」が開発され、魚の塩焼きから海老チリ、ステーキ、刺身までかなり豊富なメニューがあるのに驚いた。本書は各章が異なるフィールドワーカーの体験記なので、興味のある章から読んでいくことができる。今、自分が暮らす場所とは違う環境や文化をぜひ疑似体験していただきたい。

岸 真由美 (きし・まゆみ/アジア経済研究所)





恋するソマリア

高野 秀行 著

東京 集英社 2015年 306p.

本書は、第35回講談社ノンフィクション賞などを受賞した『謎の独立国家ソマリランド』（2013年）の続編である。前作では、ソマリア連邦共和国から独立を宣言したソマリランドが描かれ、さらには南部ソマリアの首都モガディシュやプントランドへ著者が単身乗り込み、その社会・政治の仕組みを解明しようとする姿を読者が追体験するものであった。一方で『恋するソマリア』は、タイトルからも明らかのように、前作とはかなり趣が異なる。帯に「前人未踏の片思い暴走ノンフィクション」とあるように、どうすれば自分がソマリの人々に受け入れてもらえるのか、苦心惨憺する話を中心となっている。2009年と2011年の取材を元にした前作の後を受けて、2011年10月～2012年12月に行った2度の長期取材をまとめたのが本書であり、前作に出てきた人々の人生の変遷も知ることができる。

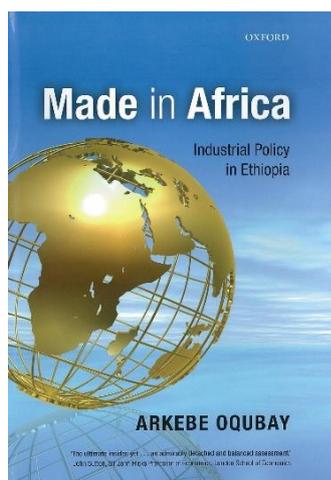
著者は、ソマリの人々に受け入れてもらうために、様々なアプローチを試みる。日本の中古車をソマリランドに輸出しようとして大失敗に終わった一節もあるが、無理矢理家に招いてもらったり、家庭料理を習うことで、男性には難しいソマリ女性の生活にも肉薄している。そんな日常生活の積み重ねから、ソマリの人々の言動の背後にある意味を著者が「発見」していく。著者の個人的な経験に基づいたものであり、どれだけ普遍的なものなのかは判断が難しいが、日常生活からソマリの人々の価値観を解き明かしていく過程にはスリリングな面白さがある。

また、本書はソマリの人々を取り巻く厳しい状況をも教えてくれる。さらに、彼らの生活が死と隣り合わせであることが、前作以上に随所で言及されている。例えば、懇意にしていたモガディシュのテレビ局のスタッフの死や、その死を目の当たりにして精神に変調をきたしている同僚の姿などが描かれている。最後の章では、著者も南部ソマリアの地方でアル・シャバーブに襲撃され、九死に一生を得ている。前作では民主主義国家建設に向かって進んでいるかのように見えたソマリランドも、政府がメディアへの干渉を露骨に行うなど、その道のりは必ずしも順風満帆ではない。

評者も、エチオピアの農村社会で調査をするにあたって、村の人々と親しくなったと思っても、現実には自分はただの短期訪問者に過ぎないのだと思い知らされるが多々ある。著者のソマリの人々への切ない片思いは、苦笑いとともに関感を覚えてしまうのである。

見玉 由佳（こだま・ゆか／アジア経済研究所）





Made in Africa —Industrial Policy in Ethiopia—

Arkebe Oqubay

Oxford Oxford University Press 2015年 xxiv+348 p.

経験に基づいた産業政策論がアフリカでも議論されるときが来たことを、本書を読み終わって実感した。産業政策とは産業構造の変化を促す政策全般を示すが、一次産品に依存する経済構造の転換が重要課題だと認識されていたアフリカ諸国では、独立直後から産業政策が積極的に実施されていた。しかし、構造調整政策が導入されて以降、経済と貿易の自由化が推し進められ、国営企業、企業への補助金や低利融資、輸入関税といった産業政策のための手段が次々に奪われたのである。自由化政策は市場が成長産業を決めるとの「信念」に基づいているが、その後、アフリカ諸国では長く経済の停滞が続き、成長傾向がみられる近年はますます一次産品への依存を深めていることは周知の事実である。

著者は、エチオピアの首都アジスアベバの市長や首相アドバイザーとして長年かつ現在も政策にかかわっている人物である。エチオピアは、援助機関による経済自由化政策の要請に粘り強く抵抗し独自の産業政策を実施してきた経緯があり、その経験に基づいて産業政策の重要性を訴えるのが本書である。セメント産業、切り花産業、皮革産業を対象に、政策責任者として得た知識だけではなく、関係者や企業に対する聞き取り調査を積極的に用いて、具体的な政策の内容とその評価が詳述されている。アフリカの貧困国で行われた最も包括的な産業政策を知るうえで、非常に有意義な資料である。

産業政策をめぐるのは、それを支持する非主流派の経済学者や政治経済学者が主流派経済学を批判しているが、両者の議論がかみ合っているとは言い難い。産業政策の効果を科学的に証明することの難しさから、前者の議論は厳密性に欠けることが多く、他方、後者はその効果よりも政府が市場に介入することの潜在的な問題を重視する傾向がある。本書における産業政策の評価も根拠が弱い場合が多いが、アフリカにおいて産業政策を実施し、それに伴って産業が成長しているという現実に基づいている点に、他にはない強みがある。

同様の産業政策が他のアフリカ諸国でも実現できるかどうかは、著者も指摘するようにいくつかの留保が必要だと思われる。特に、産業に優先順位をつけることは複雑な利害関係の調整が必要であり、また腐敗を防ぐことも容易ではないだろう。しかし、今後も産業政策に消極的な姿勢を続ければ、経済官僚から産業育成の知識が失われ、産業構造の転換が遠のくと危惧する。

福西 隆弘（ふくにし・たかひろ／アジア経済研究所）

